

政策コード	1-1	担当部局	観光商工部	責任者 (部長名)	井元 保雅
-------	-----	------	-------	--------------	-------

1. 政策体系

基本目標	1. 雇用を生み出す力強い産業のまち
政策	1-1 地域経済を支える地場企業振興

2. めざす姿

地場企業の経営基盤の安定と強化が進み、地域経済が活性化しています。

3. 後期基本計画掲載の主な達成目標と実績

NO	成果指標名	現状値	最終目標値	実績値の推移			
		H22	R1	H25	H27	H29	R1
1	商業販売額【億円】	6,468	6,468.0	5,936	6,339	6,916	—
2	製造品出荷額等【億円】	1,770	1,919	1,983	1,634	1,633	1,647

4. 振り返り～活動の評価～ ※成果がうまくいった部分、いかなかった部分など

H27決算	H29決算	R1決算
融資制度を充実させ経営基盤の強化、経営の安定を図ったほか、企業の技術力向上、販路開拓、及び商店街の活性化と賑わいの創出を図るための支援を行いました。創業者数が停滞しており創業支援ネットワークの連携強化が必要です。ふるさと納税制度の活用、道の駅の整備などにより特産品の販売増に取り組みしました。	商工会議所等の経済支援機関との連携の中で、経営基盤の強化、新規創業者の支援を図ったほか、新たなビジネスモデルの確立に向けた戦略産業人材育成確保事業の取り組みを進めました。また、ふるさと納税制度の返礼品に本市特産品を引き続き採用することで、市内事業者の販売額の向上に繋げることができました。	企業経営の根幹をなす金融の円滑化を進めつつ、特に創業者を対象とした政策金利を設定し、市内中小企業者の資金需要に対応しました。また、新たなビジネスモデルの創出に向け、次世代育成プログラムから西九州佐世保広域圏ビジネスプランコンテストを官民一体となった取り組みとして進めています。また、商業・サービス業の活性化に向けては、魅力ある個店の創出に努めることで新たな商業集積を図ることができました。ふるさと納税については、販売チャネルの多角化等の取り組みを進めたことで、寄付額の増加に繋がっています。

5. 政策の現状と課題～後期基本計画から変化した部分～

H27決算	H29決算	R1決算
大型店の影響等により地域の商店街はさらに厳しさを増しており、製造業は技術の継承、人材の確保などが重要な課題となっています。「まち・ひと・しごと創生総合戦略」推進のため、地場産業の振興、創業支援などが必要です。三川内焼を含む肥前窯業園が日本遺産に認定されました。	生産年齢人口の減、有効求人倍率の増等により、各産業分野において人手不足が深刻化してきており、AIやIoT等を活用した生産性の向上に向けた取り組みや技能継承、事業承継の円滑化に向けた取り組みが求められています。ふるさと納税については、総務省より返礼率の見直しの通知がなされる一方で、自治体間の競争が激しくなってきました。	市内企業の持続的かつ安定的な経営が、少子高齢化、人口減少の振興に伴う人手不足と国内市場の縮小等により、困難になりつつあり、業種を問わず、ITやAIなどの利活用をはじめとした生産効率を高める取り組みが求められています。商業・サービス業については、商圏人口の減少から、新たな交流人口の創出や販売チャネルの多様化への対応を図る必要があります。

6. 今後の取組み～特筆すべき部分

H27決算	H29決算	R1決算
2. 進め方の改善 金融施策は企業の経営安定化のための基礎的な事業として取り組みます。商店街の将来像策定や、まちなかではまちづくり組織を支援します。企業が発展していく上で必要な中核的人材の獲得やものづくり産業での技術継承などの支援を行い、また、創業支援に積極的に取り組みます。ふるさと納税や日本遺産認定を活用して特産品の認知度向上・販売額の拡大を進めます。	2. 進め方の改善 商工業については、従来型の支援に加え、新たに、ビジネスモデルの多様化や生産性の向上に向けた取り組みへの支援や円滑な事業承継を促す支援策の制度設計に着手します。また、今後、人口減少が見込まれる中、増加が見込まれるクルーズ船によるインバウンド需要の取り込みに向けた受け入れ態勢強化に向けた取り組みを推進します。ふるさと納税については、ポータルサイトを新たに追加するなど、新たな寄付者の獲得や返礼品の発送拡大に努め、佐世保産品の認知度向上、販路拡大を図ります。	2. 進め方の改善 ここ数年有効求人倍率が平均1.5倍強で推移してきた中、コロナ禍の影響により事業活動の制限を余儀なくされている事業者が、業種を問わず見られています。今後は、事業者としての新たな生活様式への対応を含め、緊急経済雇用対策事業の的確な実施を通して、市内事業者の経営の持続化に向けた支援を行います。

7. 政策を構成する施策

枝番号	施策名	事業費(人件費含む)	事業費(人件費含む)	事業費(人件費含む)
		H27年度	H29年度	R1年度
1・1・1	経営基盤の強化・企業経営の安定	4,368,051	3,935,975	3,725,912
1・1・2	商業・サービス業の活性化	520,177	23,457	22,159
1・1・3	技術力の高度化	17,049	17,083	15,732
1・1・4	ふるさと産業の振興	1,349,095	1,265,418	1,320,861
1・1・5	新規創業・新分野進出支援	69,667	38,580	45,557
	事業費合計	6,324,039	5,280,513	5,130,221

令和 元 年度実施事業 令和 2 年度 施 策 評 価 シ ー ト (主 要 な 施 策 の 成 果 報 告 書)

担当部局 観光商工部 作成日 令和2年6月19日
 責任者(部局長名) 井元保雅

施策コード	1-1-1
施策名	経営基盤の強化・企業経営の安定
総の位置づけ	基本目標 1 雇用を生み出す力強い産業のまち
	政策 1-1 地域経済を支える地場企業の振興
画け	総合計画 34 ページ 後期基本計画

施策の方向性	経営基盤の強化等への支援

主な達成目標(成果指標)	単位	現状値	対象年度(元年度)		達成度(%)
		22年度	目標値	実績値	
利益を上げた企業の割合	%	37.3	50.0	45.3	90.6
-	-				
-	-				

(振り返り) 実施した内容	<ul style="list-style-type: none"> ●本市中小企業の経営基盤の強化と経営の安定化を図るため経営資源の根幹となる金融の円滑化、人材育成等の側面から事業を展開するとともに経営課題の解決や新規創業に向けた支援を行いました。 ●商工会議所、商工会等を中心とした中小企業支援団体への補助を通じ、相談窓口(1日経営ドッグ等)を開設し、中小企業が抱える諸課題に対して助言し中小企業の安定した経営に貢献できました。
現状と課題	<ul style="list-style-type: none"> ●内閣府が令和2年6月に発表した月例経済報告では「景気は、新型コロナウイルス感染症の影響により、極めて厳しい状況にあるが、下げ止まりつつある。」とあり、「先行きについては、感染拡大の防止策を講じつつ、社会経済活動のレベルを段階的に引き上げていき、極めて厳しい状況から持ち直しに向かうことを期待される」と判断しています。新型コロナウイルス感染症感染が社会経済活動に与えた深刻な影響に対して、景気回復に向けた新たな取組みや新しい生活様式の定着が求められています。本市としても市内事業所の廃業・閉店を防止し、経営及び雇用の維持・継続を図れるよう、従来の支援策の充実強化と併せて、新たな働き方に取り組む事業者を支援する必要があります。
今後の取組み (第7次総計記載内容)	1.計画通り <ul style="list-style-type: none"> ●経営基盤の強化・企業経営の安定 経済情勢を踏まえて中小企業の資金ニーズに対応した制度融資を行うとともに、少子高齢化の進行や雇用形態の多様化など、中小企業を取り巻く経営環境の変化により事業承継などの新たに生じた課題解決に向けた取組や、企業における人材のスキルアップや技術・技能の承継に向けた取組への支援を行うことで、企業の新陳代謝を図るとともに、経営基盤の強化を促進し、経営の安定化を図ります。

◆施策を構成する事務事業の評価◆

枝番号	事務事業名 (★=重点PJ事業、☆=主要事業)	指 標		元	単位	事務事業評価	令和3年度	
		事業費(人件費含む)(千円)		目標値(上段)			成果の方向性	重点化
		令和元年度予算額	令和元年度決算額	実績値(下段)				
01	★☆☆ 中小企業経営基盤強化事業	指標	新規の融資実行件数	500	件	1	維持	
		3,857,905	3,689,408	345				
02	☆ 中小企業経営支援事業	指標	1日経営ドッグを受けて役に立ったと感じた人の割合	100	%	1	維持	○
		45,986	36,504	100				
03		指標						
04		指標						
05		指標						
06		指標						
07		指標						
08		指標						
09		指標						
10		指標						
事業費の合計				3,903,891				3,725,912

- 1・・・計画どおり事業を進めることが適当
- 2・・・事業の進め方等に改善が必要
- 3・・・事業の再編、規模、内容、実施主体の見直しが必要
- 4・・・休・廃止の検討が必要

◆結果分析◆

評価の視点	左欄に掲げる評価の視点から、施策の意図を達成するにあたって、どのような問題点を読み取ることができるか。
成果指標の分析	<p>施策の意図に合ったものとなっているか？目標値の設定は適切か？実績値に問題はないか？</p> <p>●本市中小企業の経営基盤の強化、経営安定を図ることを目的とした施策であり企業の経営状況を評価する指標として法人市民税の法人割りが賦課される(黒字)企業の割合で測っています。目標値の50%には前年度と比較して0.3ポイント増の45.3%(90.6%)の実績値となりました。企業経営については、取り巻く経済環境等、特殊要因があり、施策のすべてが直接、収益に影響するものではありませんが、本市制度資金の利用状況を見ても、民間金融機関による期間限定で市制度よりも低利の融資商品の取扱いが開始され、融資件数は減少しましたが、通常融資である短期資金、創業資金の融資残高は増加しており、市内中小事業者の経営支援に貢献することができたと判断しています。また、平成25年度からの傾向をみると利益を上げた企業数は毎年増加傾向にあり、一定の効果に繋がっているものと判断しています。</p>
事務事業の構成の妥当性	<p>施策の目的を達成するために構成した事務事業に問題点はないか？【●「施策の方向性」ごとに記載すること】</p> <p>●事務事業については、金融、人材育成の支援を中心とした中小企業経営基盤強化事業、及び中小企業の経営課題の解決に向けた支援を中心に実施する中小企業経営支援事業については、本市中小企業支援の柱となるもので妥当と判断しています。</p>
役割分担の妥当性	<p>行政の取組み以外で、目標達成に必要な実施主体及び事業等の記載及びその役割分担に問題はないか？</p> <p>●事業の実施にあたっては、金融施策については市内金融機関、保証協会との連携、人材育成施策については中小企業大学校をはじめとした人材育成機関、経営課題解決に向けた施策については、商工会議所、本市産業支援センターにおいて取組みを進めており、また、同センターで行っている創業の促進についても、経済支援団体、金融機関等で構成される「佐世保市創業支援ネットワーク」において機能的に連携しており、妥当と判断しております。</p>

◆改善提案◆

表面の「施策を構成する事務事業」の重点化欄で、重点化する事業として選択した理由	
<p>【中小企業経営支援事業】</p> <p>従来、慢性化する人手不足や若年層の流出などで中小企業を取り巻く環境が厳しさを増している状況に加えて、今般の新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止のための活動自粛等の影響で事業経営は深刻な状況となることが見込まれます。今後も事業経営を継続・維持させるためには、売上向上に向けた取組み支援をはじめ、資金繰り、雇用維持、ITを活用した業務効率化、新たな働き方の導入など経営全般への相談対応や支援が必要なるものと思われます。こうした状況を改善するため、国の補助金等の支援施策の積極的な活用を促すとともに、本市としても、商工会議所・商工会等の経営支援機関と連携して事業者への支援を積極的に行う必要があります。</p>	
この施策の成果を達成するための、具体的な改善提案(改善内容、始期、終期等)	
今年度実施する改善策	●金融関係施策については、中小企業の資金ニーズを捉えて必要な見直しを随時行っていきます。●中小企業経営支援事業については、商工会議所や商工会等の経営支援機関との連携を今後更に強化するとともに、中小企業診断士や社会保険労務士といった専門家との連携により事業者の経営力強化や雇用の維持に向けた取組み支援を行うなど支援体制の強化に取組み、本市支援制度はもとより、国県の補助金等の支援施策の周知を行い、活用を促進します。
次年度実施する改善策	●金融関係施策については、中小企業の資金ニーズを踏まえ新たな制度融資資金メニューの検討や、市中銀行の金利動向等を反映した、既存の制度融資の必要な見直しを随時行っていきます。●また、中小企業経営支援事業についても、事業者にとってよりよい活用が図れるよう、各中小企業支援団体等との協議を十分に行い制度に反映させます。また、今後、新型コロナウイルス感染症の再流行の可能性も十分に視野に入れつつ、ITを活用した業務改善や新事業分野への展開が図られるような支援など講じていきます。
中期的(概ね3～5年)に実施可能な改善策	●中小企業を取り巻く経済動向等に注視しながら、各種施策のスクラップアンドビルドやITの活用による効率化等、企業の生産性向上に向けた取組み支援を行うなど、時流に即した仕組み作りを進めます。
改善により見込まれる効果、または住民への影響に対するフォロー	
●経済環境・経営環境は常に変化し続けており、金融、人材、経営といった企業活動の根幹に関わる分野について、包括的に事業の改善・見直しを行うことにより、市内企業の経営安定・経営基盤強化に繋がります。今後は、感染防止と経済再開・回復の両立に向けた取組みとなるよう支援のあり方についても十分意識する必要があります。	

令和 元 年度実施事業 **令和 2 年度 施 策 評 価 シ ー ト**
(主 要 な 施 策 の 成 果 報 告 書)

担当部局 観光商工部 作成日 令和2年6月19日
責任者(部局長名) 井元 保雅

施策コード	1-1-2
施策名	商業・サービス業の活性化
総的位置づけ	基本目標 1 雇用を生み出す力強い産業のまち
政策	1-1 地域経済を支える地場企業の振興
総合計画後期基本計画	- ページ

施策の方向性	魅力ある商店街づくり
	地域ニーズに対応した商業・サービス業の展開
	観光施設とのネットワーク化

主な達成目標(成果指標)	単位	現状値	対象年度(元年度)		達成度(%)
		22年度	目標値	実績値	
商店街稼働店舗数	店舗	348	360	354	98.3
歩行者通行量(休日)	人以上	54,914	57,500	51,790	90.1

(振り返り)実施した内容	●「魅力ある商店街」の創出には「魅力ある個店」の創出が必要であるとの考えから、商店街等団体に加え、2者以上で構成される個店グループを対象とし、商店街への集客の核となる店舗の創出を目的とした「魅力ある個店グループ創出支援事業補助金」による支援を行いました。●本補助金により1つのグループに支援を行ったことで、新たな商業集積の活性化を促進することができました。●また、老朽化しているアーケードの改修など買い物環境の整備や、商店街が行う活性化にかかるイベント事業等への支援を行いました。
現状と課題	●中心商店街の通行量は、賑わいの創出を目的とした取り組みや、させぼ五番街・サンクルの開業効果による一時的な増加後、平成28年度は猛暑等の特殊要因により減少しましたが、平成29年以降増加しています。●商店街を取り巻く環境は、消費者ニーズと購買方法の多様化、少子高齢化の進展による消費人口の減少等から経営環境は厳しい状況が継続しています。●特に地域の商店街については、後継者不足や空き店舗の増加から地域ニーズへの対応が不十分となり、商業集積が見られなくなっている商店街もあることから、新たな顧客ニーズへの対応を含め集客構造の転換等を図る必要があります。
今後の取組み (第7次総計記載内容)	●魅力ある商業集積の形成 商工会議所や民間まちづくり組織と連携し、魅力ある個店を創出・集積させることで地域の価値を引き上げ、さらなる事業者の流入を促し、魅力ある商業集積を形成します。また、観光需要、インターネット販売等による域外需要の取込を視野に入れた取り組みを推進します。

◆施策を構成する事務事業の評価◆

枝番号	事務事業名 (★=重点PJ事業、☆=主要事業)	指 標		元	単位	事務事業評価	成果の方向性	重点化
		事業費(人件費含む)(千円)		目標値(上段)				
		令和元年度予算額	令和元年度決算額	実績値(下段)				
01	★☆☆ 商店街支援事業	指標	商店街稼働店舗数	360	店	2	拡充	○
			22,159	354				
02		指標						
03		指標						
04		指標						
05		指標						
06		指標						
07		指標						
08		指標						
09		指標						
10		指標						
事業費の合計			0	22,159				

- 1...計画どおり事業を進めることが適当
- 2...事業の進め方等に改善が必要
- 3...事業の再編、規模、内容、実施主体の見直しが必要
- 4...休・廃止の検討が必要

◆結果分析◆

評価の視点	左欄に掲げる評価の視点から、施策の意図を達成するにあたって、どのような問題点を読み取ることができるか。
成果指標の分析	<p>施策の意図に合ったものとなっているか？目標値の設定は適切か？実績値に問題はないか？</p> <p>●成果指標については、中核となる商店街の店舗数と403アーケードの歩行者通行量としており、商店街の賑やかさや元気を測る指標として捉えています。●店舗数は各商店街での増減はあるものの、総数としてはほぼ現状維持となっています。●歩行者通行量は、させば五番街やサンクルの開業以降一時的に増加後、平成28年度は猛暑等の特殊要因もあり減少となりましたが、平成29年度以降は増加傾向となっています。</p>
事務事業の構成の妥当性	<p>施策の目的を達成するために構成した事務事業に問題点はないか？【●「施策の方向性」ごとに記載すること】</p> <p>●商業・サービス業の活性化の関連施策として中心市街地の再生があり、まちなかの賑わい創出に関する事務事業については中心市街地の再生で実施しており、商業・サービス業の活性化に係る事務事業は、商店街支援事業のみの構成となっています。●地域ニーズに対応した商業・サービス業の展開を推進していくためには、事業主体を商店街だけに限定せず、商店街の活性化に寄与する多様な主体による事業展開の必要もあることから個店グループに対する支援を創設しましたが、さらに踏み込んだ支援制度の構築（「個店」に対する支援等）を検討します。</p>
役割分担の妥当性	<p>行政の取組み以外で、目標達成に必要な実施主体及び事業等の記載及びその役割分担に問題はないか？</p> <p>●商業・サービス業の活性化を図るうえでは、経済活動であることから商業・サービス業の関連事業者自らが環境変化等を取り入れた積極的な取り組みが必要です。●行政としては商工会議所などの経済支援団体と連携しながら、商店街の活性化を支援することは妥当と判断しています。</p>

◆改善提案◆

表面の「施策を構成する事務事業」の重点化欄で、重点化する事業として選択した理由	
<p>●商業・サービス業の活性化を図るうえでは、周辺地域の特性と連動した魅力ある商店街づくりや地域ニーズに対応した商業・サービス業の展開を図っていく必要があります。●さらに、地域経済の活性化に加え地域コミュニティの維持も重要な視点となっています。●また、消費人口が減少する中、まちなかの商店街においては、インバウンド、EC等域外需要の積極的な取り組みが必要です。●そのためには、商店街や事業者の主体的な活動が重要であり、このような活動をサポートするため商店街支援事業を重点的に実施する事業と判断しています。</p>	
この施策の成果を達成するための、具体的な改善提案(改善内容、始期、終期等)	
今年度実施する改善策	<p>●魅力ある商店街支援事業については、各商店街との連携を密にしながら効率的かつ効果的な事業展開の支援に努めるとともに、財源の有効活用という点から国・県等の補助金活用を図ります。●魅力ある商店街創出のためには魅力ある個店の創出、集積が必要であることから、個店グループを対象とした支援を継続します。●また、新型コロナウイルス感染症の影響に伴う経済活動の自粛により落ち込んでいる個人消費活性化に資する事業展開が必要です。</p>
次年度実施する改善策	<p>●各地域の商店街については、継続してその実態等の把握に努め、将来像・ビジョン策定及びその後の事業進捗を実施するモデル地区を参考とし、他地域での活性化への取り組みにつなげていきます。●将来的に商店街の核となる繁盛店を創出するため、個店に対する支援に取り組みます。●新型コロナウイルス感染症の影響を注視しながら、「新たな生活様式」への対応と、個人消費の活性化につながる事業展開を図ります。●まちなかの商店街については、インバウンドを含む域外の需要取り込みにかかる環境整備や情報提供、商店街間の連携による活性化等の支援を行います。</p>
中期的(概ね3～5年)に実施可能な改善策	<p>●地域ニーズに対応した商業・サービス業の展開を推進していくためには、商品、サービスの付加価値の向上や、提供にかかるプロセスの改善等、業務の効率化など、生産性の向上が必要であることから、これにかかる支援について検討します。●また、増加する空き店舗の解消のため、現状を把握し、必要な支援策について検討します。●インバウンドを含む域外需要のさらなる取り込みへ向けて、官民連携による検討を進めます。</p>
改善により見込まれる効果、または住民への影響に対するフォロー	
<p>●商業・サービス業を取り巻く環境は常に変化しており、事業実施の方法や新たな推進体制の構築など必要な改善を随時行うことで、より効果的な活性化支援策の展開が可能となり、地域において魅力ある商店街づくりが進むとともにニーズに対応した商業・サービス業の展開が図られます。</p>	

令和 元 年度実施事業 令和 2 年度 施 策 評 価 シ ー ト (主 要 な 施 策 の 成 果 報 告 書)

担当部局 観光商工部 作成日 令和2年6月19日
 責任者(部局長名) 井元保雅

施策コード	1-1-3	施策名		技術力の高度化	施策の方向性	付加価値の高い、バランスのとれた産業構造の確立
基本目標	1	雇用を生み出す力強い産業のまち				
政策	1-1	地域経済を支える地場企業の振興				
総合計画 後期基本計画	36	ページ				

主な達成目標(成果指標)	単位	現状値	対象年度(元年度)		達成度(%)
		22年度	目標値	実績値	
支援対象企業の付加価値額の上昇	-	-	補助採択年度比1.2倍以上	1.46	121.7
-	-	-			
-	-	-			

(振り返り)実施した内容	●本市中小企業の新製品・新技術開発に繋がる企画調査及び研究開発を行うための経費について一部助成しました(中小企業創造的技術開発支援事業)。また、販売力向上のための新たな販路開拓に関する調査、広告宣伝費等の経費について一部助成しました(中小企業販路開拓支援事業)。●販路開拓支援制度については、平成27年度から展示会等出展に対する補助を随時申請とし、利便性を向上させています。
現状と課題	●製造業界の企業間競争に勝ち残っていくためには、経営課題の解決を図りながら付加価値の高い製品づくりが求められており、今後の売れる商品づくりのためにも、IoTやAIなどの技術的要素を加味した技術開発や技術力の向上、コスト競争力を高めるための取り組みが必要となっています。●また、新製品を開発しても本市中小企業が思うようにPR、販売等ができないこともあるため、国内、海外を含めた販路開拓支援事業を推進していく必要があります。加えて、新製品のみならず、既存の主力製品・技術も販路開拓対象にして支援する必要があります。●また、今般の新型コロナウイルス感染症の影響により海外への渡航制限等で資材調達や取引企業への訪問が困難となる場合が想定されるため、代替となる調達ルートや販路も想定する必要があります。
今後の取組み (第7次総計記載内容)	1.計画通り ●生産性向上と新たな付加価値の創出 企業の生産効率向上や新たな事業展開に向けた取組や、市場ニーズを踏まえた新製品開発や新たな販路開拓への取組みへの支援を行うことで、企業の生産性向上と新たな付加価値の創出を促進します。

◆施策を構成する事務事業の評価◆

枝番号	事務事業名 (★=重点PJ事業、☆=主要事業)	指 標		元	単位	事務事業評価	令和3年度	
		事業費(人件費含む)(千円)		目標値(上段)			成果の方向性	重点化
		令和元年度予算額	令和元年度決算額	実績値(下段)				
01	★☆ 技術力高度化事業	指標	支援対象企業の付加価値の上昇	1.2	倍	1	維持	○
		20,135	15,732	1.46				
02		指標						
03		指標						
04		指標						
05		指標						
06		指標						
07		指標						
08		指標						
09		指標						
10		指標						
事業費の合計		20,135	15,732					

- 1...計画どおり事業を進めることが適当
- 2...事業の進め方等に改善が必要
- 3...事業の再編、規模、内容、実施主体の見直しが必要
- 4...休・廃止の検討が必要

◆結果分析◆

評価の視点	左欄に掲げる評価の視点から、施策の意図を達成するにあたって、どのような問題点を読み取ることができるか。
成果指標の分析	<p>施策の意図に合ったものとなっているか？目標値の設定は適切か？実績値に問題はないか？</p> <p>●成果指標である支援対象企業の付加価値額の上昇(対前年度比)については、補助事業の性質上、事業実施の直後から成果が即上がるものではなく、新製品開発・販路開拓の一定期間(2～3年)を経て事業成果があがるものと判断しています。 ●このことから、補助事業の実施にあたっては、産業コーディネーターや企業インストラクター等のフォローアップ活動を通して商品価値の高い製品となるよう努めています。</p>
事務事業の構成の妥当性	<p>施策の目的を達成するために構成した事務事業に問題点はないか？【●「施策の方向性」ごとに記載すること】</p> <p>●市内中小企業の競争力強化のためには技術力の高度化が不可欠であり、構成する事務事業は妥当と判断しています。</p>
役割分担の妥当性	<p>行政の取組み以外で、目標達成に必要な実施主体及び事業等の記載及びその役割分担に問題はないか？</p> <p>●技術力の高度化に向け意欲的に取り組まれる事業者を対象に支援するものであり、事業採択にあたっては経営分野、技術分野の専門家をもとに採択の要否判断を行い、採択後の開発支援についても、産業コーディネーターや企業インストラクター等のフォローを入れながら推進するなど役割面での妥当性はあるものと判断しています。</p>

◆改善提案◆

表面の「施策を構成する事務事業」の重点化欄で、重点化する事業として選択した理由	
<p>●従来、技術力の高度化に向け意欲的に取り組まれる事業者を対象に支援するものであり、本市のものづくり産業の技術力向上に資する事業となっています。また、本事業により、新技術の開発から新たな販路開拓まで一貫した支援を行うことで、市内企業の開発意欲を高めることが期待できるので重点的に取り組む必要があります。本事業を実施する上でも、採択にあたっては経営分野、技術分野の専門家をもとに採択の要否判断を行い、採択後の開発支援についても、産業コーディネーターや企業インストラクター等のフォローを入れながら推進するなど役割面での妥当性を担保し、新製品開発の堅実な事業進捗が図れるよう支援しています。●しかしながら、今般の新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止による活動自粛により企業経営への甚大な影響を及ぼした結果、経営の維持が最優先となり、新製品開発自体が停滞することも想定されます。そうした中であっても、開発意欲のある企業への支援の途を閉ざすことがないよう取り組む必要があります。</p>	
この施策の成果を達成するための、具体的な改善提案(改善内容、始期、終期等)	
今年度実施する改善策	<p>中小企業が行う新製品開発や販路開拓にかかる補助事業の実施にあたっては、当該事業が円滑に進めらるよう、定期的な調査に加えて、事業期間中の進捗管理も含めて産業コーディネーターや企業インストラクター等によるフォローを適宜行いながら、事業遂行する上で抱える課題に対して迅速に解決が図られるように支援を行います。また、昨年度に引き続き、既存の主力製品・技術の販路開拓も対象に含め、幅広い支援が行えるように制度運用を行います。加えて、新型コロナウイルス感染症により活動の制約が多い環境下における支援事業のあり方について検討を行います。</p>
次年度実施する改善策	<p>●今年度に引き続き次年度も、中小企業の新製品・新技術の開発、販路開拓が促進されるよう、時代や企業ニーズに見合った制度となるように常に改善に努めます。●また、従来、食品製造業に関しては、新製品開発にあたっての市場調査等を実施するまでの企画調査のみを対象としていたものを、今後は、食品製造業に関しては、新製品開発が促進するよう、新たな施策立案に向けて検討します。●新型コロナウイルス感染症の再流行も視野に入れた新たな事業展開も含めて支援できるように検討します。</p>
中期的(概ね3～5年)に実施可能な改善策	<p>●佐世保のものづくりが安定的に発展できるよう、市内中小企業の新製品・新技術の開発、販路開拓への支援を継続します。特に、今後は、新型コロナウイルス感染症の収束後の新たな生活様式に対応した新製品・サービスの開発や、普及が見込まれるIoTやAI分野の技術的要素を活用したものづくりに対応できるよう、従来の支援メニューに加えて、新たな制度の創設の要否について検討に着手します。</p>
改善により見込まれる効果、または住民への影響に対するフォロー	
<p>●市内中小企業の新製品・新技術の研究開発、新製品の販路開拓が促進され企業の付加価値が高まることで、企業の競争力強化発展に繋がります。</p>	

令和 元 年度実施事業 令和 2 年度 施 策 評 価 シ ー ト (主 要 な 施 策 の 成 果 報 告 書)

担当部局	観光商工部	作成日	令和2年6月12日
責任者(部局長名)	井元 保雅		

施策コード	1-1-4	施策名	ふるさと産業の振興	施策の方向性	アンテナショップ等を活用した大都市圏の販路開拓 観光とのタイアップによる知名度向上 インターネットでのソーシャルメディア等を活用した情報発信と販路拡大 伝統産業「三川内焼」の振興
総的位置づけ	基本目標 1	政策	1-1		
計画	後期基本計画		ページ		

主な達成目標(成果指標)	単位	現状値	対象年度(元年度)		達成度(%)
		22年度	目標値	実績値	
大都市圏における「させぼ産品」の認知度向上	%	11.7	14	21.2	151.43

(振り返り) 実施した内容	<p>●三川内焼については、首都圏を中心に開催される展示販売会への参加、テストマーケティングの実施やアドバイザーの招聘による商品開発などに取組むとともに、日本遺産関連として事業者や窯元と連携した情報発信や地域連携事業、ガイド育成研修の開催等に取り組めました。●三川内焼伝統産業会館については、指定管理者制度による効率的な施設運営により適正管理に努めました。●戦略産品である「九十九島とらふぐ」と「世知原茶」の2品目の重点的プロモーション、特産品の認知度向上と販路開拓に繋げる市内外での物産展を実施しましたが、大都市圏での物産展は新型コロナウイルス感染拡大の影響から開催できませんでした。●本市特産品をふるさと納税の返礼品とすることで、市内事業者の販売額向上に取組み、寄附金額は目標を上回ることができました。</p>
現状と課題	<p>●本市唯一の国指定伝統的工芸品である陶磁器産業は需要低迷が継続しており、消費者ニーズをとらえた商品開発や販路開拓に繋がる取組みを継続して行うことが必要です。●特産品関連事業者の売上向上を図ることを目的に、物産展開催等による販路開拓に繋がる取組みを継続し、事業者による新商品開発や経営強化につながる支援の仕組みを構築していく必要があります。●ふるさと納税制度においては国による規制を順守して制度参加の継続を維持し、返礼品の充実や効果的なPR展開に努めることで寄附額及び寄附件数の増加を図ることで、特産品関係事業者の販売額向上に繋げていくことが必要です。</p>
今後の取組み (第7次総計記載内容)	<p>●「させぼ産品」の販売促進 「させぼ産品」(伝統的工芸品を含む)の認知度向上に向けた情報発信、魅力ある商品の開発やブランド確立のための取組と販路拡大を進めることで、「させぼ産品」の販売促進を図ります。 ●本市特産品等の認知度及び販売額向上 本市の旬の特産品等の適切な情報発信を行うことで、ふるさと納税による寄附額の増加及び本市特産品の販売額向上につなげていきます。また、他自治体との競争が激化しているなか、魅力的な返礼品開発を行うとともに、ウェブ上での商品の魅せ方を改善するなど、寄附者から返礼品として選ばれるための魅力の強化を図ります。寄附金は、寄附者の意向を基に活用し、地域の活性化につなげるとともに、寄附金の使い道についても公表していきます。</p>

◆施策を構成する事務事業の評価◆

枝番号	事務事業名 (★=重点PJ事業、☆=主要事業)	指 標		元	単位	事務事業評価	成果の方向性	重点化
		事業費(人件費含む)(千円)		目標値(上段)				
		令和元年度予算額	令和元年度決算額	実績値(下段)				
01	☆ 伝統産業振興事業	指標	三川内焼生産額(産地概況調査)	216	百万円	2	拡充	○
		26,497	25,620	220				
02	☆ 特産品の販路拡大	指標	大都市圏における「させぼ産品」の認知度	14	%	2	拡充	○
		46,542	43,307	21.2				
03	☆ ふるさと納税推進事業	指標	ふるさと納税制度による寄附金	20	億円	1	拡充	○
		1,409,499	1,251,934	24.3				
04		指標						
05		指標						
06		指標						
07		指標						
08		指標						
09		指標						
10		指標						
事業費の合計				1,482,538				1,320,861

1・・・計画どおり事業を進めることが適当
2・・・事業の進め方等に改善が必要
3・・・事業の再編、規模、内容、実施主体の見直しが必要
4・・・休・廃止の検討が必要

◆結果分析◆

評価の視点	左欄に掲げる評価の視点から、施策の意図を達成するにあたって、どのような問題点を読み取ることができるか。
成果指標の分析	<p>施策の意図に合ったものとなっているか？目標値の設定は適切か？実績値に問題はないか？</p> <p>●成果指標としている『大都市圏における「させぼ産品」認知度』は、戦略産品5品目（世知原茶、九十九島とらふぐ、三川内焼、九十九島かき、九十九島いりこ）から、ふるさと納税返礼品など、さらに「させぼ産品」全体の認知度向上に向けた情報発信等による継続したPRが今後必要と考えます。●三川内焼総生産額は目標値を達成できましたが、前年度実績からの微増にとどまりました。●ふるさと納税制度の寄附金額は、返礼率が高い一部の自治体への寄附の集中が解消したこともあり、目標値の20億円に対し24.3億円の実績となりました。</p>
事務事業の構成の妥当性	<p>施策の目的を達成するために構成した事務事業に問題点はないか？【●「施策の方向性」ごとに記載すること】</p> <p>●伝統産業の振興と特産品の販路拡大支援の双方から、ふるさと産業の振興を図るという視点で事務事業を構成しており妥当です。●伝統産業「三川内焼」については、日本遺産認定による効果活用と産地の連携した取組みの推進による認知度と売上額の向上への支援が必要です。●広く「させぼ産品」のPRに取り組みむとともに、販路開拓及び販路拡大につながる戦略を展開する必要があります。●ふるさと納税は地方税法に基づく総務大臣から当該制度の実施自治体として指定を受けて事業展開を図っており、返礼品として本市特産品のPRや売上向上に貢献していることから、施策を構成する事務事業として妥当です。</p>
役割分担の妥当性	<p>行政の取組み以外で、目標達成に必要な実施主体及び事業等の記載及びその役割分担に問題はないか？</p> <p>●伝統的工芸品の三川内焼をはじめ特産品の認知度向上のためには、事業者及び事業者間連携組織等と協働した取組みを進める必要があります。●行政が果たすべき役割として、情報発信や販路開拓・拡大に向けた機会の創出を行っており役割分担は妥当と考えています。●ふるさと納税制度についても、佐世保物産振興協会をはじめ市内事業者との協力体制による事業展開を図っており、その役割分担に問題はありません。</p>

◆改善提案◆

<p>表面の「施策を構成する事務事業」の重点化欄で、重点化する事業として選択した理由</p> <p>【伝統産業振興事業】 ●三川内焼の販売促進に向けては、これまでの取組みに加えて、他産地と異なる特性や魅力について、産地全体が一体化したブランド力の向上等に取り組むこととしています。 【特産品の販路拡大事業】 ●させぼ産品の認知度向上を目的とした販路開拓の機会創出に努めるとともに、新たな特産品の創出に向けた取組みにもつなげ、特産品事業者の販売額増加による収益の向上に取り組むこととしています。 【ふるさと納税制度推進事業】 ●ふるさと納税事業の推進は、集められた寄附金が本市の貴重な財源となるだけでなく、本市特産品の全国的な知名度向上に大きな効果があるとともに、市内事業者の販売額の増にも貢献することから最重点に取り組む事業としています。</p>	
<p>この施策の成果を達成するための、具体的な改善提案（改善内容、始期、終期等）</p>	
今年度実施改善策	<p>新型コロナウイルスの感染拡大状況の推移を注視しながら、●伝統産業振興事業においては三川内焼の産地全体としてのブランド力向上につながる支援とともに、肥前産業圏活性化協議会の日本遺産関連事業と連携した情報発信やイベント等の取組みを実施します。●特産品の販路拡大事業においては、「四季彩館」や「日本橋長崎館」、「道の駅させぼくす99」の展示販売拠点施設の活用をはじめ、都市圏での見本市・物産展等に出展し本市特産品の魅力発信と販路開拓に取り組むとともに、西九州させぼ広域圏による道の駅の広域連携や共同物産展を開催します。●ふるさと納税制度においては、総務省が定めた基準を遵守して指定継続を図るとともに、効率的なPRの実施、返礼品の魅力の伝え方の改善や寄附者ニーズの事業者への還元などにより寄附額の増加、事業者の販売額の増加に取り組みます。</p>
次年度実施改善策	<p>●新型コロナウイルス感染症の状況や影響による経済情勢、消費行動の変化を捉えて、させぼ産品の認知度の向上、販路開拓に向けた支援に取り組みます。●ふるさと納税制度においては、「寄附先として選ばれる自治体」となるための事業内容の改善を進め、新たなポータルサイトの活用を検討とともに、寄附者のニーズ分析や効果的なウェブ上の魅せ方を充実させ、寄附額及び寄附件数の増加による事業者の販売額増加に取り組みます。</p>
中期（概ね3～5年）に実施可能な改善策	<p>●販路開拓や販路拡大を目指す事業者・事業者団体との連携を強化し、ブランド力強化に向けた特産品の商談会や物産展の取組み等を通じて、魅力ある新たな特産品の創出や掘り起しを推進します。●「道の駅」や「させぼ四季彩館」をはじめ、市内外の販売拠点との連携を強化するとともに、インターネットを活用した商品販売の充実に向けた支援等を進め、販売及びPR手段の多様化を進めます。●ふるさと納税制度については、返礼品のさらなる魅力向上と、寄附者のニーズに合わせた魅力的な返礼品の検討を事業者と連携して進めます。</p>
<p>改善により見込まれる効果、または住民への影響に対するフォロー</p> <p>●本市特産品の認知度が向上し、特産品事業者の製造（販売）意欲を高め、生産額（販売額）が向上します。●特産品の製造（販売）額が向上することにより事業者の積極的な事業運営が可能になることで、事業拡大や雇用の確保等に結びつき地域経済の活性化が図られます。</p>	

令和 元 年度実施事業 **令和 2 年度 施 策 評 価 シ ー ト**
(主 要 な 施 策 の 成 果 報 告 書)

担当部局 観光商工部 作成日 令和2年6月19日
責任者(部局長名) 井元保雅

施策コード	1-1-5
施策名	新規創業・新分野進出支援
総の位置計画	基本目標 1 雇を生み出す力強い産業のまち
計画	政策 1-1 地域経済を支える地場企業の振興
画	総合計画 後期基本計画 - ページ
施策の方向性	新産業の創出・新分野への進出支援 起業家への支援

主な達成目標(成果指標)	単位	現状値	対象年度(元年度)		達成度(%)
		22年度	目標値	実績値	
新規創業者累計数	件	83	188	273	132.9
-	-	-	-	-	-
-	-	-	-	-	-

(振り返り)実施した内容	●地域における創業促進及び創業者等の経営支援のため、産業コーディネーター2名によるきめ細やかな支援を行うとともに、初期創業者にセンター内事務室を提供するインキュベーション事業を実施しました。また、市内経営支援機関等と創業ネットワーク会議をとおして各機関の保有する情報の共有を図り、創業支援体制を強化しました。●海外ビジネス展開支援事業については、新たな経済交流候補の一つとしてベトナム訪問を予定していましたが、訪問予定時期と新型コロナウイルス感染症の感染拡大時期が重なり中止を余儀なくされました。また、ジェトロ等専門機関との連携によるセミナー開催等の支援を実施しました。●市内高等教育機関等と連携して、次世代創業者育成プログラムを行うとともに、社会人も含めた西九州させば広域圏ビジネスランコンテストを開催しました。
現状と課題	●新規創業者は今年度目標値の188件に対して実績273件となり、創業促進補助金については、昨年度は、1件の申請があり補助金を交付しています。今後も、事業予定者への周知を積極的に広く行う必要があります。●産業コーディネーター事業は2名のコーディネーターが定着し、相談業務等について安定的に対応を行っていますが、今後は新たな支援対象企業の積極的な掘り起しに注力する必要があります。●海外ビジネス展開支援事業は、今般の新型コロナウイルス感染症の影響もあり、渡航自粛など活動自体に制約がある状況ですので、海外との経済交流を希望する事業者への支援のあり方について検討する必要があります。●感染症の影響により全業種において事業経営自体が大変影響を受けている状況にあるため、本市産業支援センターにおけるワンストップ体制の機能強化などを検討する必要があります。
今後の取組み (第7次総計記載内容)	1.計画通り ●新規創業・新分野進出等支援 創業や新分野への進出への支援や、IT・AIの活用に向けた取組等への支援を行うため、大学や高専などの高等教育機関との連携を進めるとともに、産業支援センターの充実を図り、企業の事業拡大と競争力強化を図ります。

◆施策を構成する事務事業の評価◆

枝番号	事務事業名 (★=重点PJ事業、☆=主要事業)	指 標		元	単位	事務事業評価	令和3年度	
		事業費(人件費含む)(千円)		目標値(上段)			成果の方向性	重点化
		令和元年度予算額	令和元年度決算額	実績値(下段)				
01	☆ 異業種交流事業	指標	分科会設置件数	2	件	1	維持	-
		1,995	1,935	3				
02	★★ 海外ビジネス展開支援事業	指標	セミナー等参加者数	110	人	2	維持	-
		10,553	10,442	72				
03	★★ 産学官連携技術振興事業	指標	コーディネーターが相談を行った事業者の満足度	4.5	ポイント	1	維持	-
		35,411	33,180	4.7				
04		指標						
05		指標						
06		指標						
07		指標						
08		指標						
09		指標						
10		指標						
事業費の合計		47,959	45,557					

- 1・・・計画どおり事業を進めることが適当
- 2・・・事業の進め方に改善が必要
- 3・・・事業の再編、規模、内容、実施主体の見直しが必要
- 4・・・休・廃止の検討が必要

◆結果分析◆

評価の視点	左欄に掲げる評価の視点から、施策の意図を達成するにあたって、どのような問題点を読み取ることができるか。
成果指標の分析	<p>施策の意図に合ったものとなっているか？目標値の設定は適切か？実績値に問題はないか？</p> <p>●成果指標は新規創業者の累計数(日本政策金融公庫の創業資金借入件数+本市創業資金の借入件数)で計ることは妥当と判断しており、令和元年度は目標の188件に対し、実績は273件で、事業効果が上がっています。佐世保市創業支援事業計画を策定した中では、新規創業者を184名を目標として推進しており、目標以上の実績を上げるために更に創業希望者の掘り起しや、きめ細やかな支援を行っていく必要があります。</p>
事務事業の構成の妥当性	<p>施策の目的を達成するために構成した事務事業に問題点はないか？【●「施策の方向性」ごとに記載すること】</p> <p>●新規創業・新分野進出支援施策を進めていくうえでは、創業を志す方への支援体制の確立、産学官連携組織による推進、海外展開への支援に係る事業を包括的に構成する必要があり妥当と考えます。●近年、働き方改革や労働生産性向上の必要性から、ものづくり分野に限らず様々な分野において、ITを活用した業務の効率化や新分野への展開にも応えられるような支援も必要となってきたとともに、今般の新型コロナウイルス感染症により市内全業種において事業経営に影響を受けるなかで、感染防止と経済再開・回復の両立に向けた取組みを直接的に支援する中心的な事業として推進する意義が大きいものと判断しています。</p>
役割分担の妥当性	<p>行政の取組み以外で、目標達成に必要な実施主体及び事業等の記載及びその役割分担に問題はないか？</p> <p>●新規創業・新分野進出支援施策については、創業、新ビジネスの創出に向けた方々を対象に、産学官連携組織の構築、経済支援団体を含めた支援が必要であり、役割分担は妥当と判断しています。</p>

◆改善提案◆

表面の「施策を構成する事務事業」の重点化欄で、重点化する事業として選択した理由	
産学官連携技術振興事業 産業コーディネイト事業では、従来の支援機能に加え、令和元年度からは西九州させぼ広域都市圏事業に取り組み、その連携事業の一環として成長著しいベンチャー・スタートアップ企業の掘り起しのためのビジネスプランコンテストを開催し、今年度も開催予定としています。こうした取組みを通して、圏域内の事業者間交流を活性化させる必要があることや、国の創業支援施策の積極的な活用を図るとともに、産業支援センターが、スタートアップ関連の情報センターとして新たに機能することや、今般のコロナ禍における中小企業支援と併せて、これまで以上に具体的な成果を発揮できるようになることなど、従来の体制からの転換を図る必要があります。	
この施策の成果を達成するための、具体的な改善提案(改善内容、始期、終期等)	
今年度の実施改善策	●異業種交流については、コロナ禍にあるため、積極的な交流活動は自粛する方向ですが、こうした期間を活用して、今後の協会のあり方について協会と共同で検証を行います。分科会活動の活発化は、新たなビジネスモデルの創出や新製品開発の端緒ともなることから、他の施策との連動も視野に入れて、異業種交流の位置づけについて協会と共同で検討を進めていきます。また、大学や高専などの高等教育機関との連携も視野に入れた取組みを検討します。●海外ビジネス展開支援についても、活動に制約が多い状況にあるため、従来の海外ビジネスの取り組み方の見直しを行う機会とするなど、支援のあり方について検討していきます。●産学官連携技術振興については、全国的な創業支援や企業支援の情報を踏まえながら、産業支援センターの機能充実が図れるよう検討を進めていきます。
次年度の実施改善策	●異業種交流については、今年度の協会の取組みについての検証をもとに、行政関与のあり方について検討をするとともに、これまで以上に活発な分科会活動が進められるよう関係機関との連携を進めます。●海外ビジネス展開支援については、市内中小企業の海外ビジネスの動向を踏まえながら、支援施策について検討するとともに、今後の海外展開について検討をしていきます。●産学官連携技術振興については、今年度の検討を踏まえ、より専門性の高い支援が提供できるよう産業支援センターの機能強化に向けた体制強化を図り、時流に即した創業、新分野進出等を支援していきます。
中期的(概ね3～5年)の実施可能な改善策	●異業種交流については、他の産学官連携組織との新たな連携の可能性を視野に検討を進めます。●海外ビジネス展開支援については、市内中小企業の動向はもとより全国的な海外ビジネスの動向を踏まえながら、技能実習制度や高度外国人材の受け入れなどへの取組みを進めるとともに、今後新たな海外展開の可能性の高い海外都市の情報提供等について、ジェトロ等の支援機関と連携して支援を行います。●産学官連携技術振興については、産業支援センターの機能充実を図るとともに、本市「創業支援事業計画」に基づき関係機関との連携、ネットワークを活用しながら、創業者の支援を含めた創業相談、経営相談の取組みを着実に実施し、中小企業、本市経済の活性化につなげていきます。
改善により見込まれる効果、または住民への影響に対するフォロー	
●創業、新分野進出に係る支援体制や仕組みをさらに改善することにより、創業者の増加に繋げるとともに新分野の進出に向けた支援体制を構築することができ、企業の収益力や生産性向上につながることを期待されます。●コロナ禍により影響を受けた中小企業への支援を行うことにより、コロナ収束後も市内中小企業による産業支援センターの活用促進が図られます。	

令和 元 年度実施事業 令和 2 年度 施 策 評 価 シ ー ト (主 要 な 施 策 の 成 果 報 告 書)

担当部局 農林水産部 作成日 令和2年6月19日
 責任者(部局長名) 吉田 敏之

施策コード	1-1-6
施策名	安定的な商品取引の環境整備(卸売市場事業の運営)
総的位置づけ	基本目標 1 雇用を生み出す力強い産業のまち 政策 1-1 地域経済を支える地場企業の振興 総合計画後期基本計画 39 ページ
施策の方向性	市場取引の適正化 流通の活性化

主な達成目標(成果指標)	単位	現状値	対象年度(元年度)		達成度(%)
		22年度	目標値	実績値	
市場の全取扱高	百万円	-	24,000	22,740	94.75
-	-	-	-	-	-
-	-	-	-	-	-

(振り返り)実施した内容	<ul style="list-style-type: none"> ●指定管理者制度を活用し、生産者に対する出荷要請活動、集荷販売活動等により、生鮮食料品等の安定供給に努め、卸売市場事業の円滑な運営を行いました。 ●各市場施設整備・維持管理については、事業計画に基づき指定管理者と連携を図りながら、その計画的な実施に努めました。
現状と課題	<ul style="list-style-type: none"> ●成果指標値である市場全取扱高は目標値を概ね達成していますが、今後、生産者減少による出荷量の減などに対応するため、市ブランド商品の取扱拡充や本市観光客への商品PR活動など、市関係各部署との情報の共有を図りながら、市場の魅力創出による新規需要の掘り起こしや、産地・生産者に対するきめ細やかな集荷活動などによる市場活性化対策事業の継続的な実施により、取扱数量の維持・向上を図っていく必要があります。 ●安定的な市場取引業務を維持するために、老朽化、経年劣化した市場施設の計画的な更新、整備を実施していく必要があります。
今後の取組み (第7次総計記載内容)	<ul style="list-style-type: none"> ●生産性と品質の向上による農業者の所得向上 経営資源の集約、IoT、AIなどを活用した生産基盤の整備による効率化を図るとともに、近隣市町と連携した取組も視野に入れながら、生産性の向上を推進します。あわせて、地域の特性に適合した品種の導入や高付加価値なブランド商品の生産を推進し、各商品の品質向上に加え、国内外での販路拡大に取り組みすることで農業者の所得向上を図ります。また、安定した流通のために卸売市場(青果・花き・食肉)の活性化を図るとともに、農作物の被害防止等を図るための有害鳥獣対策に取り組みます。 ●生産性の向上による漁業者の所得向上 漁港などの生産環境の充実、IoT、AIなどを活用した新規設備導入による操業の効率化に加え、国内外での販路拡大に取り組みすることで、漁業者の所得向上を図ります。さらに、漁業経営の多角化、産地加工並びに、新種苗導入による養殖漁業の推進等により漁業経営の安定を図ります。また、安定した流通のために水産市場の活性化を図るとともに、消費者意識に高まりのある「食の安全・安心」に対応するため、高度衛生管理の実現に向け取り組みます。

◆施策を構成する事務事業の評価◆

枝番号	事務事業名 (★=重点PJ事業、☆=主要事業)	指 標		元	単位	事務事業評価	令和3年度	
		事業費(人件費含む)(千円)		目標値(上段)			成果の方向性	重点化
		令和元年度予算額	令和元年度決算額	実績値(下段)				
01	☆ 青果・花き市場管理運営事業	指標	青果市場の取扱数量	23,820	t	1	維持	-
			71,166 70,369	23,256				
02	☆ 水産市場管理運営事業	指標	水産市場の取扱数量	34,000	t	1	維持	○
			203,325 200,496	27,950				
03	☆ 食肉市場管理運営事業	指標	食肉市場の取扱数量	32,410	頭	1	維持	-
			348,037 345,962	34,620				
04	卸売市場事業地方債償還元金・その他	指標	-	-	-	-	-	-
			751,645 751,212	-				
05	#N/A N/A	指標						
06	#N/A N/A	指標						
07	#N/A N/A	指標						
08	#N/A N/A	指標						
09	#N/A N/A	指標						
10	#N/A N/A	指標						
事業費の合計			1,374,173	1,368,039				

- 1・・・計画どおり事業を進めることが適当
- 2・・・事業の進め方等に改善が必要
- 3・・・事業の再編、規模、内容、実施主体の見直しが必要
- 4・・・休・廃止の検討が必要

◆結果分析◆

評価の視点	左欄に掲げる評価の視点から、施策の意図を達成するにあたって、どのような問題点を読み取ることができるか。
成果指標の分析	<p>施策の意図に合ったものとなっているか？目標値の設定は適切か？実績値に問題はないか？</p> <ul style="list-style-type: none"> ●取扱高の維持向上に努めましたが、全国的な水産物の不漁に加え、コロナ禍の影響により、市場全体の施策の達成度は94.75%となりました。 ●指定管理者と卸会社の連携を中心とした出荷要請や集荷活動など、集荷販売促進に努め、卸売市場を中心とした流通の活性化に取り組む必要があります。
事務事業の構成の妥当性	<p>施策の目的を達成するために構成した事務事業に問題点はないか？【●「施策の方向性」ごとに記載すること】</p> <ul style="list-style-type: none"> ●施策の方向性である「市場取引の適正化」と「流通の活性化」を図る上では、各市場に則した市場運営、事業推進が求められるため、事務事業の構成は妥当と判断しています。
役割分担の妥当性	<p>行政の取組み以外で、目標達成に必要な実施主体及び事業等の記載及びその役割分担に問題はないか？</p> <ul style="list-style-type: none"> ●行政の役割は、開設者として市場取引業務に係る「市場施設の提供」及び「公正かつ効率的な取引の確保」にあります。 ●その一方で、集荷・販売代行機関としての卸会社、商品の評価・分荷機関としての仲卸業者や買受人など、それぞれの役割を果たしながら卸売市場内で安定的な商品取引ができていますので、役割分担としては妥当です。

◆改善提案◆

表面の「施策を構成する事務事業」の重点化欄で、重点化する事業として選択した理由	
<p>【水産市場管理運営事業】</p> <ul style="list-style-type: none"> ●水産加工団地売却に向け、インフラ整備を行い、速やかに土地売却を進めていく必要があるためです。 ●水産市場においては、食品衛生法改正による衛生基準に合致した施設整備に取り組む必要があるためです。 	
この施策の成果を達成するための、具体的な改善提案(改善内容、始期、終期等)	
今年度の改善策	<ul style="list-style-type: none"> ●指定管理業務全般について、事業モニタリングやPDCAサイクル活用による業務マネジメントにより、効率的な市場業務運営と、効果的な市場活性化事業に関与していきます。 ●各市場において施設の保全計画を策定し、計画的な維持補修、保全整備を進めていきます。
次年度に実施する改善策	<ul style="list-style-type: none"> ●指定管理業務全般について、事業モニタリングやPDCAサイクル活用による業務マネジメントにより、効率的な市場業務運営と、効果的な市場活性化事業に関与するとともに、生鮮食料品等の将来にわたる安定流通を持続可能なものとするために、卸売市場運営の方向性の規範となる卸売市場経営戦略策定作業を本格化させます。 ●老朽化等により市場機能に支障をきたすおそれがある施設については、保全計画に基づき計画的な維持補修、保全整備を進めていきます。 ●水産市場流通活性化を図るため、水産加工団地売却事務を進めていきます。 ●水産市場においては、食品衛生法改正による新たな衛生基準に合致する施設整備を早急に進めていきます。
中期的(概ね3～5年)に実施可能な改善策	<ul style="list-style-type: none"> ●指定管理業務全般について、事業モニタリングやPDCAサイクル活用による業務マネジメントにより、効率的な市場業務運営と、効果的な市場活性化事業に関与するとともに、卸売市場経営戦略の決定およびその公表を行います。 ●市場取引業務規制緩和や、市場衛生施設整備の推進、IR誘致活動など、国・県・市の動向を注視し、市場取引関係者や生産者並びに消費者等の将来需要を見据えた市場機能の充実について、その時期を逸することが無いよう、検討、研究を深めていきます。 ●施設の計画的な維持補修、保全整備を進めていきます。
改善により見込まれる効果、または住民への影響に対するフォロー	
<ul style="list-style-type: none"> ●市場施設の機能維持および指定管理者と連携した効率的業務運営、集出荷対策事業の充実による市場活性化策の推進により、安定した商品供給を消費者に対し持続的に行うことができます。 ●生産者に対しても取引業務の効率性、迅速性が図られることで鮮度向上等による出荷商品の単価アップが期待でき、所得向上に繋がります。 	

令和 元 年度実施事業 令和 2 年度政策評価シート

作成日 6月19日

政策コード	1-2	担当部局	企業立地推進局、観光商工部	責任者 (部局長名)	川口 康博、井元 保雅
-------	-----	------	---------------	---------------	-------------

1. 政策体系

基本目標	1.雇用を生み出す力強い産業のまち
政策	1-2.企業立地と労働の安定

2. めざす姿

市民(働く意欲のある人)が、雇用されて安定して働くことができる環境が整っています。

3. 後期基本計画掲載の主な達成目標と実績

NO	成果指標名	現状値	最終目標値	実績値の推移			
		H22	R1	H25	H27	H29	R1
1	ハローワークさせぼの就職率【%】	32.8	40.0	40.6	39.7	39.9	37.9
2	-	-	-	-	-	-	-

4. 振り返り～活動の評価～ ※成果がうまくいった部分、いかなかった部分など

H27決算	H29決算	R1決算
<p>全体的な雇用情勢の改善傾向に加え、ウエストテクノ佐世保への誘致企業の稼働や大型商業施設の開業などが相まって、有効求人倍率が1倍超となる状態が、1年以上続き雇用・就業の機会が創出されています。</p>	<p>平成28年度29年度と有効求人倍率が1.5倍という高水準で推移する中、お仕事情報プラザ(無料職業紹介所)を新たに設置し、UJターン者や女性の就業促進に努めました。企業誘致活動として、トップセールスなど企業訪問を中心に熟度アップを図った結果、平成28年度29年度で5社が立地決定をしました。さらに市内に一定規模以上の公的工業団地が不足していることから、令和元年10月分譲開始を目指し、新規工業団地(相浦地区)造成工事に着手しました。</p>	<p>若者の市内就職促進のため、大学生と企業の接点増加を目的とした交流会の実施や、させぼお仕事情報プラザを活用した就職支援を行いました。また、平成30年度にウエストテクノ佐世保が完売し、同工業団地で約800名の新たな雇用の場を創出しました。さらに新たな製造業の受け皿として、令和元年9月に佐世保相浦工業団地が完成しました。一方、市内中心部にオフィス系企業の誘致も実現しています。</p>

5. 政策の現状と課題～後期基本計画から変化した部分～

H27決算	H29決算	R1決算
<p>雇用情勢の好転により、業種によっては人材確保が困難になりつつある一方、新規学卒者をはじめとする若年者の市外流出の傾向は継続していることから、関係機関と連携した市内への就職に係る支援を継続するとともに、魅力ある雇用を生み出す企業誘致が求められています。</p>	<p>平成27年1月以降、有効求人倍率が1倍を超え続けており、また、生産年齢人口が減少する中、事務系の業種を除いては人材不足が深刻化してきており、さらなる働き手の確保を図る取り組みが求められています。一方で、新規学卒者をはじめとする若年者の市外流出の傾向は継続していることから、魅力ある雇用を生み出す企業誘致が求められています。</p>	<p>有効求人倍率が1.5倍を超える状況の中、特に、中小企業において人材不足が深刻化する一方、若年者の人口流出等により、業種職種によって求人・求職のミスマッチが生じています。多様な就労場の確保に向けた企業誘致として、平成30年度にウエストテクノ佐世保が分譲開始から4年半で完売し、約800名の雇用の場を創出することができました。令和元年10月に分譲開始した佐世保相浦工業団地の早期完売に向け、有望案件へ効果的な提案が必要です。</p>

6. 今後の取組み～特筆すべき部分

H27決算	H29決算	R1決算
<p>2. 進め方の改善</p> <p>地方創生への貢献度からも生産年齢人口の維持・確保に向けて、就労希望者の市内就職促進を図るとともに、移住者を視野に入れたUJターン就職者への支援を行います。誘致活動が好調な製造業のみならず、オフィス系企業の誘致についても注力する必要があります。</p>	<p>2. 進め方の改善</p> <p>生産年齢人口の維持確保に向けて、新規学卒者の市内就職促進を図るとともに、女性や高齢者をはじめとした多様な働き方への対応、企業の採用力強化へ向けた取り組みを推進します。また、魅力ある企業の誘致実現のため、対象業種の「選択と集中」により効率的、迅速的な企業誘致活動を推進します。</p>	<p>2. 進め方の改善</p> <p>若者の定着と、女性、高齢者、外国人など、多様な人材の活躍の場の整備促進と、市内事業者の働き方改革への取り組みを支援します。また、佐世保相浦工業団地への早期の企業立地を実現させるため、企業の設備投資動向を踏まえた企業誘致活動を推進するとともに、立地企業への操業支援などアフターフォローを行い、立地企業のより一層の投資につなげていきます。</p>

7. 政策を構成する施策

枝番号	施策名	事業費(人件費含む)	事業費(人件費含む)	事業費(人件費含む)
		H27年度	H29年度	R1年度
1-2-1	企業立地の促進及び多様な就労の場の確保	343,372	1,039,967	1,095,112
1-2-2	就職活動の支援	42,115	54,793	49,412
1-2-3	勤労者福祉の増進	34,977	38,653	39,247
事業費合計		420,464	1,133,413	1,183,771

令和 元 年度実施事業 令和 2 年度 施策 評価 シート (主要な施策の成果報告書)

担当部局		企業立地推進局		作成日 令和2年6月1日	
責任者(部局長名)		川口 康博			
施策コード	1-2-1				
施策名	企業立地の促進及び多様な就労の場の確保				施策の方向性 佐世保相浦工業団地への企業誘致を促進し、新たな雇用の場を創出する 既存企業の規模拡大の設備投資を促進し、新たな雇用の場を創出する 長崎県や長崎県産業振興財団等の関係機関と連携を図り、効率的な誘致活動を展開する
基本目標	1	雇用を生み出す力強い産業のまち			
政策	1-2	企業立地と労働の安定			
総合計画 後期基本計画	41	ページ			

主な達成目標(成果指標)	単位	現状値	対象年度(元年度)		達成度(%)
		22年度	目標値	実績値	
立地企業の新規雇用計画人数	人	1,445	3,100	3,157	101.84

(振り返り) 実施した内容	<ul style="list-style-type: none"> ・有望案件への重点的な誘致活動により新たにオフィス系企業2社が立地し、また誘致企業等に対するアフターフォローにより2社の増設が決定しました。それらに伴い、106名の新たな雇用の場を創出しました。 ・立地決定した企業に対し円滑な操業開始に向けた支援を行いました。 ・令和元年9月に佐世保相浦工業団地が完成しました。
現状と課題	<ul style="list-style-type: none"> ・平成26年に分譲開始したウエストテクノ佐世保は4年半で完売し、約800名の雇用を創出することができました。 ・令和元年10月に分譲開始した佐世保相浦工業団地早期完売に向け、有望案件へ効果的な提案を行います。
今後の取組み (第7次総計記載内容)	<ul style="list-style-type: none"> ●多様な就労の場の確保 魅力ある企業の立地実現のため、県・長崎県産業振興財団との連携を密にし、対象業種の「選択と集中」による効果的な企業誘致活動を展開していきます。立地が期待されるオフィス系企業については、民間が行うオフィスビル整備について支援を行うことで受け皿を確保していきます。また、製造業については、佐世保相浦工業団地への早期の企業立地を実現するとともに、新たな受け皿確保について国内の経済情勢や企業の設備投資動向などを踏まえながら検討していきます。さらに、立地企業の操業(採用)支援などアフターフォローを実現させ、立地企業のより一層の投資につなげていきます。

◆施策を構成する事務事業の評価◆

枝番号	事務事業名 (★=重点PJ事業、☆=主要事業)	指 標		元	単位	事務事業評価	令和3年度	
		事業費(人件費含む)(千円)		目標値(上段)			成果の方向性	重点化
		令和元年度予算額	令和元年度決算額	実績値(下段)				
01	★☆☆ 企業立地推進事業	指標	立地企業の新規雇用計画人数	3,100	人	1	維持	○
		274,926	235,963	3,157				
02	産業団地管理事業	指標	-	-	-	1	維持	
		12,185	11,929	-				
03	★☆☆ 市営工業団地整備事業	指標	工業団地整備進捗率【相浦地区】	100	%	1	縮小	
		861,263	847,220	100				
04		指標						
05		指標						
06		指標						
07		指標						
08		指標						
09		指標						
10		指標						
事業費の合計				1,148,374				1,095,112

- 1・・・計画どおり事業を進めることが適当
- 2・・・事業の進め方等に改善が必要
- 3・・・事業の再編、規模、内容、実施主体の見直しが必要
- 4・・・休・廃止の検討が必要

◆結果分析◆

評価の視点	左欄に掲げる評価の視点から、施策の意図を達成するにあたって、どのような問題点を読み取ることができるか。
成果指標の分析	施策の意図に合ったものとなっているか？目標値の設定は適切か？実績値に問題はないか？
	有望案件への重点的な誘致活動により新たにオフィス系企業2社が立地し、また誘致企業等に対するアフターフォローにより2社の増設が決定しました。それらに伴い、106名の新たな雇用の場が創出され、目標値を超えることができました。
事務事業の構成の妥当性	施策の目的を達成するために構成した事務事業に問題点はないか？【●「施策の方向性」ごとに記載すること】
	全ての事務事業が施策の目的に沿っており、適切な構成となっております。
役割分担の妥当性	行政の取組み以外で、目標達成に必要な実施主体及び事業等の記載及びその役割分担に問題はないか？
	多様な就労の場の確保や、雇用の場の創出など市全体にかかる事業のため、行政が主体となって取り組んでいくことが必要です。

◆改善提案◆

表面の「施策を構成する事務事業」の重点化欄で、重点化する事業として選択した理由	
多様な就労の場の確保や、雇用の場の創出は、市の最上位計画である総合計画中、企業立地政策に位置付けており、引き続き強力で推進することとしています。	
この施策の成果を達成するための、具体的な改善提案(改善内容、始期、終期等)	
今年度実施する策	佐世保相浦工業団地の早期売込に向け、重点訪問業種(電子デバイス、二次電池、新素材関連、自動車関連)を中心とした製造業の誘致活動を行います。併せて、システム・ソフトウェア開発、設計を中心としたオフィス系企業の誘致活動を行います。
次年度実施する策	投資の可能性がある企業へ重点的に誘致活動を行います。
中期(概ね3～5年)に実施可能な策	進出企業に対し工場建設諸手続きや、採用活動支援などのアフターフォローを行い、増設を促進します。
改善により見込まれる効果、または住民への影響に対するフォロー	
効果的な企業誘致活動やアフターフォローにより、市外企業の誘致や、立地企業の早期増設が実現しましたので、引き続き誘致活動を強力で推進することで、多様で質の高い雇用の場を創出することができます。	

令和 元 年度実施事業 令和 2 年度 施 策 評 価 シ ー ト (主 要 な 施 策 の 成 果 報 告 書)

担当部局 観光商工部 作成日 令和2年6月19日
 責任者(部局長名) 井元 保雅

施策コード	1-2-2
施策名	就職活動の支援
総的位置づけ	基本目標 1 雇用を生み出す力強い産業のまち
	政策 1-2 企業立地と労働の安定
総合計画後期基本計画	- ページ

施策の方向性	若年層等の市内就職の促進
	高齢者、女性等の雇用の促進

主な達成目標(成果指標)	単位	現状値	対象年度(元年度)		達成度(%)
		22年度	目標値	実績値	
新規学校卒業者の市内就職率	%	28.3	35	27.7	79.1

(振り返り) 実施した内容	●市内企業の採用力強化事業として、採用にかかるノウハウにとどまらず必要とする人材の考え方など基礎力を向上させる事業を実施し、若者の市内就職促進のため、大学生と企業の接点増加を目的とした交流会を実施しました。●「させほお仕事情報プラザ」において、Uターンを希望される方への就職支援を実施しました。●また、同プラザでは、子育て中の母親など女性を対象として就労コーディネートによる個別の就労相談支援を行いました。●さらに、高齢者についてはシルバー人材センター支援事業を通して高齢者の経験能力を活かした就業機会の確保を図りました。
現状と課題	●雇用情勢については、リーマンショック後は有効求人倍率が0.38倍という超低水準を記録しましたが、その後回復し、1.5倍を超える状況となる中、特に中小企業において人手不足が深刻化しています。●一方で、少子高齢化の進展や市内の雇用環境などを背景とした若年者人口の流出等により、業種や職種によっては求人・求職のミスマッチが生じてきています。●また、新型コロナウイルス感染症の影響による経済活動の縮小から、一部、雇用への影響が出つつあることから、有効求人倍率の推移等に注視が必要です。
今後の取組み (第7次総計記載内容)	●多様な働き方への対応支援 若者の定着と、女性、高齢者、外国人など、多様な人材の活躍の場の整備促進と市内事業者の働き方改革への取組を支援することで、労働環境の変化への対応を図ります。

◆施策を構成する事務事業の評価◆

枝番号	事務事業名 (★=重点PJ事業、☆=主要事業)	指 標		元	単位	事務事業評価	成果の方向性	重点化
		事業費(人件費含む)(千円)		目標値(上段)				
		令和元年度予算額	令和元年度決算額	実績値(下段)				
01	★☆☆ 労働雇用対策事業	指標: 合同企業面談会参加者に対する内定者数の率	25.0		%	2	拡充	○
		31,679 29,709	18.5					
02	☆ シルバー人材センター支援事業	指標: 会員の就業率	77.0		%	1	維持	
		19,703 19,703	78.5					
03		指標:						
04		指標:						
05		指標:						
06		指標:						
07		指標:						
08		指標:						
09		指標:						
10		指標:						
事業費の合計		51,382	49,412					

- 1...計画どおり事業を進めることが適当
- 2...事業の進め方等に改善が必要
- 3...事業の再編、規模、内容、実施主体の見直しが必要
- 4...休・廃止の検討が必要

◆結果分析◆

評価の視点	左欄に掲げる評価の視点から、施策の意図を達成するにあたって、どのような問題点を読み取ることができるか。
成果指標の分析	<p>施策の意図に合ったものとなっているか？目標値の設定は適切か？実績値に問題はないか？</p> <p>●就職活動の支援施策については、新規学卒者の市内就職率を成果指標としていますが、新規学卒者をはじめ若年者から高齢者までの多様な主体の雇用の場の確保という観点からは、各事務事業で設定している成果指標を含めて検証していく必要があります。●新規学卒者の市内就職率の実績については27.7%と目標達成には至りませんでした。さらなる向上のためには、市内企業の採用力の向上、雇用環境の改善、企業誘致・立地の推進、新規創業の促進を図る必要があります。</p>
事務事業の構成の妥当性	<p>施策の目的を達成するために構成した事務事業に問題点はないか？【●「施策の方向性」ごとに記載すること】</p> <p>●多様な主体への就労及び就業機会の確保を図る上では、労働雇用対策事業、シルバー人材センター支援事業の構成は妥当と判断しています。</p>
役割分担の妥当性	<p>行政の取組み以外で、目標達成に必要な実施主体及び事業等の記載及びその役割分担に問題はないか？</p> <p>●雇用対策は、事業主の雇用管理について自主性を尊重し、職業安定への努力を助長するよう努めるものであり、基本的には国の果たすべき役割が大きいことから、国、県等との役割分担の中で連携を図りながら事業を実施しており妥当と判断しています。</p>

◆改善提案◆

表面の「施策を構成する事務事業」の重点化欄で、重点化する事業として選択した理由	
<p>●生産年齢人口の減少等により、企業の手手・人材不足は今後も継続するものと思われます。●多様な主体への就労及び就業機会の確保を図るためには、若者の定着促進と企業の求める優秀な人材確保の両面から各事務事業を総合的に推進していく必要があり、「労働雇用対策事業」を重点化すべき事業として位置づけています。</p>	
この施策の成果を達成するための、具体的な改善提案(改善内容、始期、終期等)	
今年度実施する改善策	<p>●労働雇用対策事業については、国、県等の関連機関との連携を強化しながら求職と求人のミスマッチを解消するべく、企業情報サイトの活用による情報量の拡充と情報の提供機会を確保し市内企業への就職促進を図ります。●また、経験豊富で優秀な人材を確保するために、移住サポートデスクと連携を図りながら、させぼお仕事情報プラザにおいて、企業によるUIターン就職希望者の確保を支援します。●シルバー人材センター支援事業については、経営改善に向けた検証を進め必要な見直しを行うとともに、新たな就業分野の確立を支援します。●また、企業の手手不足・人材不足への対応支援として、採用力向上にかかる支援や、企業と学生の接触機会の増加、定住の地としての佐世保の魅力PRを目的とした交流会を開催します。</p>
次年度実施する改善策	<p>●労働雇用対策事業については、引き続き企業情報サイトの利用の拡充に努め、求人側と求職者側の情報の発信と共有を図ります。●また、企業の手手不足・人材不足への対応支援として、採用力向上にかかる支援等を継続します。●若年者をはじめとした市内就職の促進と、経験豊富で優秀な人材を確保するためのUIターンの促進に向けた取り組みの整合を図りながら進めます。●さらに、多様な働き方への対応として、ICT等の利活用による働く場の環境整備等への支援を検討します。●また、新型コロナウイルス感染症の影響による経済活動の縮小により、一部、雇用への影響が出つつあることから、有効求人倍率の推移等に注視しながら必要な対策について検討、実施します。</p>
中期的(概ね3～5年)に実施可能な改善策	<p>●労働雇用対策事業については、継続して、発信する情報量の拡充と情報の提供機会の確保しながら、多様な求職者の市内就職の促進を図ります。●また、シルバー人材センター支援事業については、経営改善に向けた検証を進め必要な見直しを行うとともに、新たな就業分野の確立を支援します。●人手不足を補う手段として、外国人労働者活用に向けた検討が国において進められており、動向を注視しながら対応について検討します。</p>
改善により見込まれる効果、または住民への影響に対するフォロー	
<p>●改善策を実施することにより、雇用機会の新たな確保に繋がります。●また、求職と求人のミスマッチを減少へと導くことができ労働の安定に寄与します。</p>	

令和 元 年度実施事業 令和 2 年度 施 策 評 価 シ ー ト (主 要 な 施 策 の 成 果 報 告 書)

担当部局 観光商工部 作成日 令和2年6月19日
 責任者(部局長名) 井元 保雅

施策コード	1-2-3	施策名		勤労者福祉の増進	施策の方向性	中小企業従業員の福祉向上
総の位置づけ	基本目標 1	雇用を生み出す力強い産業のまち				
計画	政策 1-2	企業立地と労働の安定				
後期基本計画	総合計画 -	ページ				

主な達成目標(成果指標)	単位	現状値	対象年度(元年度)		達成度(%)
		22年度	目標値	実績値	
中小企業勤労者福祉サービスセンター会員数	人	5,829	8,600	8,550	99.4

(振り返り) 実施した内容	●中小企業従業員の福利厚生の充実を図ることを目的に、中小企業勤労者福祉サービスセンターの事業の円滑な運営を支援するための事業費の一部助成するとともに、労働団体によるメーデー開催や商工会議所の永年勤続表彰行事を支援しました。●また、労働福祉センター運営事業については、指定管理者制度(中小企業勤労者福祉サービスセンターへの管理運営委託)により、効率的な施設運営の中で、施設の適正な管理に努めました。
現状と課題	●中小企業勤労者福祉サービスセンターの登録会員数は増加傾向にありますが、将来の自立運営に向けては、更なる会員加入の促進や経費の節減、新たなサービスの提供といったことが求められます。●また、労働福祉センターについては、指定管理者により適正な管理運営がなされており、利用件数や利用人員、施設稼働率は横ばいの範囲内で推移しています。
今後の取組み (第7次総計記載内容)	●多様な働き方への対応支援 若者の定着と、女性、高齢者、外国人など、多様な人材の活躍の場の整備促進と市内事業者の働き方改革への取り組みを支援することで、労働環境の変化への対応を図ります。

◆施策を構成する事務事業の評価◆

枝番号	事務事業名 (★=重点PJ事業、☆=主要事業)	指 標		元	単位	事務事業評価	成果の方向性	重点化
		事業費(人件費含む)(千円)		目標値(上段)				
		令和元年度予算額	令和元年度決算額	実績値(下段)				
01	☆ 勤労福祉推進事業	指標	中小企業勤労者福祉サービスセンター会員数	8,600	人	1	維持	
		14,060	14,060	8,550				
02	☆ 労働福祉センター運営事業	指標	センター稼働率	80	%	1	維持	
		25,639	25,187	78.3				
03		指標						
04		指標						
05		指標						
06		指標						
07		指標						
08		指標						
09		指標						
10		指標						
事業費の合計			39,699	39,247				

- 1・・・計画どおり事業を進めることが適当
- 2・・・事業の進め方等に改善が必要
- 3・・・事業の再編、規模、内容、実施主体の見直しが必要
- 4・・・休・廃止の検討が必要

◆結果分析◆

評価の視点	左欄に掲げる評価の視点から、施策の意図を達成するにあたって、どのような問題点を読み取ることができるか。
成果指標の分析	<p>施策の意図に合ったものとなっているか？目標値の設定は適切か？実績値に問題はないか？</p> <p>●勤労者福祉の増進については、中小企業勤労者福祉サービスセンターの会員数としていますが、市内企業の福利厚生充実といった側面からは、雇用環境の促進に繋がる活動の評価も行う必要があります。●また、中小企業勤労者福祉サービスセンターの会員数については、平成22年度の5,829人に対して、令和元年度は8,550人まで増加しており、一定の評価はできますが、センターの自立化に向けて更なる会員の増加を図る必要があります。</p>
事務事業の構成の妥当性	<p>施策の目的を達成するために構成した事務事業に問題点はないか？【●「施策の方向性」ごとに記載すること】</p> <p>●中小企業従業員の福利厚生の充実を図るためには、福利厚生施設の提供並びに福利厚生サービスの充実で構成される必要があり事務事業の組み立ては妥当と判断しております。</p>
役割分担の妥当性	<p>行政の取組み以外で、目標達成に必要な実施主体及び事業等の記載及びその役割分担に問題はないか？</p> <p>●中小企業勤労者サービスセンター支援事業については事業費補助、労働福祉センター運営事業については、指定管理者での運営を行っており、必要最小限のコストで実施しており妥当と判断します。</p>

◆改善提案◆

表面の「施策を構成する事務事業」の重点化欄で、重点化する事業として選択した理由	
—	
この施策の成果を達成するための、具体的な改善提案(改善内容、始期、終期等)	
今年度の改善策	●中小企業勤労者サービスセンター支援事業については、実施サービスと会員獲得に向けた営業強化等を促し効率的な取り組みを推進します。●また、労働福祉センター運営事業については、施設の建築年数の経過を踏まえ、安全対策や老朽化対策に向けた施設改修の検討を進めます。
次年度に実施する改善策	●勤労者福祉推進事業については、引き続き中小企業勤労者福祉サービスセンターが実施する事業の支援に努め、自立化に向けた情報発信等による会員数の拡大を図ります。●また、労働福祉センター運営事業においては、利用者数の増に結び付けるよう、安全・安心な施設利用を確保するための計画的な施設整備の検討を進めます。
中期的(概ね3～5年)に実施可能な改善策	●雇用情勢等の労働環境の変化に応じた新たな事業の必要性等について研究し、市独自の取り組みとして必要なものは事業化に向けた取り組みを推進します。●また、労働福祉センターについては施設の改修計画をもとに、より効率的な改修を行っていきます。
改善により見込まれる効果、または住民への影響に対するフォロー	
●改善策を実施することで、コスト削減を図りながら中小企業従業員の福利厚生環境を整え、市内における雇用労働の安定、人材の確保を図ることができます。	

令和 元 年度実施事業 令和 2 年度政策評価シート

作成日
令和2年6月19日

政策コード	1-3	担当部局	農林水産部	責任者 (部局長名)	吉田 敏之
-------	-----	------	-------	---------------	-------

1. 政策体系

基本目標	1. 雇用を生み出す力強い産業のまち
政策	1-3. 農林業の振興

2. めざす姿

豊かな自然を育み、活力のある農林業の実現をめざします。

3. 後期基本計画掲載の主な達成目標と実績

NO	成果指標名	現状値	最終目標値	実績値の推移			
		H22	R1	H25	H27	H29	R1
1	総生産(農業)【億円】	48	48	48.9	50.3	49.7	60.8
2	農業経営体【体】	2,688	1,855	2,688	2,277	2,277	2,277

4. 振り返り～活動の評価～ ※成果がうまくいった部分、いかなかった部分など

H27決算	H29決算	R1決算
農林業における喫緊の課題である農業経営体の減少対策として、平成26年度から始まった農地中間管理機構を活用した担い手への農地集積やかんがい設備などの生産基盤の整備を計画的に実施しました。産地化・ブランド化事業による新たな産品づくりや新たな事業の創設による新規就農者の確保を図りましたが、経営体の減少に歯止めがかかりませんでした。	生産性向上のため、農地中間管理機構を活用した担い手への農地集積やかんがい設備などの生産基盤の整備を計画的に進めました。産地化・ブランド化事業による新たな産品づくり、産地化を図りました。29年度より新規就農者の確保のための新たな事業を創設・開始しました。	担い手への農地集積やかんがい設備や省力化機械の導入などの生産基盤の整備を計画的に進めることができました。新規就農者は目標以上に確保はできたものの市単独事業における新規就農者は確保できなかったため、事業の見直しが必要と考えます。「いちご」「きく」に対し重点的に支援し、さらなる産地化を図りました。また西九州させほ広域都市圏の市町と連携し、国内外の販路拡大に取り組みました。

5. 政策の現状と課題～後期基本計画から変化した部分～

H27決算	H29決算	R1決算
農業の総生産額は向上しているものの、農業経営体数は大幅に減少しています。これが進むと1農業経営体で多くの農地を担うことが必要となることから、生産基盤の整備による生産効率の向上が必要となります。また、今後、新規就農者のさらなる育成が急ぐべき最優先課題と考えます。	農業経営体数は大幅に減少しているものの、生産基盤の整備による生産性の向上、担い手への集積により農業生産額を維持している現状です。今後も、新規就農者を含む担い手の確保・育成と農業労働力の確保が最優先課題であるとともに、生産基盤の整備や省力化の推進、並びに労働力の確保による担い手への農地集積、規模拡大を促進することが必要です。	農業経営体の減少に歯止めはかかっていないものの、生産基盤の整備、担い手の確保・育成をはじめとする経営体制の強化、生産販売対策など、これまで実施してきた各施策の成果として、総生産が向上しているものと考えます。今後、さらなる農業経営体の減少も予想されることから、総生産の維持に向け、次代の農業担い手となる新規就農者の継続した確保は、引き続き最優先課題です。あわせて生産性と品質の向上による1経営体あたりの生産額を向上させるとともに、持続可能な営農を支える資源を維持していく必要があります。

6. 今後の取組み～特筆すべき部分

H27決算	H29決算	R1決算
2. 進め方の改善 28年度は本市農畜産物の中で重点品目を選定し、生産から販売までを新たに支援することで生産面積及び生産量の拡大を目指します。29年度は新規就農者や認定農業者の経営安定に向けた労力支援等を新たに実施することで、担い手の育成、確保を目指します。	2. 進め方の改善 新規就農者や農業労働力の確保に対する事業を充実させることで担い手の確保を推進するとともに、担い手への農地集積と生産基盤整備を計画的に継続して実施します。また、産地の特色を生かした産地強化の取り組みを推進します。	2. 進め方の改善 農業生産基盤の整備については、引き続き優先順位を決めながら、計画的に整備を行います。新規就農者の確保については、効果的かつ就農希望者のニーズに沿った事業となるよう見直し、令和3年度実施に向けて取り組みます。引き続き、地域の特色を生かした産品の産地強化を推進するとともに、国内外の販路拡大に向けて、西九州させほ広域都市圏の市町と連携して取り組みます。

7. 政策を構成する施策

枝番号	施策名	事業費(人件費含む)	事業費(人件費含む)	事業費(人件費含む)
		H27年度	H29年度	R1年度
1-3-1	活力ある農林業を展開する生産基盤の整備	1,088,554	967,204	953,857
1-3-2	安定した農林業を支える経営体制の強化	651,542	612,174	572,794
1-3-3	新鮮・安全・安心な農林畜産物の供給	39,750	47,584	55,360
事業費合計		1,779,846	1,626,962	1,582,011

令和 元 年度実施事業 令和 2 年度 施 策 評 価 シ ー ト (主 要 な 施 策 の 成 果 報 告 書)

担当部局	農林水産部	作成日	令和2年6月19日
責任者(部局長名)	吉田 敏之		

施策コード	1-3-1	施策名	活力ある農林業を展開する生産基盤の整備	施策の方向性	農林業生産基盤整備の促進 森林・田園空間の保全整備・維持の推進
総的位置づけ	基本目標 1	政策	1-3 農林業の振興		
総合計画後期基本計画	45	ページ			

主な達成目標(成果指標)	単位	現状値	対象年度(元年度)		達成度(%)
		22年度	目標値	実績値	
農道舗装率	%	62.1	66.2	65.3	98.64
農地・水路等保全面積	ha	1,960	3,008	2,558	85.04
-	-	-	-	-	-

(振り返り)実施した内容	<p>●生産基盤となる農地・農道・ため池の整備や施設・省力化機械の導入については、農業者の需要が多いため、工法の見直しや原材料支給によりコストを抑え、また優先順位をつけることにより、計画的な事業の実施を行いました。●西九州自動車道の接続が計画されている北松北部広域農道を県道へ移管するための整備工事を行いました。●公共施設等総合管理計画に基づく個別施設設計画策定のための農道橋の点検調査を行いました。●決壊すると下流域に被害を及ぼす恐れのあるため池について、ハザードマップの作成を行いました。</p>
現状と課題	<p>●本市は中山間地域など条件不利地が多く、生産性が低いため、生産基盤となる農地の整備や省力化機械の導入のための支援が必要です。また、整備した農地や機械等の効率的な活用も今後の課題です。●森林所有者の高齢化や後継者不足により森林管理が適正の行われず荒廃森林が増加しているため、森林経営や管理が適切に行われるような仕組みの構築が必要です。●ハザードマップ作成の対象となるため池数が多く、すべてを作成するには相応の年数が見込まれるので下流域の防災減災のためには期間短縮を図る必要があります。</p>
今後の取組み (第7次総計記載内容)	<p>●生産性と品質の向上による農業者の所得向上 経営資源の集約、IoT、AIなどを活用した生産基盤の整備による効率化を図るとともに、近隣市町と連携した取組も視野に入れながら、生産性の向上を推進します。あわせて、地域の特性に適した品種の導入や高付加価値なブランド商品の生産を推進し、各産品の品質向上に加え、国内外での販路拡大に取り組みすることで農業者の所得向上を図ります。また、安定した流通のために卸売市場(青果・花き・食肉)の活性化を図るとともに、農作物の被害防止等を図るための有害鳥獣対策に取り組みます</p> <p>●農山村の持つ多面的機能を有する地域資源の適切な維持・継承 地域農業の共同活動組織や森林活動団体との連携により、持続可能な営農を支える「ため池」などの農林業の基盤整備及び、森林施業など多様な取り組み活動を推進します。また、集落営農組織や農作業受託組織など、地域農業を支える団体の設立を推進します。</p>

◆施策を構成する事務事業の評価◆

枝番号	事務事業名 (★=重点PJ事業、☆=主要事業)	指 標		元	単位	事務事業評価	令和3年度 成果の 方向性	重点 点 化
		事業費(人件費含む)(千円)		目標値(上段)				
		令和元年度予算額	令和元年度決算額	実績値(下段)				
01	市営農業用施設管理業務	指標	適正に管理している施設の割合	100	%	1	維持	-
		69,639	67,631	100				
02	農林行政一般管理事業	指標	-	-	-	1	維持	-
		48,622	47,590	-				
03	林道改良事業	指標	林道補修率	100	%	1	維持	-
		29,996	29,400	100				
04	☆ 農業生産基盤整備事業	指標	事業効果の達成率(生産面積の拡大、労働時間削減効果など)	100	%	1	拡充	○
		142,880	130,321	100				
05	農業委員会一般管理事業	指標	委員活動日数	3,552	日	2	維持	-
		56,197	56,197	2,585				
06	☆ 農地の有効利用事業	指標	農地流動化面積	74	ha	1	維持	-
		22,954	22,954	214				
07	☆ 土地基盤整備助成事業	指標	農道舗装率	66.2	%	1	維持	-
		216,135	160,185	65.3				
08	☆ ため池整備事業	指標	適正に管理している市有ため池の割合	100	%	1	拡充	○
		140,223	47,240	100				
09	森林総合整備事業	指標	要整備森林の整備率	100	%	1	拡充	○
		207,917	82,819	100				
10	農林水産業施設災害復旧事業	指標	-	-	-	-	-	-
		481,878	309,520	-				
事業費の合計		1,416,441	953,857					

- 1・・・計画どおり事業を進めることが適当
- 2・・・事業の進め方等に改善が必要
- 3・・・事業の再編、規模、内容、実施主体の見直しが必要
- 4・・・休・廃止の検討が必要

◆結果分析◆

評価の視点	左欄に掲げる評価の視点から、施策の意図を達成するにあたって、どのような問題点を読み取ることができるか。
成果指標の分析	<p>施策の意図に合ったものとなっているか？目標値の設定は適切か？実績値に問題はないか？</p> <p>●農道舗装率については、計画的な実施により65.3%の農道を舗装したことから、概ね目標を達成しました。 ●多面的機能支払等の保全面積については、活動組織構成員の高齢化などで継続的な取り組みをあきらめる組織があり、各集落の農地及び水路の維持管理の目標面積を達成することができませんでした。引き続き、説明会の開催による新規組織設立の掘り起こしや事務手続きの簡素化につながる組織の広域化を推奨するなどの技術的支援が重要です。</p>
事務事業の構成の妥当性	<p>施策の目的を達成するために構成した事務事業に問題点はないか？ [●「施策の方向性」ごとに記載すること]</p> <p>●農林業生産基盤の整備促進については、成果指標を達成するために実施した事務事業において、概ね目標を達成しており、施策の成果指標もおおむね達成していることから、妥当と判断します。 ●森林・田園空間の保全・維持の推進については、成果目標を達成するために実施した事務事業において、目標に届かなかった事業があるものの、多面的機能を有する農山村の地域資源の維持・継承に関わる地域の共同活動に対する支援は重要であり、妥当と判断します。</p>
役割分担の妥当性	<p>行政の取り組み以外で、目標達成に必要な実施主体及び事業等の記載及びその役割分担に問題はないか？</p> <p>●農道・水路・施設・省力化機械などの生産基盤の整備については、農業者や地域が取り組み営農環境を整備することから、一部受益者の負担を求め事業を推進することは妥当と判断します。 ●地域が行う農地やその周辺の保全活動が、地域農業の活性化につながることから、地域の積極的な活動は妥当と判断します。</p>

◆改善提案◆

表面の「施策を構成する事務事業」の重点化欄で、重点化する事業として選択した理由	
<p>【農業生産基盤整備事業】 ●施設や優良品種(雌牛)の導入による品質向上、並びに省力化機械の導入による作業の効率化、生産環境の改善を図ることにより、生産体制強化に対し、非常に効果的な事業と考え、重点化事業に選択しています。 【ため池整備事業】 ●農業用ため池を適切に管理及び保全することにより、農業用水を確保しつつ決壊による被害の防止を図られることから、重点化事業に選択しています。 【森林総合整備事業】 ●森林環境譲与税等を活用した森林整備は、CO2削減や土砂災害防止等の公益的機能を有する森林の経営や保全に効果的であると判断し、重点化事業に選択しています。</p>	
この施策の成果を達成するための、具体的な改善提案(改善内容、始期、終期等)	
今年度実施する策	<p>●農業生産基盤の整備を推進するため、農地・農道・水路・各種施設・省力化機械などの整備に関して、計画している事業を円滑に実施します。 ●土地基盤整備における樹園地の基盤整備については、県と連携し事業推進を図ります。 ●未調査ため池の一斉点検と防災重点ため池のハザードマップを作成します。 ●森林整備を促進し、森林の公益機能の発揮を図るため、森林環境譲与税に関する法律に基づき森林現況調査を行います。</p>
次年度実施する策	<p>●農道舗装・補修及びため池補修などの事業は、実施要望が多いため、有効性・効率性を見極め、優先順位をつけて計画している事業を円滑に実施します。 ●土地基盤整備やため池の整備において、県と連携し工事の進捗を図ります。 ●ため池一斉点検や浸水想定区域図を基に優先順位をつけて、ため池ハザードマップの作成を行います。 ●経営や管理が行われていない森林の所有者に対し、経営管理に関する意向調査及び経営管理の集約を行います。</p>
中期(概ね3～5年)に実施可能な改善策	<p>●農作物の生産性向上のため、土地基盤と農業生産基盤の連携した整備を年次計画により進めていきます。 ●本市農業の生産体系に応じ、営農環境の改善のために基盤整備事業を行った農業者及び農業団体に対し、計画的に支援を行います。 ●新規就農者が実施する農業施設の整備に対する優先的な助成制度を構築し支援します。 ●施設の長寿命化計画を基に、適切な補修などの長寿命化対策を年次計画により実施します。</p>
改善により見込まれる効果、または住民への影響に対するフォロー	
<p>農業者が生産する農作物供給の基盤となる農地、生産施設などの整備が図られることで営農環境が改善され、所得向上が可能になります。</p>	

令和 元 年度実施事業 **令和 2 年度 施策 評価 シート** (主要な施策の成果報告書)

担当部局	農林水産部	作成日	令和2年6月19日
責任者(部局長名)	吉田 敏之		

施策コード	1-3-2	施策名	安定した農林業を支える経営体制の強化	施策の方向性	意欲ある担い手・新規就農者の育成・支援 農業経営基盤の強化 有害鳥獣対策の推進
総的位置づけ	基本目標 1	1	雇用を生み出す力強い産業のまち		
	政策 1-3	1-3	農林業の振興		
総合計画後期基本計画	46	ページ			

主な達成目標(成果指標)	単位	現状値	対象年度(元年度)		達成度(%)
		22年度	目標値	実績値	
認定農業者数	人	466	485	424	87.42
協定締結集落数(中山間地域集落協定締結組織)	集落	107	100	97	97
有害鳥獣による農産物被害金額	万円	3,533	2,000	2,070	96.5

(振り返り)実施した内容	<ul style="list-style-type: none"> ●認定農業者や農業後継者など、農業の担い手における経営体制の強化を図るため、生産技術の研鑽や経営知識習得のための活動に対し支援しました。また、国の支援制度対象とならない新規就農者に対する支援策を継続実施しました。 ●中山間地域など条件不利地や有害鳥獣被害地における農業経営や米生産者などの農業経営の安定を図るための各種支援策を円滑に実施しました。
現状と課題	<ul style="list-style-type: none"> ●農業従事者の減少、中山間地域など条件不利地における遊休地が増加傾向にあることから、人と農地の問題を解決すべく農地中間管理制度に取り組み、担い手への農地の集積を進めています。しかしながら、受け手となる農業の担い手の中心である認定農業者も高齢等により減少しており、農業の担い手の確保を図るため、今後は、新規就農者や後継者の確保、育成とともに、意欲ある農業の担い手が必要としている労働力の確保に対しても支援していく必要があります。 ●一方で、有害鳥獣による農産物被害は多く、農業生産者にとっては厳しい状況が続いています。
今後の取組み (第7次総計記載内容)	<ul style="list-style-type: none"> ●新規就農者の確保 UJターン人材などを活用し、就農支援策を講じることで新規就農者の確保を図ります。さらに、働きやすい環境づくりと、外国人材を含む新たな労働力の確保並びに経営の法人化を推進し、次代の農業担い手の育成・確保を図ります。 ●生産性と品質の向上による農業者の所得向上 経営資源の集約、IoT、AIなどを活用した生産基盤の整備による効率化を図るとともに、近隣市町と連携した取組も視野に入れながら、生産性の向上を推進します。あわせて、地域の特性に適した品種の導入や高付加価値なブランド商品の生産を推進し、各産品の品質向上に加え、国内外での販路拡大に取り組みすることで農業者の所得向上を図ります。また、安定した流通のために卸売市場(青果・花き・食肉)の活性化を図るとともに、農作物の被害防止等を図るための有害鳥獣対策に取り組みます

◆施策を構成する事務事業の評価◆

枝番号	事務事業名 (★=重点PJ事業、☆=主要事業)	指 標		元	単位	事務事業評価	令和3年度 成果の 方向性	重点 点 化
		事業費(人件費含む)(千円)		目標値(上段)				
		令和元年度予算額	令和元年度決算額	実績値(下段)				
01	ふれあい農業推進事業	指標	農山村交流施設等利用者数	181,000	人	2	維持	-
		24,063	23,989	151,189				
02	☆ 有害鳥獣対策事業	指標	農作物被害額	2,000	万円	2	維持	-
		124,416	101,498	2,070				
03	☆ 中山間地域等振興対策事業	指標	適正に管理されている農地面積	1,303	ha	1	維持	-
		345,399	339,725	1,268.2				
04	家畜保健衛生対策事業	指標	家畜の死亡・廃用発生率	5	%	1	維持	-
		33,418	31,245	4				
05	☆ 農業担い手育成事業	指標	新規就農者数	7	人	2	拡充	○
		39,443	36,125	13				
06	農業経営の安定強化事業	指標	経営所得安定対策加入率	85	%	1	維持	-
		42,056	40,212	85.53				
07	#N/A	N/A						
08	#N/A	N/A						
09	#N/A	N/A						
10	#N/A	N/A						
事業費の合計			608,795	572,794				

1・・・計画どおり事業を進めることが適当
2・・・事業の進め方等に改善が必要
3・・・事業の再編、規模、内容、実施主体の見直しが必要
4・・・休・廃止の検討が必要

◆結果分析◆

評価の視点	左欄に掲げる評価の視点から、施策の意図を達成するにあたって、どのような問題点を読み取ることができるか。
成果指標の分析	<p>施策の意図に合ったものとなっているか？目標値の設定は適切か？実績値に問題はないか？</p> <ul style="list-style-type: none"> ●認定農業者数については、新規認定者目標10人にに対し、13人確保できましたが、既認定者が高齢等により更新率が低調であることから、総数は目標を大きく下回る結果となりました。 ●中山間地域等直接支払制度については、集落への推進活動を行ったものの、新たな集落協定締結には至りませんでした。また宇久地区における大規模開発事業の影響により2集落減少し、目標とする100集落は達成できませんでした。 ●有害鳥獣対策による被害額については、3対策を総合的に実施しているものの、農産物被害額の目標達成には至りませんでした。が、昨年度と比べ目標に大きく近づいたため、一定の成果と評価します。
事務事業の構成の妥当性	<p>施策の目的を達成するために構成した事務事業に問題点はないか？ [●「施策の方向性」ごとに記載すること]</p> <ul style="list-style-type: none"> ●施策の成果指標である認定農業者数は目標達成していないものの、事務事業の目標である意欲ある担い手、新規就農者の確保については、目標達成しています。新規認定農業者及び新規就農者の増加が認定農業者の全体数増加につながるから、構成する事務事業は妥当と考えます。 ●中山間地域で協定を締結した集落の対象農用地が適正に管理されることは、中山間地域の生産環境、農村環境が維持されることにつながるから、構成する事務事業は妥当と考えます。 ●有害鳥獣対策の推進については、依然として被害が多発するなど成果指標の目標を達成していません。また、街中での生活環境被害の相談も多く、今後もさらなる対策の強化が必要と考えることから、構成する事務事業は妥当と考えます。
役割分担の妥当性	<p>行政の取組み以外で、目標達成に必要な実施主体及び事業等の記載及びその役割分担に問題はないか？</p> <ul style="list-style-type: none"> ●認定農業者をはじめ農業の担い手の経営体制強化については、農業者自らが生産技術の研鑽や経営知識の向上を目指した積極的な活動が必要であり、市は農業者の積極的な活動を支援しています。 ●国や県は中山間直接支払制度や経営安定対策などセーフティネットの充実により農業者をサポートし、市は国や県に合わせて支援することで、その効果を高めています。 ●JAは生産技術や共販により安定した収益を農業者に確保させることだけでなく、農業者の意見を集約し、市に意見することで、農業者と行政のパイプ役を担っています。 ●有害鳥獣対策における関係団体と連携し、捕獲活動などにより農業者のみならず地域の活性化に寄与する活動を行っています。 <p>したがって、関係機関との役割分担は妥当です。</p>

◆改善提案◆

表面の「施策を構成する事務事業」の重点化欄で、重点化する事業として選択した理由	
<p>【農業担い手育成事業】</p> <p>●農業後継者問題については、これからの農業の根幹に係る最重要課題であり、新規就農者の確保が求められていることから、農業次世代人材投資事業は重要と考えます。加えて、29年度から実施している、50歳以上を対象とした市独自の「新規就農支援事業」の効果を検証し、より効果の高い支援策へ発展させることで、さらなる担い手の確保を図ります。また、今後は、意欲ある農業の担い手が求める「不足する労働力の確保」に対する支援策が必要と考えているため、重点化しています。</p>	
この施策の成果を達成するための、具体的な改善提案(改善内容、始期、終期等)	
今年度の 実施する 改善策	<ul style="list-style-type: none"> ●29年度から開始した「新規就農支援事業」を継続、効果を検証するとともに、新たな新規就農者支援制度を構築し、担い手の確保、農業経営の安定・体制強化を図ります。また、意欲ある農業の担い手が必要とする労働力の確保をする際に課題となっている、農場の環境整備(仮設トイレ設置)に対する支援を実施し、その効果を検証します。
次年度に 実施する 改善策	<ul style="list-style-type: none"> ●新規就農者支援事業の効果検証を踏まえ、移住者や兼業希望者を対象とした、新規就農につながる支援策を実施します。また、農場の環境整備(仮設トイレ設置)に対する支援の効果検証を踏まえ、担い手が必要とする労働力の確保につながる、新たな支援策を実施します。
中期的 (概ね3～5年) に実施可能な 改善策	<ul style="list-style-type: none"> ●継続して新規就農者が確保できるよう、効果的な事業を実施します。 ●認定農業者や新規就農者をはじめとする担い手の確保・育成のためには、生産から販売までの支援が必要であることから、行政機関のみならず、JAを含めた関係機関による継続した支援体制が必要です。 ●持続した農業経営体制を確立するために、農業経営の法人化や集落営農の設立に向けた支援を行います。
改善により見込まれる効果、または住民への影響に対するフォロー	
<ul style="list-style-type: none"> ●認定農業者や新規就農者といった担い手の確保は、過疎化する地域にとって、農業の維持をはじめ、地域全体の活性化につながります。また、意欲ある農業の担い手の規模拡大により不足する労働力の確保に対する支援策を講じることは、経営強化につながります。 	

令和 元 年度実施事業 令和 2 年度 施 策 評 価 シ ー ト (主 要 な 施 策 の 成 果 報 告 書)

担当部局 農林水産部 作成日 令和2年6月19日
 責任者(部局長名) 吉田 敏之

施策コード	1-3-3
施策名	新鮮・安全・安心な農林畜産物の供給
総的位置づけ	基本目標 1 雇用を生み出す力強い産業のまち
総合計画後期基本計画	政策 1-3 農林業の振興
画け	47 ページ

施策の方向性	付加価値の高い製品の創出
	地域農産物の消費拡大の促進
	-
	-

主な達成目標(成果指標)	単位	現状値	対象年度(元年度)		達成度(%)
		22年度	目標値	実績値	
主要な農産物直売所等の売上高	億円	6.7	5.9	5.2	88.14
-	-	-	-	-	-
-	-	-	-	-	-

(振り返り)実施した内容	<ul style="list-style-type: none"> ●産地化が見込まれる2品目(いちご、きく)について、さらなる産地拡大のため、規模拡大と高品質化を図る取り組みに対し支援しました。 ●地域農産物の生産対策と共に、消費拡大のためのPRイベント(どろんこ収穫祭等)を活用し、地域農産物の知名度の向上のための取り組みに対し支援しました。また、一次産業の生産額向上、並びに担い手育成につなげるため、西九州させば広域都市圏の市町と連携し農水産物の販路拡大に取り組みました。
現状と課題	<ul style="list-style-type: none"> ●本市の魅力ある製品の創出をめざし、地域の特性を生かした産品や品質の向上により、さらなる産地化が見込まれる品目に対し重点的に支援する必要があります。 ●農産物については、様々な販売努力により、売上額を維持しています。今後は、新たな顧客開拓のため、市民に対する直売所やながさき和牛の認知度向上が必要です。また、西九州させば広域都市圏の市町と連携し、農水産物の販路の拡大に継続して取り組む必要があります。
今後の取組み (第7次総計記載内容)	<ul style="list-style-type: none"> ●生産性と品質の向上による農業者の所得向上 経営資源の集約、IoT、AIなどを活用した生産基盤の整備による効率化を図るとともに、近隣市町と連携した取組も視野に入れながら、生産性の向上を推進します。あわせて、地域の特性に適合した品種の導入や高付加価値なブランド商品の生産を推進し、各産品の品質向上に加え、国内外での販路拡大に取り組むことで農業者の所得向上を図ります。また、安定した流通のために卸売市場(青果・花き・食肉)の活性化を図るとともに、農作物の被害防止等を図るための有害鳥獣対策に取り組めます

◆施策を構成する事務事業の評価◆

枝番号	事務事業名 (★=重点PJ事業、☆=主要事業)	指 標		元	単位	事務事業評価	成果の方向性	重点化
		事業費(人件費含む)(千円)		目標値(上段)				
		令和元年度予算額	令和元年度決算額	実績値(下段)				
01	★☆☆ 付加価値の高い一次産品育成対策事業	指標	産品「いちご・菊」の生産販売額	4.4	億円	1	拡充	○
	14,198	9,464	4.03					
02	地域農産物の消費拡大促進事業	指標	市民の佐世保産農畜産物に対する認知度(農産物)	100	%	1	維持	○
	48,205	45,896	95.8					
03	#N/A N/A	指標						
04	#N/A N/A	指標						
05	#N/A N/A	指標						
06	#N/A N/A	指標						
07	#N/A N/A	指標						
08	#N/A N/A	指標						
09	#N/A N/A	指標						
10	#N/A N/A	指標						
事業費の合計			62,403	55,360				

- 1・・・計画どおり事業を進めることが適当
- 2・・・事業の進め方等に改善が必要
- 3・・・事業の再編、規模、内容、実施主体の見直しが必要
- 4・・・休・廃止の検討が必要

◆結果分析◆

評価の視点	左欄に掲げる評価の視点から、施策の意図を達成するにあたって、どのような問題点を読み取ることができるか。
成果指標の分析	<p>施策の意図に合ったものとなっているか？目標値の設定は適切か？実績値に問題はないか？</p> <p>●主要な農産物直売所等の売上高については、昨年度の売上高より減少し、目標が達成できなかったことから、さらに直売所を訪れていただく機会をつくる必要があります。</p>
事務事業の構成の妥当性	<p>施策の目的を達成するために構成した事務事業に問題点はないか？【●「施策の方向性」ごとに記載すること】</p> <p>●付加価値の高い一次製品の創出については、成果指標の目標は達成できていません。生産面積の増加が伸び悩んでいることが未達成の要因であります。今後も産地拡大のため、継続的な支援が必要と考えます。総体的に、構成する事務事業は妥当です。</p> <p>●地域農産物の消費拡大の促進においては、成果指標の目標を達成していないものの、市民の佐世保産農畜産物の認知度の向上については一定の成果が表れています。今後も各種イベント等を活用した直売所及び佐世保産農産物の認知度向上に向けた取り組みが、地域農産物の消費拡大を促進するため、構成する事務事業は妥当です。</p>
役割分担の妥当性	<p>行政の取組み以外で、目標達成に必要な実施主体及び事業等の記載及びその役割分担に問題はないか？</p> <p>●付加価値の高い一次製品の創出については、事業者に一定の負担を求めています。また、事業者においては生産性の向上、生産面積の拡大につながる積極的な活動が必要のため、役割分担は妥当です。</p> <p>●農産物直売所における売上高は、それぞれの直売所経営者の売り上げ向上を目指した活動が必要のため、役割分担は妥当です。</p>

◆改善提案◆

表面の「施策を構成する事務事業」の重点化欄で、重点化する事業として選択した理由	
<p>【付加価値の高い一次産物育成対策事業】</p> <p>●付加価値の高い一次産物の創出は、農林水産部の重点プロジェクトです。本市の魅力ある産物の創出のため、「長崎和牛」や「西海みかん」に続く産地形成を目指すものとして、支援を強化する必要があると考えているため、重点化しています。</p> <p>【地域農産物の消費拡大促進事業】</p> <p>●農水産物等特産品販路拡大事業は、西九州ささば広域都市圏の市町と連携し、圏域の農水産物の生産額向上及び担い手育成につなげるために重要な事業であるため、重点化しています。</p>	
この施策の成果を達成するための、具体的な改善提案(改善内容、始期、終期等)	
今年度実施する改善策	<p>●本市の魅力ある産物の創出のため、さらに産地化が見込まれる2品目(いちご、きく)に、日本一の生産量を誇るアステルベを加えた3品目に対し重点的な支援を実施します。</p> <p>●従来から実施している各種イベントを活用した直売所並びに農産物のPRIに加え、市HPの充実やWEBサイトの立ち上げなど、広報活動の強化を図り、市民への認知度向上を図ります。また、国内外における販路拡大に向けた取り組みを実施します。</p>
次年度実施する改善策	<p>●今年度実施する、いちご、きく、アステルベへの支援を継続し、佐世保産農畜産物の産地化を進めます。</p> <p>●各種イベントを活用した直売所並びに農産物のPRIにより、市民への認知度向上を図ります。また、国内外における販路拡大に向けた取り組みを実施します。</p>
中期(概ね3～5年)に実施可能な改善策	<p>●産地化及び産地強化ができた産品については支援を終了し、次の産品の支援を行うことで本市農畜産物の底上げを目指します。また、新たな産品の発掘や新商品開発などにより農業者の所得向上を目指した取り組みが必要です。</p> <p>●国内外における販路拡大に向けた取り組みを実施し、儲かる農業の仕掛けづくりが必要です。</p>
改善により見込まれる効果、または住民への影響に対するフォロー	
<p>●「世知原茶」「西海みかん」「長崎和牛」に続く新たな農畜産物の創出、及び産地化並びに産地強化を図り、市民をはじめ、県内外における消費者へ佐世保産農畜産物の認知度の向上、販売促進により農業者の所得向上につなげます。</p>	

令和 元 年度実施事業 令和 2 年度政策評価シート

作成日
令和2年8月11日

政策コード	1-4	担当部局	農林水産部	責任者 (部局長名)	吉田 敏之
-------	-----	------	-------	---------------	-------

1. 政策体系

基本目標	1. 雇用を生み出す力強い産業のまち
政策	1-4. 水産業の振興

2. めざす姿

豊かな自然を育み、活力のある水産業の実現をめざします。

3. 後期基本計画掲載の主な達成目標と実績

NO	成果指標名	現状値	最終目標値	実績値の推移			
		H22	R1	H25	H27	H29	R1
1	漁獲量(年間の全漁獲量(沖合・沿岸・養殖))【t】	34,984	72,000	71,319	76,342	91,094	65,058
2	漁獲高(年間の全漁獲高(沖合・沿岸・養殖))【億円】	88	155	144	161	176	145

4. 振り返り～活動の評価～ ※成果がうまくいった部分、いかなかった部分など

H27決算	H29決算	R1決算
佐世保市の水産物生産は、近年安定していますが、沿岸漁業は減少傾向であるため沿岸漁業の振興を重点的に進めました。漁港・漁場は計画的に整備を実施しました。水産センターは計画的に整備を実施しました。ブランド化事業はマテガイ、トラフグについては市内を中心に、アジ、岩がきについては市外への販路開拓等を行い、一定販売額も増加しております。	佐世保市の漁業生産は、近年増加傾向にあります。が、沿岸漁業においては、資源の減少や所得の向上が課題であることから、沿岸漁業の振興を重点的に進めました。特に水産センターの機能強化のための基本計画の策定を行いました。漁港・漁場は計画的に整備を実施しました。ブランド化事業は待て外について、資源保護を含めた取り組みを実施しました。	生産基盤である漁港及び漁場の整備については計画どおりの進捗をはかることができました。水産センターの機能強化については、基本設計の作成が完了しました。新規就業事業については目標数を達成できませんでした。離島漁業再生支援交付金を活用し、新規就業者の就業後の支援を実施しました。 なお、H25年度対比では漁獲量では8.8%の減少、漁獲高では0.5%増、1経営体あたりの生産金額は微増となっています。漁港の整備が進んだことや漁船の大型化など操業の効率化が進みましたが、沖合漁業において資源変動等が原因で漁獲が大きく減少しました。

5. 政策の現状と課題～後期基本計画から変化した部分～

H27決算	H29決算	R1決算
漁港施設については長寿命化のための改修を進めていく必要があります。水産センターは、「あり方研究会」を設置し、機能再編についての協議が行われ、H28年度に結果報告がなされる予定。ブランド製品については、販路拡大と認知度向上が継続した課題です。	水産センターの機能強化に向けた施設整備の具体化を早急に進めてまいります。漁業者の所得向上を図るために経営の視点を取り入れ、多角化など経営支援を進めていく必要があります。九十九島とらぶぐについては、販路拡大に向けた加工場の拡充が課題となっています。	担い手の高齢化や、後継者不足が進み、将来の生産の停滞が懸念されます。また、環境の変化に伴い水産資源の減少が進んでいます。したがって今後は、後継者の加入促進を引き続き進めるとともに、IoT技術などを取り入れた操業の効率化を一層進めていく必要があります。併せて資源対策等には、水産センターの機能強化を進め、沿岸漁業資源の維持が必要です。

6. 今後の取組み～特筆すべき部分

H27決算	H29決算	R1決算
2. 進め方の改善 漁港・漁場の整備や各種漁業関連施設整備などは優先順位を決めながら、計画的な整備を行います。水産物ブランド製品については、販路拡大を進めるため、加工場の整備等を検討します。担い手の確保に努めます。	2. 進め方の改善 水産センターの機能強化に向けた施設改修は、国や県などの補助を活用した財源確保に努め、計画的に進めてまいります。	2. 進め方の改善 水産センターの機能強化については、策定された基本計画に基づき、事業に着手し、水産庁や、他省庁の補助金を活用し、早期完成をめざし、整備を進めてまいります。

7. 政策を構成する施策

枝番号	施策名	事業費(人件費含む)	事業費(人件費含む)	事業費(人件費含む)
		H27年度	H29年度	R1年度
1-4-1	資源回復のための生産基盤の整備	752,655	627,355	724,157
1-4-2	安定した漁業を支える経営体制の強化	108,228	183,792	115,907
1-4-3	新鮮・安全・安心な水産物の供給	31,677	32,033	26,400
1-4-4	水産業の振興を実現するための包括的な施策	14,121	26,322	17,977
事業費合計		906,681	869,502	884,441

令和 元 年度実施事業 令和 2 年度 施 策 評 価 シ ー ト (主 要 な 施 策 の 成 果 報 告 書)

担当部局 農林水産部 作成日 令和2年8月11日
 責任者(部局長名) 吉田 敏之

施策コード	1-4-1	施策名	資源回復のための生産基盤の整備	施策の方向性	漁村の総合的な振興
基本目標	1	雇用を生み出す力強い産業のまち	栽培漁業の推進と養殖業の育成		
政策	1-4	水産業の振興			
総合計画 後期基本計画	50	ページ			

主な達成目標(成果指標)	単位	現状値	対象年度(元年度)		達成度(%)
		22年度	目標値	実績値	
沿岸漁業と養殖漁業の漁獲量	トン	6,002	6,200	6,933	111.82
-	-	-	-	-	-
-	-	-	-	-	-

(振り返り)実施した内容	●漁港・漁場の整備は、概ね計画通り実施出来ました。結果として、減少傾向にある水産資源の確保及び生産力向上へ繋がる漁場環境等の改善を図ることができました。●また「つくり・育てる漁業」を推進支援するため、放流支援により栽培漁業を核とし、沿岸漁業の振興に取り組みました。●水産センターにおいては、機能強化のための基本計画に基づき、基本設計を行いました。また、アサリ資源の増殖に継続して取り組みました。
現状と課題	●本市の漁業を取り巻く環境は、魚価の低迷が続き、水産資源は依然として回復傾向にありません。●担い手不足・漁業就労者の高齢化から、労働環境向上を図るため、沿岸域の漁場造成や漁業関連施設整備による就労環境軽減や安全対策に重点をおく必要があります。また施設の機能保全を図るため、補修費に重点投資を行い、漁港施設の延命化に傾注していく必要があります。●栽培漁業の拠点として、水産センターの機能強化を進めていく必要があります。これに伴い、新種苗(カワハギ)の生産技術の確立と陸上養殖に関する知見を収集する必要があります。
今後の取組み (第7次総計記載内容)	●生産性の向上による漁業者の所得向上 漁港などの生産環境の充実、IoT、AIなどを活用した新規設備導入による操業の効率化に加え、国内外での販路拡大に取り組むことで、漁業者の所得向上を図ります。さらに、漁業経営の多角化、産地加工並びに、新種苗導入による養殖漁業の推進等により漁業経営の安定を図ります。 また、安定した流通のために水産市場の活性化を図るとともに、消費者意識に高まりのある「食の安全・安心」に対応するため、高度衛生管理の実現に向け取り組みます。 ●水産資源の維持及びそれを育む漁場環境の適切な保全 付加価値の高い種苗の研究・開発及び生産拡大のため、水産センターの機能強化・充実に取り組み、水産資源の維持増大を図ります。また、地域漁業活動組織との連携による、藻場や干潟など、漁場環境の回復を図ります。

◆施策を構成する事務事業の評価◆

枝番号	事務事業名 (★=重点PJ事業、☆=主要事業)	指 標		元	単位	事務事業評価	令和3年度	
		事業費(人件費含む)(千円)		目標値(上段)			成果の方向性	重点化
		令和元年度予算額	令和元年度決算額	実績値(下段)				
01	☆ 漁村の総合的な振興事業	指標	漁港漁場施設整備率	100	%	1	維持	-
		466,719	428,566	100				
02	★☆ 栽培漁業の推進と養殖業の育成事業	指標	放流魚種(アワビ・カサゴ・ヒラメ)の混獲率の平均	27.9	%	2	拡充	○
		223,119	220,130	21.7				
03	漁業と海洋レクリエーションとの調和事業	指標	漁港区域内船舶係留許可率	100	%	1	維持	-
		24,463	23,686	96.6				
04	漁港整備事業(県営事業負担金)	指標	-	-	-	-	-	-
		57,065	39,953	-				
05	農林水産業施設災害復旧事業	指標	-	-	-	-	-	-
		200,567	11,822	-				
06	#N/A /N/A	指標	-	-	-	-	-	-
07	#N/A /N/A	指標	-	-	-	-	-	-
08	#N/A /N/A	指標	-	-	-	-	-	-
09	#N/A /N/A	指標	-	-	-	-	-	-
10	#N/A /N/A	指標	-	-	-	-	-	-
事業費の合計			971,933	724,157				

1・・・計画どおり事業を進めることが適当
 2・・・事業の進め方等に改善が必要
 3・・・事業の再編、規模、内容、実施主体の見直しが必要
 4・・・休・廃止の検討が必要

◆結果分析◆

評価の視点	左欄に掲げる評価の視点から、施策の意図を達成するにあたって、どのような問題点を読み取ることができるか。
成果指標の分析	<p>施策の意図に合ったものとなっているか？目標値の設定は適切か？実績値に問題はないか？</p> <p>●漁場の造成、種苗放流等の事業を実施し、赤潮などのモニタリングを行った結果、沿岸漁業と養殖漁業を併せた生産量は、目標値に対し111.8%となりました。●目標値に達しておりますが、生産を担う漁業経営体の減少や、沿岸漁業資源の減少など依然として漁獲量を確保することが困難な状況が続いており、引き続き栽培漁業の推進や養殖漁業の振興が重要となっております。</p>
事務事業の構成の妥当性	<p>施策の目的を達成するために構成した事務事業に問題点はないか？【●「施策の方向性」ごとに記載すること】</p> <p>●水産物の総合的な生産拠点として漁港・漁場の整備は不可欠であり妥当です。●栽培漁業としての種苗の放流は、その指標の混獲率が高く維持されており、沿岸資源の安定に大きく貢献しています。また、事業主体の栽培協議会や漁協に、一定の受益者負担を設定しているため妥当です。●漁港の管理については、漁港漁場法に管理主体が明記されており、管理主体として妥当です。</p>
役割分担の妥当性	<p>行政の取組み以外で、目標達成に必要な実施主体及び事業等の記載及びその役割分担に問題はないか？</p> <p>●栽培漁業の推進は、市内6漁協から構成される佐世保市栽培漁業推進協議会が中心となって種苗の放流に取組み、沿岸漁業資源の維持安定に欠かせない役割を果たしています。●水産センターは民間ではできない、佐世保の海況に適した魚種の生産開発を行っています。●県内の公的生産機関(県栽培センター、長崎市水産センター、佐世保市水産センター)の3者による協議の場を設け、それぞれの役割分担を図り効率的生産に努めています。</p>

◆改善提案◆

表面の「施策を構成する事務事業」の重点化欄で、重点化する事業として選択した理由	
<p>【栽培漁業の推進と養殖業の育成事業】</p> <p>●栽培漁業については、沿岸漁業資源の安定に非常に貢献度が大きい事業です。その種苗の生産拠点である水産センターは、建設後31年を経過し老朽化が進んでいることから施設の改修などの機能再編が必要であり、計画的に財源を措置する必要があり重点化しました。●養殖業の振興についても、今後所得向上を図るために市内全域の協調した取り組みや陸上養殖の導入、加工による輸出等にも傾注する必要がありそのため必要な措置を実施していく必要があり、重点化しました。</p>	
この施策の成果を達成するための、具体的な改善提案(改善内容、始期、終期等)	
今年度実施改善策	●漁港施設については、漁港の施設整備を促進しながら、既存施設の老朽化調査を引き続き行い、機能保全事業を実施します。●水産センターについては、平成29年度に策定した機能強化基本計画に基づき、基本設計を作成し、具体的な予算規模、スケジュール等を決定したことから、これに沿った整備を進めてまいります。
次年度実施改善策	●水産センターについて、基本設計を基に、年次計画に従い施設整備による機能強化を図っていきます。●海岸長寿命化対策を継続して取組みます。●新たな養殖種苗、放流用種苗の試験生産を実施します。
中期(概ね3～5年)に実施可能な改善策	●水産センターについて、基本設計を基に、担当省庁に対し概算要求を行い、施設整備を進めてまいります。●海岸長寿命化対策に継続して取り組んでいきます。●連携中枢都市圏事業として、圏域における種苗の供給を計画生産へ移行します。また、新たな養殖種苗、放流用種苗の試験生産を実施します。
改善により見込まれる効果、または住民への影響に対するフォロー	
<p>●市管理16漁港の維持管理計画に基づき老朽化対策を実施することで改修工事の平準化が図られ、更には安心安全な就労環境のもと生産活動ができます。●水産センターの計画的な施設改修を行うことで、将来にわたり市内及び圏域への市町に対し、安定した種苗の供給体制ができ、沿岸資源の安定と増産が可能となります。また、他産地にはない養殖用種苗の開発が可能となり、漁業者の所得向上に大きく貢献できます。●水産センター機能再編については、佐世保市水産振興協議会等で適宜進捗を説明しています。</p>	

令和 元 年度実施事業 令和 2 年度 施 策 評 価 シ ー ト (主 要 な 施 策 の 成 果 報 告 書)

担当部局	農林水産部	作成日	令和2年8月11日
責任者(部局長名)	吉田 敏之		

施策コード	1-4-2	施策名	安定した漁業を支える経営体制の強化	施策の方向性	漁家経営の安定強化 意欲ある担い手の育成・支援 漁業関連施設の充実
総的位置づけ	基本目標 1	1	雇用を生み出す力強い産業のまち		
	政策 1-4	1-4	水産業の振興		
計画	総合計画 51	51	ページ		
	後期基本計画				

主な達成目標(成果指標)	単位	現状値	対象年度(元年度)		達成度(%)
		22年度	目標値	実績値	
担い手数(漁協組員数)	人	1,910	1,500	1,518	101.2
-	-	-	-	-	-
-	-	-	-	-	-

(振り返り)実施した内容	●担い手対策として、新規就労者1名に対し支援を実施しました。●離島漁業再生支援交付金事業は3地区について助成を行い、その活動を支援しました。宇久地域については特定有人国境離島漁村支援交付金を活用し、宇久島における水産加工への支援と新規就業者への支援を実施しました。●計画されていた、漁協の共同利用施設の整備支援を実施しました。
現状と課題	●漁業者の高齢化や担い手、後継者不足の現状が進む中、担い手の確保、後継者の育成は漁業の根本的な課題です。離島地域の漁業は、離島漁業再生支援事業によって一定生産活動は維持されているものの、高齢化に伴い漁業生産量の減少傾向が続いています。●漁業者の所得の向上は第一の課題です。このため、個々の経営体の所得向上の方向性として、県と協力し経営支援事業を活用し経営の多角化、効率的な操業への転換を進めていくこととしています。また離島地域においては加工品など産地加工の推進など、所得向上のための施策を継続して進めることが重要と考えています。
今後の取組み (第7次総計記載内容)	●新規就業者の確保 UJIターン人材などを活用し、就業支援策を講じることで新規就業者の確保を図ります。さらに、働きやすい環境づくりと、新たな労働力の確保並びに経営の法人化を推進し、次代の漁業担い手の育成・確保を図ります。 ●生産性の向上による漁業者の所得向上 漁港などの生産環境の充実、IoT、AIなどを活用した新規設備導入による操業の効率化に加え、新型コロナウイルス感染症の影響を注視しながら国内外での販路拡大に取り組むことで、漁業者の所得の減少を防止します。さらに、漁業経営の多角化、産地加工並びに、新種苗導入による養殖漁業の推進等により漁業経営の安定を図ります。 ●水産市場の整備 安定した流通のために水産市場の活性化を図るとともに、消費者意識に高まりのある「食の安全・安心」に対応するため、高度衛生管理の実現に向け取り組みます。

◆施策を構成する事務事業の評価◆

枝番号	事務事業名 (★=重点PJ事業、☆=主要事業)	指 標		元	単位	事務事業評価	令和3年度	
		事業費(人件費含む)(千円)		目標値(上段)			成果の方向性	重点化
		令和元年度予算額	令和元年度決算額	実績値(下段)				
01	☆ 漁業経営の安定強化事業	指標	離島地区の漁獲量	1,540	t	1	維持	-
			70,253	63,301				2,366
02	漁業関連施設の充実事業	指標	漁業用関連施設整備の実施率	100	%	1	維持	-
			62,692	49,801				100
03	★ 意欲ある担い手の育成・支援事業	指標	技術習得支援事業認定者数	6	人	2	維持	○
			3,592	2,805				1
04	#N/A #N/A	指標						
05	#N/A #N/A	指標						
06	#N/A #N/A	指標						
07	#N/A #N/A	指標						
08	#N/A #N/A	指標						
09	#N/A #N/A	指標						
10	#N/A #N/A	指標						
事業費の合計			136,537	115,907				

- 1・・・計画どおり事業を進めることが適当
- 2・・・事業の進め方等に改善が必要
- 3・・・事業の再編、規模、内容、実施主体の見直しが必要
- 4・・・休・廃止の検討が必要

◆結果分析◆

評価の視点	左欄に掲げる評価の視点から、施策の意図を達成するにあたって、どのような問題点を読み取ることができるか。
成果指標の分析	<p>施策の意図に合ったものとなっているか？目標値の設定は適切か？実績値に問題はないか？</p> <p>●構成する事務事業によって、組合員の減少は一定抑制されていますが、依然厳しい状況は続いています。●個人経営体の後継者が増加しない原因は、所得の低下と、資源の不安定さが主な要因です。</p>
事務事業の構成の妥当性	<p>施策の目的を達成するために構成した事務事業に問題点はないか？【●「施策の方向性」ごとに記載すること】</p> <p>●漁業者の生産活動には、拠点となる漁業協同組合の経営安定が最も重要です。更に、組合の漁業関連施設の整備は、生産活動に不可欠であり、その支援は必要な事業です。●将来の生産を担う後継者の確保は、漁協の経営安定と地域活性化にとって、最も重要な課題です。よって構成する事務事業は施策に適合しており、妥当と判断しています。●個別漁業者の経営支援を実施し、モデル経営体を創出し、地域のけん引役となることで漁村の活性化及び波及効果が広がることから妥当です。</p>
役割分担の妥当性	<p>行政の取組み以外で、目標達成に必要な実施主体及び事業等の記載及びその役割分担に問題はないか？</p> <p>●漁業協同組合は、漁業を営む生産者の拠点であり、その経営体制の強化は全漁業者の生産活動を円滑にします。また、組合の構成員である組合員の減少は、組合経営に大きな影響を及ぼします。以上のことから、市としては生産活動が将来にわたり継続して円滑に行われるよう支援を行っていく必要があります。</p>

◆改善提案◆

表面の「施策を構成する事務事業」の重点化欄で、重点化する事業として選択した理由	
<p>【意欲ある担い手の育成・支援事業】</p> <p>●担い手の減少が続くと、生産量の減少、漁協の弱体化、漁村の活力減退につながります。このことから担い手の確保は重要な課題であり重点化して支援していく必要があります。</p>	
この施策の成果を達成するための、具体的な改善提案(改善内容、始期、終期等)	
今年度実施する改善策	●漁協施設の整備について、予算の平準化のため、実施者である漁協に計画的な事業実施をお願いします。●担い手事業については、ひきつぎ認定を受けた新規就業者の研修を支援します。●離島の担い手や、佐世保市広域水産業再生委員会における中核的漁業者に対し実施した「漁船リース事業」について引き続き支援するとともに、進捗及び実施状況の管理を実施します。
次年度実施する改善策	●担い手については関係者からなる佐世保市新規漁業就業推進協議会を通じ、高校在学及びUJIターンの可能性のある漁家子弟の状況をみながら、新規就業者の掘り起こしを確実に図っていきます。また、養殖漁業、雇用型漁業の人手不足解消のため、県などが主催するマッチングフェア等への参加を促します。●漁業関連施設整備については、国県の制度を活用し施設整備を進めてまいります。●個々の漁業者の経営改善のため、中核となる漁業者を中心に経営指導を実施し、地域を活性化、牽引していく経営体の支援を行います。
中期的(概ね3～5年)に実施可能な改善策	●担い手については関係者からなる佐世保市新規漁業就業推進協議会を通じ、高校在学及びUJIターンの可能性のある漁家子弟の状況をみながら、新規就業者の掘り起こしを確実に図っていきます。また養殖漁業、雇用型漁業の人手不足解消のため、県などが主催するマッチングフェア等への参加を促します。また西九州させほ広域都市圏事業として、関係する市町と協同で、担い手の離職対策事業を実施します。●漁業関連施設整備については、年次計画に基づき、国県の制度を活用し施設整備を計画的に進めてまいります。●個々の漁業者の経営改善のため、中核となる漁業者を中心に経営指導を実施し、地域を活性化、牽引していく経営体の支援を行います。
改善により見込まれる効果、または住民への影響に対するフォロー	
●意欲ある経営体の所得向上が図られます。●組合の共同利用施設が整備されることによって、操業が円滑になり、コストの削減に貢献します。●離島地域の特色ある取り組みが成功することで、離島地域の所得向上、活性化が図られます。	

令和 元 年度実施事業 令和 2 年度 施 策 評 価 シ ー ト (主 要 な 施 策 の 成 果 報 告 書)

担当部局 農林水産部 作成日 令和2年6月19日
 責任者(部局長名) 吉田 敏之

施策コード	1-4-3	施策名	新鮮・安全・安心な水産物の供給	施策の方向性	付加価値の高い製品の創出
基本目標	1	雇用を生み出す力強い産業のまち	地域水産物の消費拡大の促進		
政策	1-4	水産業の振興			
総合計画後期基本計画	52	ページ			

主な達成目標(成果指標)	単位	現状値	対象年度(元年度)		達成度(%)
			22年度	目標値	
地域水産物の販売額	千円	154,000	207,000	208,232	100.6
-	-	-	-	-	-
-	-	-	-	-	-

(振り返り)実施した内容	●九十九島とらぶぐについては、引き続き消費拡大事業において、市内外への販路拡大事業を支援しました。●赤潮による漁業被害軽減のため、モニタリングを強化し被害軽減に貢献しました。●藻場回復事業として水産多面的機能発揮対策事業を活用し市内5組織が実施する藻場回復、干潟回復などの漁場改善対策の取り組みに対し支援を行いました。また、水産センターが技術的協力を行いました。
現状と課題	●ブランド化事業終了後、赤マテガイについては資源の維持、九十九島トラフグについては、販路の確保、拡大が引き続き必要なことから、引き続き支援が必要です。また、トラフグについては取引先に対し、量的対応ができないことから、加工場の再編整備が課題です。水産物全体として、新型コロナウイルス感染症による取引量及び単価の減少がみられることから、今後も「させほ産水産物」の消費拡大に向けた取り組みが必要です。●藻場回復事業については、各地域で保護した区域は顕著に回復が見られます。今後いかに成功した藻場の海域を拡大していくかが課題です。
今後の取組み (第7次総計記載内容)	●生産性の向上による漁業者の所得向上 漁港などの生産環境の充実、IoT、AIなどを活用した新規設備導入による操業の効率化に加え、国内外での販路拡大に取り組むことで、漁業者の所得向上を図ります。さらに、漁業経営の多角化、産地加工並びに、新種苗導入による養殖漁業の推進等により漁業経営の安定を図ります。 また、安定した流通のために水産市場の活性化を図るとともに、消費者意識に高まりのある「食の安全・安心」に対応するため、高度衛生管理の実現に向け取り組みます。 ●水産資源の維持及びそれを育む漁場環境の適切な保全 付加価値の高い種苗の研究・開発及び生産拡大のため、水産センターの機能強化・充実に取り組み、水産資源の維持増大を図ります。また、地域漁業活動組織との連携による、藻場や干潟など、漁場環境の回復を図ります。

◆施策を構成する事務事業の評価◆

枝番号	事務事業名 (★=重点PJ事業、☆=主要事業)	指 標		単位	事務事業評価	成果の方向性	重点化	
		事業費(人件費含む)(千円)						元
		令和元年度予算額	令和元年度決算額					目標値(上段) 実績値(下段)
01	☆ 地域水産物の消費拡大促進事業	指標	地域水産物の販売額	207,000	千円	1	維持	-
			5,378	4,840			208,232	
02	漁場環境の保全対策事業	指標	水質環境基準達成率	100	%	1	維持	-
			22,667	21,560			100	
03	#N/A N/A	指標						
04	#N/A N/A	指標						
05	#N/A N/A	指標						
06	#N/A N/A	指標						
07	#N/A N/A	指標						
08	#N/A N/A	指標						
09	#N/A N/A	指標						
10	#N/A N/A	指標						
事業費の合計			28,045	26,400				

- 1・・・計画どおり事業を進めることが適当
- 2・・・事業の進め方等に改善が必要
- 3・・・事業の再編、規模、内容、実施主体の見直しが必要
- 4・・・休・廃止の検討が必要

◆結果分析◆

評価の視点	左欄に掲げる評価の視点から、施策の意図を達成するにあたって、どのような問題点を読み取ることができるか。
成果指標の分析	<p>施策の意図に合ったものとなっているか？目標値の設定は適切か？実績値に問題はないか？</p> <p>●地域水産物の販売額については、目標値を上回っています。水産物消費拡大事業を通じたPR等によって、徐々にではありますが「水産都市佐世保」のイメージが市内外に定着した結果と考えます。しかしながら、新型コロナウイルス感染症の影響により販売量及び単価の減少が懸念されることから、新たな対策が必要になることが考えられます。</p>
事務事業の構成の妥当性	<p>施策の目的を達成するために構成した事務事業に問題点はないか？ [●「施策の方向性」ごとに記載すること]</p> <p>●漁場環境の保全対策事業は、漁場のモニタリングや藻場の維持再生事業であり、水産資源の基礎的生産環境である漁場の回復であることを目的としていることから妥当と判断しています。</p>
役割分担の妥当性	<p>行政の取組み以外で、目標達成に必要な実施主体及び事業等の記載及びその役割分担に問題はないか？</p> <p>●ブランド化事業については、事業期間が終了しました。しかしながら、とらふぐなど有望な商品については、水産物消費拡大事業で継続し実施することで、単価の向上が図られ所得向上につながります。実施には事業者も応分の負担をしていることから、役割分担は妥当です。●水産多面的機能については、実施主体が明確に国の要項等で定められており、また技術支援については国のサポート機関を活用できることから役割が明確にされており妥当です。</p>

◆改善提案◆

表面の「施策を構成する事務事業」の重点化欄で、重点化する事業として選択した理由	
-	
この施策の成果を達成するための、具体的な改善提案(改善内容、始期、終期等)	
今年度実施する策	●九十九島トラフグについては継続し支援を行い、首都圏や地元での販路の拡大を進めます。また針尾赤マテ貝については、資源の安定が課題であることから、水産センターが主体となり、マテ貝の稚貝の種苗生産試験を実施します。
次年度実施する策	●九十九島トラフグの販路拡大に向けた加工品の販売を継続して実施します。●赤マテ貝の種苗生産を継続して実施します。
中期(概ね3～5年)に実施可能な改善策	●水産物全体において、新型コロナウイルス感染症の影響による水産物の消費の落ち込みが懸念されていることから、その影響が最小限となるよう観光商工部や県などと更なる連携を図り、消費の拡大に努めます。
改善により見込まれる効果、または住民への影響に対するフォロー	
●地域ブランド力の形成によって、水産物の付加価値向上が図られることで、関連する漁家の所得が向上します。●漁場の改善、藻場の回復によって、資源の安定と赤潮などによる漁業被害が軽減します。	

令和 元 年度実施事業 令和 2 年度政策評価シート

作成日
令和2年6月18日

政策コード	2-1	担当部署	観光商工部	責任者 (部局長名)	井元 保雅
-------	-----	------	-------	---------------	-------

1. 政策体系

基本目標	2. あふれる魅力を創出し体感できるまち
政策	2-1. 出逢いと感動の観光まちづくり

2. めざす姿

国内外の多くの観光客が訪れ、本市の魅力を体感するとともに、観光消費による地域経済の活性化が進んでいます。

3. 後期基本計画掲載の主な達成目標と実績

NO	成果指標名	現状値	最終目標値	実績値の推移			
		H22	R1	H25	H27	H29	R1
1	観光(推定)消費額【百万円】	52,212	145,581	100,051	127,565	100,697	86,205
2	宿泊観光客数【人】	1,112,500	2,000,000	1,528,100	1,750,600	1,552,960	1,533,121

4. 振り返り～活動の評価～ ※成果がうまくいった部分、いかなかった部分など

H27決算	H29決算	R1決算
平成27年度の観光客数は、関係団体と連携して観光客誘致に努めたこと、ハウステンボスや九十九島パルシーリゾートが牽引したことで、過去最高となり、なかでも経済波及効果の高い宿泊客については、前年比5.5%増となりました。黒島を構成資産に含む世界遺産登録について見直しを図ることとなり、平成30年度登録を目指します。	平成29年度は平成28年4月の熊本地震の影響からの回復傾向にあり、観光客数全体では前年比3.2%増、宿泊客数は2.2%の増となりました。3年間重点的に行った九十九島PRの最終年度となり、認知度も41%から66.3%まで上げることができました。また、施設の適正な管理等を行いつつ、今後の水族館や動植物園のあり方や施設整備の方向性の検討を行いました。なお、宇久シーパークホテルについては、宇久島の観光動向を踏まえ廃止しました。	令和元年は佐世保鎮守府開庁・佐世保港開港130年の記念の年であり、日本遺産を活用したPR事業などを関係機関と連携し実施するとともに、平成30年に世界で最も美しい湾クラブに加盟した「九十九島」や世界文化遺産登録の「黒島の集落」、また、ハウステンボスなどの本市観光資源のプロモーションを佐世保観光コンベンション協会などと連携し国内外に向け実施しましたが、日帰り観光客、宿泊客、訪日外国人観光客の増加には繋がらず、KPIの増に寄与できませんでした。

5. 政策の現状と課題～後期基本計画から変化した部分～

H27決算	H29決算	R1決算
佐世保港の国際クルーズ船受入体制整備により入港回数が大幅に増加しています。日本遺産活用と観光事業の推進、世界遺産登録を見据えた受入体制の整備、九十九島やハウステンボスと「食」を組合せた滞在交流型観光の推進が必要です。動植物園やパルシーリゾートなどについては指定管理者制度導入による効果を発揮させるとともに老朽化等への対応が必要です。	クルーズ客船の受入に関しては、平成30年1月より10万トクラスの受入が可能となったこともあり、平成29年度は89隻の受入を行いました。これに伴い、これまで以上の受入体制整備と市内周遊促進が課題となっています。また、佐世保観光コンベンション協会が日本版DMOに認定されたことから、その構築のための体制強化が必要であり、次のステップは世界水準DMOを目指す必要があります。動植物園やパルシーリゾート等については、指定管理の効果が発揮できるよう、引き続き協議・連携が必要です。	増加傾向にあったクルーズ船の受入については、平成30年に設立した「佐世保港クルーズ船ウェルカム協議会」を始めとして、官民連携して取り組んできましたが、一部の船会社の中国からの撤退などもあり寄港数は減少しました。また中国からは免税店を巡るツアーが依然主流であり、寄港による経済効果は限定的でした。更に、令和2年2月頃から新型コロナウイルス感染拡大により本市観光も大きく影響を受けましたことから、感染症予防対策も含め、観光振興策の見直しが必要となっています。

6. 今後の取組み～特筆すべき部分

H27決算	H29決算	R1決算
1. 計画通り JRステーションキャンペーンや二つの日本遺産の認定、黒島の世界遺産登録(H30見込み)、観光事業の推進などの好機を活用して本市の観光振興を図ります。観光関係者との協働による観光PRや、観光客の受入れ体制の強化を図るとともに、動植物園・水族館・遊覧船の連携強化と魅力アップに取り組みます。また、クルーズ客船の寄港増加等を図るなど、国内外からの観光客誘致を促進します。	1. 計画通り 「世界で最も美しい湾クラブ」への加盟を契機に九十九島の魅力を国内外に発信するとともに、世界遺産登録を目指す「黒島の集落」については、島内への観光客受入態勢整備と情報発信等により、観光客の誘致に繋がります。動植物園やパルシーリゾート等については、今後の施設整備等の方向性について検討します。更に大型化・増加するクルーズ客船の受入体制の整備を官民連携で実施するとともに、佐世保港浦頭地区の供用開始に向け、カーニバル・コレクション等との連携による佐世保オリジナル観光の創出を目指します。	2. 事業の進め方に改善が必要 コロナ禍からの回復のため、まずは域内観光を促進し、徐々に広域、インバウンド誘致へと広げていく必要があります。その際に、コロナと観光の共存が不可欠であり、その対応を図りながらターゲットを広げていく取り組みが必要です。本市観光の強み・弱の分析やビッグデータ・観光動向分析などを活用し、より精度の高い戦略を立て、着地型観光・二次交通の底上げを実施するとともにプロモーションに反映することで、より魅力の備わった持続可能な観光地を目指します。

7. 政策を構成する施策

枝番号	施策名	事業費(人件費含む)	事業費(人件費含む)	事業費(人件費含む)
		H27年度	H29年度	R1年度
2-1-1	観光客の誘致促進	263,648	278,357	221,991
2-1-2	観光基盤の整備	177,601	173,287	339,207
2-1-3	佐世保スタイル観光の創出	138,442	150,717	236,165
2-1-4	魅力ある動植物園づくり	190,459	271,923	187,939
事業費合計		770,150	874,284	985,302

令和 元 年度実施事業 **令和 2 年度 施 策 評 価 シ ー ト**
(主 要 な 施 策 の 成 果 報 告 書)

担当部局 観光商工部 作成日 令和2年6月10日
責任者(部局長名) 井元 保雅

施策コード 2-1-1

施策名		観光客の誘致促進		施策の方向性	民間との連携による誘致事業の展開
基本目標		2	あふれる魅力を創出し体感できるまち		観光マーケティングの強化
政策		2-1	出逢いと感動の観光まちづくり		
総合計画後期基本計画		56	ページ		

主な達成目標(成果指標)	単位	現状値	対象年度(元年度)		達成度(%)
			22年度	目標値	
観光客入込客数	人	4,150,900	6,750,000	5,824,354	86.3
佐世保市への旅行経験の割合	%	37.5	38	32	84.2
	-	-			-

(振り返り)実施した内容	<ul style="list-style-type: none"> 令和元年に開催された世界で最も美しい湾クラブ富山県大会開催を契機とし、国内加盟4湾と連携したPRキャンペーンを実施し、「湾クラブ」や「加盟湾」の情報発信を行いました。 令和元年は佐世保鎮守府開庁・佐世保港開港130年という記念すべき年であったことから、日本遺産を中心とした観光PRを行ったほか、「九十九島」「ハウステンボス」など佐世保観光のPRを国内外で行いました。 増加するクルーズ船の寄港に対応するため、クルーズ船のパス予約システムである、クルーズナビの導入を行いました。 インスタグラムなどSNSを活用しながら佐世保観光の魅力について情報発信を行いました。
現状と課題	<ul style="list-style-type: none"> 関係団体と連携し本市観光の魅力向上と情報発信に努めることで観光客の誘致を図っていますが、情報分析に基づく戦略的な情報発信を行う必要があります。 クルーズ船の寄港増加や九十九島の「世界で最も美しい湾クラブ」加盟、さらに「黒島の集落」の世界文化遺産登録など、本市観光への追い風を活かした事業推進と、まちなかへの周遊促進が求められています。 クルーズ船のFITや船員を対象とした受入態勢を再構築し、市内周遊へ繋げるとともに、観光消費額増加に向けた仕組みづくりが必要です。 登録DMO(観光地域づくり法人)である佐世保観光コンベンション協会の基盤整備と機能強化を図る必要があります。 新型コロナウイルス感染症収束後の回復を図るため、効果的な対策を検討する必要があります。
今後の取組み(第7次総計記載内容)	<ul style="list-style-type: none"> 地域資源の活用による観光消費の拡大 本市を代表する観光地である西海国立公園で、世界で最も美しい湾クラブに加盟した九十九島とハウステンボスに加え、世界文化遺産「黒島の集落」や、2つの日本遺産「鎮守府」と「三川内焼」をはじめとした本市の魅力的な地域資源の更なる磨き上げと情報発信、誘致活動を関係機関と連携して行うことで、国内外からの交流人口の増加を図り、観光消費額の拡大に繋がります。 国内外から選ばれる観光地づくり 水族館や動植物園など本市観光施設の整備や、「住んでよし、訪れてよし」の観光地域づくりを進めるとともに、「九十九島」と「海風の国」のブランド化を進めることで、首都圏を始めとした全国から選ばれる観光地を目指します。 また、海外からの観光需要を本市に取り込むため、各国の旅行ニーズに応じた観光情報の発信を、長崎県内や北部九州、海外の関係機関と連携し実施することで、訪日観光客の増を図ります。 オール佐世保の受入体制 官民一体となったオール佐世保の受入体制のもと、クルーズ船客を含む観光客をおもてなしの心で受入れます。 新型コロナウイルスの感染防止対策に取り組み、安全安心のPRと、時期を見ながら観光情報の発信を、長崎県内や北部九州、海外の関係機関と連携し実施することで、観光客の誘客を図ります。

◆施策を構成する事務事業の評価◆

枝番号	事務事業名 (★=重点PJ事業、☆=主要事業)	指 標		元	単位	事務事業評価	成果の方向性	重点化
		事業費(人件費含む)(千円)		目標値(上段)				
		令和元年度予算額	令和元年度決算額	実績値(下段)				
01	★☆ 観光客誘致促進事業	指標	年間観光宿泊客数	2,000,000	人	2	拡充	○
	241,251	221,991	1,533,121					
02		指標						
03		指標						
04		指標						
05		指標						
06		指標						
07		指標						
08		指標						
事業費の合計		241,251	221,991					

1・・・計画どおり事業を進めることが適当
2・・・事業の進め方等に改善が必要
3・・・事業の再編、規模、内容、実施主体の見直しが必要
4・・・休・廃止の検討が必要

※平成31年度=令和元年度
※平成32年度=令和2年度

◆結果分析◆

評価の視点	左欄に掲げる評価の視点から、施策の意図を達成するにあたって、どのような問題点を読み取ることができるか。
成果指標の分析	<p>施策の意図に合ったものとなっているか？目標値の設定は適切か？実績値に問題はないか？</p> <p>●令和元年度は佐世保鎮守府開庁・佐世保港開港から130年という記念すべきであったことから、日本遺産を中心とした観光PRや集客イベントなどに取り組んだものの、ハウステンボスや九十九島パールシーリゾートなど主要観光施設の入場者数減に伴い、観光客入込客数は前年度比3.1%減、目標に対しては86.3%となりました。</p> <p>●本市への旅行経験の割合については目標値に届いていません。内訳は「日帰り旅行」で行ったことがある人が24.5%、「宿泊を伴う旅行」で行ったことがある人は32.0%となりました。アンケートでは「佐世保市を知っているが旅行でいったことがない」を選んだ方が日帰りで61.5%、宿泊で54.1%と多数を占めており、認知向上への取組み及び来訪への動機づけが必要です。</p>
事務事業の構成の妥当性	<p>施策の目的を達成するために構成した事務事業に問題点はないか？【●「施策の方向性」ごとに記載すること】</p> <p>●佐世保観光コンベンション協会など観光関係団体と連携した佐世保観光のPRや、訪日外国人観光客の誘致、インスタグラムなどのSNSを活用した効果的な情報発信を行うことで、国内外からの交流人口の増加を図り、観光消費の拡大に繋げることができ妥当です。</p> <p>●市民のおもてなしの心を醸成する機会の創出を行い、来訪された観光客への適切な情報提供によるリピーターの確保を図ることや、情報分析に基づいた効果的で効率的な観光PRを展開することで、国内外からの観光客の誘致促進を図ることができ妥当です。</p>
役割分担の妥当性	<p>行政の取組み以外で、目標達成に必要な実施主体及び事業等の記載及びその役割分担に問題はないか？</p> <p>●観光客の誘致促進にあたっては、観光関係団体や市民との連携のもと取り組みを進めることで、より効果的な施策展開を図っています。●本市の観光振興において登録DMOとしての佐世保観光コンベンション協会が果たす役割は大きく、観光地域づくり版のプラットフォーム機能を担うための組織体制の強化に取り組んでいます。●佐世保市としての施策と観光関係団体の事業活動並びに市民活動が、適切な役割分担のもと、情報共有と目的達成に向けた協働事業を展開しており妥当です。</p>

◆改善提案◆

表面の「施策を構成する事務事業」の重点化欄で、重点化する事業として選択した理由	
<p>【観光客誘致促進事業】</p> <p>●本市にとつての地方創生の実現に向けて、減少する常住人口をカバーするために交流人口の拡大を図ることが最大の課題です。●市民や事業者との協働により、本市観光振興の最重要課題である九十九島の認知度向上を図り、ハウステンボスやまちなか観光との周遊化の促進と、さらなるクルーズ船の誘致および市内観光への引き込みを強化することで、本市の重点プロジェクトの大きな柱である観光の振興（観光客の増）を図る必要があります。●本市の観光振興の促進により観光消費額が増加し、地域経済が活性化することで、観光関係従事者の増加（雇用増による他地域からの流入）や所得の増加を図るなど地方創生の具現化を図るため、重点的に取り組みます。●当面の間、コロナウイルス感染症対策を行いながら、観光客の誘致に取り組む必要があります。観光客の動向などについて、データ分析に基づいた戦略的なプロモーションに取り組めます。</p>	
この施策の成果を達成するための、具体的な改善提案(改善内容、始期、終期等)	
今年度実施する策	●登録DMO(観光地域づくり法人)を担う観光コンベンション協会の持続可能な組織体制の確立を目指します。●世界文化遺産と世界で最も美しい湾クラブのブランドを活用し、観光客誘致に繋がります。●クルーズナビの本格運用を行い、クルーズ客の市内周遊へ繋がります。●クルーズ船会社等との連携によるクルーズ市場の最新動向の把握や佐世保観光の認知向上に努めるとともに、寄港地観光の魅力創出を図ります。●観光コンベンション協会と連携し、情報分析に基づいた効果的で効率的な観光PRを展開し、国内外からの観光客の誘致促進を図ります。●レンタカー活用等による二次交通対策や、夜の佐世保観光の魅力向上、キャンセル化の促進などを図り、宿泊客回復を目指します。●コロナ収束後も佐世保が選ばれるように、ビックデータを始めとする観光動向分析等を観光コンベンション協会とともに実施するほか、市内事業者や船会社、港湾関係者等と連携して対応策を模索していきます。
次年度実施する策	●登録DMOを担う観光コンベンション協会の基盤整備と機能強化を図ります。●国内外に向け、九十九島やハウステンボス、世界文化遺産、日本遺産、グルメなど本市が有する観光ブランドを活用したPRや誘客促進に継続して取り組みます。●クルーズ船の寄港を地域経済活性化に繋げるため、船社との連携のもと中国での佐世保観光の認知向上に努めるとともに、観光プロモーションの充実を図ります。●回復が見込まれるインバウンド対策として、情報発信に引き続き取り組むとともに、FIT等への二次交通対策に取り組めます。
中期的(概ね3～5年)に実施可能な改善策	●九十九島の観光素材としてのブランド価値の定着を図りつつ、マスメディア等での露出を強化し旅行商品の販売を本格化させるなど、「認知」⇒「誘客」⇒「リピート(ファン)」へとつなぐ事業展開を図ります。●ビックデータ分析や市場調査等に基づき、有効な方策による訪日外国人観光客の誘致を促進します。●「まちなか」観光の振興と「九十九島」や「ハウステンボス」、「日本遺産」「世界文化遺産」を結ぶ市内での周遊型観光の促進について、観光関係団体等と官民一体となって取り組みます。●九州新幹線西九州ルート、西九州道の整備等に伴う環境変化が見込まれるため、広域市町と連携した誘致施策を検討します。
改善により見込まれる効果、または住民への影響に対するフォロー	
●佐世保・九十九島の観光地としてのブランド力と認知度が向上します。●佐世保市への観光客の誘致が促進され交流人口が増加することで、将来的な人口減少が予測される本市の元気を未来につなげます。●佐世保市へ再来訪される観光客を獲得します。●観光客の増加並びに市内での周遊化・滞在型観光を促進することで、観光消費額の増加が図られ、地域経済の活性化に寄与します。●本市の観光業が発展することで所得の増加が促進され、地方創生の具現化が図られます。	

令和 元 年度実施事業 **令和 2 年度 施 策 評 価 シ ー ト**
(主 要 な 施 策 の 成 果 報 告 書)

担当部局		観光商工部	作成日	令和2年6月10日
責任者(部局長名)		井元 保雅		
施策コード	2-1-2			
施策名	観光基盤の整備		施策の方向性	観光施設の魅力向上
基本目標	2	あふれる魅力を創出し体感できるまち		分かりやすいサイン(観光標識)の整備
政策	2-1	出逢いと感動の観光まちづくり		広域アクセスルートの構築
総合計画 後期基本計画	-	ページ		

主な達成目標(成果指標)	単位	現状値	対象年度(元年度)		最終目標値	達成度(%)
		22年度	目標値	実績値	元年度	
佐世保の観光地に対する満足度	%	94	100	89.3	100	89.3

(振り返り)実施した内容	●九十九島パールシーリゾートや展望所、公共宿泊施設(山暖簾)、観光標識について、適切な管理運営を行いました。●九十九島パールシーリゾートの魅力向上を図るため中核施設である水族館のリニューアルに向けて利用者分析等を行いました。●展海峰について、大型クルーズ船寄港時に混雑緩和対策として警備員配置、看板の設置、仮設トイレの設置及び臨時清掃等の対応を行いました。●IR候補地に係る不動産売買予約契約を締結しました。また、IR実施方針(案)を策定しました。
現状と課題	●九十九島の観光拠点として水族館のリニューアルについて、長寿命化対策を含め引き続き検討する必要があります。●老朽化している看板の状況を把握し、計画的に修繕をしていく必要があります。●クルーズ船の大型化に伴う展海峰の混雑解消に向けて、コロナウィルスの影響を勘案しつつ、引き続き対策を講じる必要があります。●公共宿泊施設の集客力向上を図るためのPR活動や、適切な維持管理と環境整備を行う必要があります。●IRにおける国の基本方針の公表が遅れており、区域認定申請までに市民及び議会に対し、十分な説明を行い、理解を得る必要があります。
今後の取組み (第7次総計記載内容)	●地域資源の活用による観光消費の拡大 本市を代表する観光地である西海国立公園で、世界で最も美しい湾クラブに加盟した九十九島とハウステンボスに加え、世界文化遺産「黒島の集落」や、2つの日本遺産「鎮守府」と「三川内焼」をはじめとした本市の魅力的な地域資源の更なる磨き上げと情報発信、誘致活動を関係機関と連携して行うことで、国内外からの交流人口の増加を図り、観光消費額の拡大に繋がります。 ●国内外から選ばれる観光地づくり 水族館や動植物園など本市観光施設の整備や、「住んでよし、訪れてよし」の観光地域づくりを進めるとともに、「九十九島」と「海風の国」のブランド化を進めることで、首都圏を始めとした全国から選ばれる観光地を目指します。 また、海外からの観光需要を本市に取り込むため、各国の旅行ニーズに応じた観光情報の発信を、長崎県内や北部九州、海外の関係機関と連携し実施することで、訪日観光客の増を図ります。 ●オール佐世保の受入体制 官民一体となったオール佐世保の受入体制のもと、クルーズ船客を含む観光客をおもてなしの心で受入れます。 新型コロナウイルスの感染防止対策に取り組み、安全安心のPRと、時期を見ながら観光情報の発信を、長崎県内や北部九州、海外の関係機関と連携し実施することで、観光客の誘客を図ります。

◆施策を構成する事務事業の評価◆

枝番号	事務事業名 (★=重点PJ事業、☆=主要事業)	指 標		令和元年度	単位	事務事業評価	成果の方向性	重点化
		事業費(人件費含む)(千円)		目標値(上段)				
		令和元年度予算額	令和元年度決算額	実績値(下段)				
01	★☆☆ 九十九島パールシーリゾート管理運営整備事業	指標	九十九島水族館入館者数	939,720	人	2	維持	-
			93,135	77,861				
02	☆ 観光標識等整備事業	指標	適正案内板設置率	100	%	1	維持	-
			4,344	4,179				
03	☆ 九十九島展望拠点整備事業	指標	展海峰来場者	232,000	人	1	維持	-
			37,000	30,729				
04	☆ 公共宿泊施設管理事業	指標	公共宿泊施設宿泊者数	12,800	人	2	維持	-
			65,952	58,923				
05	★☆☆ 特定複合観光施設(IR)推進事業	指標	IR誘致に向けた準備状況	実施方針案完了	-	1	拡充	○
			183,355	167,515				
06		指標						
07		指標						
08		指標						
事業費の合計			383,786	339,207				

※平成31年度=令和元年度
※平成32年度=令和2年度

- 1・・・計画どおり事業を進めることが適当
- 2・・・事業の進め方等に改善が必要
- 3・・・事業の再編、規模、内容、実施主体の見直しが必要
- 4・・・休・廃止の検討が必要

◆結果分析◆

評価の視点	左欄に掲げる評価の視点から、施策の意図を達成するにあたって、どのような問題点を読み取ることができるか。
成果指標の分析	<p>施策の意図に合ったものとなっているか？目標値の設定は適切か？実績値に問題はないか？</p> <p>●観光客の全体的な満足度は目標を達成できませんでしたが、前年比0.5%増の89.3%となりました。●九十九島観光の拠点施設である「展望所(展海峰)」についてはクルーズ船客の来場により目標を上回ることができましたが、令和2年2月以降、国内・海外ともにコロナウイルスの影響により観光客数全体が激減し、各所に甚大な影響が発生しました。●公共宿泊施設をはじめ観光施設の適切な管理及び改修等を行うことで、お客様が快適に施設を利用できるようになり、満足度向上につながりました。●IR候補用地に係る契約や実施方針案の策定など、IR区域認定に向けた取組みを進めました。</p>
事務事業の構成の妥当性	<p>施策の目的を達成するために構成した事務事業に問題点はないか？【●「施策の方向性」ごとに記載すること】</p> <p>●九十九島パールシーリゾートや公共宿泊施設(山暖簾)、九十九島展望所などの観光施設の適切な管理運営と、分かりやすい観光標識等の整備を行うことで、本市の観光基盤の整備が図られ、観光地としての魅力向上につながります。●観光施設の魅力向上、分かりやすいサイン整備等により、観光客の利便性を向上し、満足度を高めることで、選ばれる観光地づくりにつながります。●IRが導入された場合、観光客数及び観光消費額の増加が見込まれ、地域の観光にもたらす効果は絶大です。</p>
役割分担の妥当性	<p>行政の取組み以外で、目標達成に必要な実施主体及び事業等の記載及びその役割分担に問題はないか？</p> <p>●施設の維持管理に指定管理者制度を導入することで、指定管理者による適切なサービスの提供と民間のノウハウを活用した経営努力により、満足度の向上などにつながります。●展望所の整備や観光標識の設置など、観光地としての基礎的インフラ整備については行政で行い、一部管理を民間団体等で実施するなど、適切な役割分担に努めています。●IR実現に向けて、申請主体の長崎県と立地自治体である本市が共同で取り組んでおり、適切な役割分担に努めています。</p>

◆改善提案◆

表面の「施策を構成する事務事業」の重点化欄で、重点化する事業として選択した理由	
【特定複合観光施設(IR)推進事業】●IRが導入された場合の本市の観光、経済、雇用等への効果はすでに海外事例等で明らかになっており、適切に誘致がなされた場合、上位政策の成果指標(観光消費額、観光宿泊者数)に対する効果は絶大であることから、重点的に取り組みます。	
この施策の成果を達成するための、具体的な改善提案(改善内容、始期、終期等)	
今年度実施する改善策	●九十九島水族館について、リニューアル基本計画を念頭に長寿命化計画の策定を行います。●鹿子前観光ターミナルの老朽化等について、公共施設適正配置計画を踏まえた対応について検討します。●展海峰について、コロナウイルスの収束を見据えつつ、クルーズ船客の来場者に対応するため対策を実施します。●公共宿泊施設の老朽化に対応するため、改修工事等について計画的に実施するとともに、公共宿泊施設のあり方について指定管理者とともに、継続して検討します。●長崎県が行うIR事業者の公募選定に協力し、長崎県及びIR事業者と共同で区域整備計画の策定に着手します。●旧宇久シーパークホテルについては、一般競争入札による売却を行います。
次年度実施する改善策	●九十九島水族館海きららについて、老朽化対策の具体化を検討します。●引き続きクルーズ船に伴う来場者増に対応するとともに、展海峰の園内環境整備について検討します。●改修の必要な観光標識について改修を行い、適切な維持管理を行います。●宿泊施設運営の実績や利用者アンケートなどの検討結果に基づき、施設利用者の満足度向上及び集客を図るための対策を講じます。●IR整備法に基づき、国へ申請するための区域整備計画を長崎県・IR事業者と共同で作成します。
中期(概ね3～5年)に実施可能な改善策	●水族館リニューアル基本計画の実現について、その実施時期を含め引き続き検討します。●鹿子前観光ターミナルの老朽化解消と機能改善策について指定管理者とともに検討を行います。●観光標識について、外国人観光客の誘致事業の推進と併せて、外国語表記の整備を行っていきます。●公共宿泊施設の利用者増を図るため、指定管理者と協議を重ねながら、集客対策を実施します。●IR区域認定された際には、長崎県及び事業者とともに密に連携し、具体的に開業に向けた様々な取組みを推進します。
改善により見込まれる効果、または住民への影響に対するフォロー	
●九十九島パールシーリゾートの魅力及び集客力の向上を図るとともに、九十九島動植物園森きららをはじめとする他施設との連携を強化することで、九十九島の観光振興・活性化につながります。●観光基盤の整備は観光客の満足度向上につながり、また訪れたいような選ばれる観光地づくりにつながります。●観光客の増加は本市の活性化、地域振興につながりますが、受け入れのためのインフラ整備等を怠ると観光客の満足度低下につながることから、基盤整備は計画的にしっかりと実施することが必要です。●IRが導入された場合の観光・経済・雇用等の効果は、海外の事例で明らかのように絶大です。	

令和 元 年度実施事業 **令和 2 年度 施 策 評 価 シ ー ト** (主 要 な 施 策 の 成 果 報 告 書)

担当部局	観光商工部	作成日	令和2年6月9日
責任者(部局長名)	井元 保雅		

施策コード	2-1-3	施策名	佐世保スタイル観光の創出	施策の方向性
基本目標	2	あふれる魅力を創出し体感できるまち	「させほエコツーリズム」の推進	
政策	2-1	出逢いと感動の観光まちづくり	「オール佐世保」による受け入れ態勢づくり	
総合計画 後期基本計画		ページ	市民参加によるイベント開催への支援	

主な達成目標(成果指標)	単位	現状値	対象年度(令和元年度)		最終目標値	達成度(%)
		22年度	目標値	実績値	元年度	
佐世保市への旅行意向状況	%	66.5	65.0	57.1	65.0	87.8
商品化ツアー・体験プログラム参加者数	人	148,205	192,600	273,675	192,600	142.1

(振り返り)実施した内容	<p>●江迎地区の観光地域づくりの拠点施設「おおたや」の運営事業を支援し、江迎活性化協議会のアクションプランを策定を支援しました。●宇久町観光協会が進める受け入れ体制整備の取り組みを支援し、体験プログラム数や民泊の新規登録数が増え、島への誘客体制を整備しました。●日本遺産を構成する関係自治体等(協議会)と連携し、認知度向上、観光客誘致を図りました。●日本遺産「佐世保鎮守府」開庁・佐世保港開港130年記念事業を実施し、観光客誘致に取組みました。●黒島天主堂耐震化・保存修理工事期間中の集客対策に取組みました。●黒島観光客の利便性向上を図るための、島内シャトルバスの運行や黒島観光拠点への支援を行いました。●観光客誘致など観光振興に寄与する集客力のある大規模なイベントについて、地域経済への効果等を勧奨しながら支援を行いました。</p>
現状と課題	<p>●新型コロナウイルスの拡大が懸念され、感染症対策が必須となっています。●観光事業は多大な影響を受けており、海外からの誘客には暫く時間がかかると見込まれます。●「海風の国」佐世保・小値賀観光圏の再認定を受け、観光立国の基本理念「住んでよし、訪れてよし」の観光地域づくりを推進しています。●世界文化遺産「黒島の集落」の観光客受入態勢の整備と、黒島天主堂の耐震化・保存修理工事期間中並びに、工事期間終了後の集客対策を図る必要があります。●平成28年4月に認定された二つの日本遺産を活用した観光客誘致促進を図る必要があります。●佐世保を代表する観光イベントが市民主体で開催され多くの観光客が参加しており、地域のイベントとして認知されています。●イベント協賛金など自主財源の確保が厳しさを増し、事業の運営経費への支援が求められています</p>
今後の取組み (第7次総計記載内容)	<p>●地域資源の活用による観光消費の拡大 本市を代表する観光地である西海国立公園で、世界で最も美しい湾クラブに加盟した九十九島とハウステンボスに加え、世界文化遺産「黒島の集落」や、2つの日本遺産「鎮守府」と「三川内焼」をはじめとした本市の魅力的な地域資源の更なる磨き上げと情報発信、誘致活動を関係機関と連携して行うことで、国内外からの交流人口の増加を図り、観光消費額の拡大に繋がります。</p> <p>●国内外から選ばれる観光地づくり 水族館や動植物園など本市観光施設の整備や、「住んでよし、訪れてよし」の観光地域づくりを進めるとともに、「九十九島」と「海風の国」のブランド化を進めることで、首都圏を始めとした全国から選ばれる観光地を目指します。</p> <p>また、海外からの観光需要を本市に取り込むため、各国の旅行ニーズに応じた観光情報の発信を、長崎県内や北部九州、海外の関係機関と連携し実施することで、訪日観光客の増を図ります。</p> <p>●オール佐世保の受入体制 官民一体となったオール佐世保の受入体制のもと、クルーズ船客を含む観光客をおもてなしの心で受入れます。 新型コロナウイルスの感染防止対策に取り組み、安全安心のPRと、時期を見ながら観光情報の発信を、長崎県内や北部九州、海外の関係機関と連携し実施することで、観光客の誘客を図ります。</p>

枝番号	事務事業名 (★=重点PJ事業、☆=主要事業)	指 標		元	単位	事務事業評価	成果の方向性	重点化
		事業費(人件費含む)(千円)		目標値(上段)				
		元	元	実績値(下段)				
01	☆ 観光イベント支援事業	指標	イベント参加者数	819,000	人	1	維持	-
		37,853	37,489	762,000				
02	★☆ 観光地域づくり推進事業	指標	商品化ツアー・体験プログラム参加者数	192,600	人	2	拡充	○
		273,925	198,676	273,675				
03		指標						
04		指標						
05		指標						
06		指標						
07		指標						
08		指標						
09		指標						
事業費の合計				311,778				236,165

※平成31年度=令和元年度
※平成32年度=令和2年度

- 1・・・計画どおり事業を進めることが適当
- 2・・・事業の進め方等に改善が必要
- 3・・・事業の再編、規模、内容、実施主体の見直しが必要
- 4・・・休・廃止の検討が必要

◆結果分析◆

評価の視点	左欄に掲げる評価の視点から、施策の意図を達成するにあたって、どのような問題点を読み取ることができるか。
成果指標の分析	<p>施策の意図に合ったものとなっているか？目標値の設定は適切か？実績値に問題はなにか？</p> <p>●成果指標「佐世保市への旅行意向状況」は、目標を下回りました(R1目標65%⇒実績57.1%(達成率87.8%)) 「海風の国」のブランド化が途中段階で浸透が十分でないことが一因と分析しています。「海風の国」ブランドに基づく情報発信を継続するとともに、ブランドを体感できる滞在コンテンツのブラッシュアップを図るなど、さらなるブランド化を図ることで達成可能な目標値と考えています。</p> <p>●成果指標「着地型観光商品の参加者数」R1目標192,600人⇒実績273,675人(達成率142.1%) 目標を達成しました。地域や事業者における観光客受入体制の整備・強化が進んだこと、針尾無線塔やクルーズバス海風、軍港クルーズが好調であったことが要因と考えています。</p>
事務事業の構成の妥当性	<p>施策の目的を達成するために構成した事務事業に問題点はなにか？【●「施策の方向性」ごとに記載すること】</p> <p>●観光圏推進組織の強化や観光地域づくりの取り組みを通して、地域の観光客受入体制の整備や「佐世保ならではの」素材を活かした旅行商品の造成・販売・PRが図られるとともに、佐世保の個性と魅力が幅広く情報発信され、佐世保の知名度向上と、本市を訪れる観光客の増加につながることから、事務事業の構成として妥当です。</p> <p>●集客力のあるイベントへの支援を通じ、佐世保の個性と魅力にあふれたイベントが充実し、本市を訪れる観光客の増加につながることから、事務事業の構成として妥当です。</p>
役割分担の妥当性	<p>行政の取組み以外で、目標達成に必要な実施主体及び事業等の記載及びその役割分担に問題はなにか？</p> <p>●観光地域づくりについては登録DMO(地域づくり法人)である(公財)佐世保観光コンベンション協会を事業主体に、佐世保市との官民連携で取り組んでいること、大型イベントについては実行委員会形式をとり、市民自身が佐世保の魅力と魅力を再認識し、自信をもって、その魅力を市内外に情報発信していること、さらに、観光関連事業者のほか産官学の多様な関係者、市民が協働して、本市ならではの「佐世保スタイル観光」の確立に取り組んでいることから、妥当です。</p>

◆改善提案◆

表面の「施策を構成する事務事業」の重点化欄で、重点化する事業として選択した理由	
<p>【観光地域づくり推進事業】 「海風の国」佐世保・小値賀観光圏事業に基づく『「住んでよし・訪れてよし」の観光地域づくり』は観光の原点であること、登録DMOを担う(公財)佐世保観光コンベンション協会を中心にマーケティングに基づく「ブランド観光地化」は少子高齢化、人口減少を迎え競争激化を迎える観光振興の拠り所であることから重点的に取り組みます。 新型コロナウイルスの影響は観光業界に大きな影響を及ぼしますが、関係者とも協議を進めながら、安全安心な観光地づくりに努めます。</p>	
この施策の成果を達成するための、具体的な改善提案(改善内容、始期、終期等)	
今年度実施する改善策	<ul style="list-style-type: none"> ●平成30年4月に再度「海風の国」佐世保・小値賀観光圏の認定を受け、引き続き地域や関係団体との連携体制の強化を図りながら、観光地域づくりを推進します。 ●国境離島補助金等の有利な補助金や制度を活用し、宇久への誘客と観光PRを進めます。 ●日本遺産を構成する関係自治体等(協議会)と連携し、認知度向上、観光客誘致を図ります。 ●持続可能な観光地(「黒島の集落」)づくりを目指すために、移動手段の確保等の継続的な黒島観光拠点機能への支援に取り組めます。 ●黒島天主堂耐震化・保存修理工事終了後の黒島集客対策を図るために、「日本遺産」や「世界で最も美しい湾」九十九島」と連携した世界遺産プロモーションの実施並びに、誘客対策に取り組めます。 ●江迎活性化協議会とともに、アクションプランに基づく各事業の検討・実施に取り組めます。 ●観光振興に寄与するイベント開催に対する助成については、事業内容を精査し、行政が支援すべき内容について検証を継続しながら支援を行います。 ●新型コロナウイルスの感染を防止し、インバウンド観光客に代わる国内旅行者向けの集客対策を関係者等と検討し、実施します。
次年度実施する改善策	<ul style="list-style-type: none"> ●(公財)佐世保観光コンベンション協会の整備強化を図り、「住んでよし・訪れてよし」の観光地域づくりと、ブランド観光地化を図ります。 ●江迎地域における観光まちづくりや宇久島への誘客事業への支援等に取り組む、観光地域づくりのモデル化を図ります。 ●持続可能な観光地(世界文化遺産「黒島の集落」)づくりの推進に取り組めます。 ●令和3年3月(予定)の黒島天主堂リニューアルオープンに向けた情報発信の取組み並びに、集客対策に取り組めます。 ●日本遺産を活用した周遊型滞在観光の推進を図ります。 ●観光振興に寄与するイベント開催に対する助成については、行政が支援すべき内容について検証を継続しながら支援を行っていきます。また、イベント協賛費など、主催者側の自主財源確保に向けた努力を促します。
中期的(概ね3～5年)に実施可能な改善策	<ul style="list-style-type: none"> ●登録DMOとして、「観光地経営」の視点に立ち、舵取り役を担う(公財)佐世保観光コンベンション協会がコンセプトに基づき策定する戦略の実施と体制の強化を支援します。 ●主たる滞在促進地区を拠点とした滞在交流型観光を計画に基づき推進します。 ●日本遺産を活用した周遊型滞在観光の推進を図ります。 ●持続可能な観光地(世界文化遺産「黒島の集落」)づくりの推進に取り組めます。 ●観光振興に寄与するイベント開催に対する助成については、事業内容を精査し、行政が支援すべき内容について検証を継続しながら支援を行います。
改善により見込まれる効果、または住民への影響に対するフォロー	
<ul style="list-style-type: none"> ●(公財)佐世保観光コンベンション協会の課題である組織の強化と登録DMOとしての役割が果たせます。 ●滞在交流型観光の推進が図られるとともに、国内外から選ばれる観光地域づくりの推進につながることで、本市への観光客誘致が図られます。 ●日本遺産の知名度向上と誘客効果拡大が図られ、日本遺産を活用した周遊型滞在観光が図られます。 ●黒島観光客の受入態勢が確立することで、黒島への集客効果が高まります。 ●適正な支援を行うことで、佐世保ならではのスタイル観光が創出され、本市の観光客誘致への効果が高まります。 	

令和 元 年度実施事業 令和 2 年度 施 策 評 価 シ ー ト (主 要 な 施 策 の 成 果 報 告 書)

担当部局	観光商工部	作成日 令和2年6月10日
責任者(部局長名)	井元保雅	

施策コード	2-1-4
施策名	魅力ある動植物園づくり
基本目標	2 あふれる魅力を創出し体感できるまち
政策	2-1 出逢いと感動の観光まちづくり
総合計画 後期基本計画	59 ページ

施策の方向性	日本最西端の動植物園としての魅力向上
	多様な使命・役割を担う拠点機能の充実

主な達成目標(成果指標)	単位	現状値	対象年度(元年度)		最終目標値	達成度(%)
		22年度	目標値	実績値	元年度	
動植物園年間入園者数	人	165,881	210,000	182,567	210,000	86.9
動植物園に対する満足度	%	95	95.0	84.1	95.0	88.5

(振り返り) 実施した内容	●指定管理者制度を活用し、持続可能な運営体制の確立を図りました。●民間のノウハウを活用したPRやイベントの実施、さらに市外・海外からの誘客などを行い、佐世保市の観光施設として集客と満足度の向上に努めました。
現状と課題	●コロナウイルスの影響も含め入園者数が182,567人(前年度比94.9%)と低下する一方、満足度は84.1%(前年度+2.4%)と若干改善しています。主たる利用者であるべき市民の入園者数が減少傾向にあります。●開園から59年が経過しており、園内施設の老朽化が著しく、壁面のひび割れや剥落、鉄骨の腐食が発生しているほか、園路のアスファルト表面の剥離や雨天時の冠水が広範囲で発生しています。
今後の取組み (第7次総計記載内容)	●地域資源の活用による観光消費の拡大 本市を代表する観光地である西海国立公園で、世界で最も美しい湾クラブに加盟した九十九島とハウステンボスに加え、世界文化遺産「黒島の集落」や、2つの日本遺産「鎮守府」と「三川内焼」をはじめとした本市の魅力的な地域資源の更なる磨き上げと情報発信、誘致活動を関係機関と連携して行うことで、国内外からの交流人口の増加を図り、観光消費額の拡大に繋がります。 ●国内外から選ばれる観光地づくり 水族館や動植物園など本市観光施設の整備や、「住んでよし、訪れてよし」の観光地域づくりを進めるとともに、「九十九島」と「海風の国」のブランド化を進めることで、首都圏を始めとした全国から選ばれる観光地を目指します。 また、海外からの観光需要を本市に取り込むため、各国の旅行ニーズに応じた観光情報の発信を、長崎県内や北部九州、海外の関係機関と連携し実施することで、訪日観光客の増を図ります。 ●オール佐世保の受入体制 官民一体となったオール佐世保の受入体制のもと、クルーズ船客を含む観光客をおもてなしの心で受入れます。 新型コロナウイルスの感染防止対策に取り組み、安全安心のPRと、時期を見ながら観光情報の発信を、長崎県内や北部九州、海外の関係機関と連携し実施することで、観光客の誘客を図ります。

◆施策を構成する事務事業の評価◆

枝番号	事務事業名 (★=重点PJ事業、☆=主要事業)	指 標		令和元年度	単位	事務事業評価	成果の方向性	重点化
		事業費(人件費含む)(千円)		目標値(上段)				
		令和元年度予算額	令和元年度決算額	実績値(下段)				
01	☆ 動植物園管理運営事業	指標	入園者の施設への満足度	95.0	%	2	維持	-
		191,793	187,939	88.5				
02		指標						
03		指標						
04		指標						
05		指標						
06		指標						
07		指標						
08		指標						
事業費の合計				191,793				187,939

- 1・・・計画どおり事業を進めることが適当
- 2・・・事業の進め方等に改善が必要
- 3・・・事業の再編、規模、内容、実施主体の見直しが必要
- 4・・・休・廃止の検討が必要

※平成31年度=令和元年度
※平成32年度=令和2年度

◆結果分析◆

評価の視点	左欄に掲げる評価の視点から、施策の意図を達成するにあたって、どのような問題点を読み取ることができるか。
成果指標の分析	<p>施策の意図に合ったものとなっているか？目標値の設定は適切か？実績値に問題はないか？</p> <p>年間入園者数及び満足度ともに目標を達成できていません。主たる要因としては、施設の老朽化や悪天候などに加え、市民等主たる利用者の大幅な減少が考えられます。今後は平成30年に定めた「動植物園の今後のあり方」を踏まえ、ソフトを重視した魅力アップを図る必要があります。</p>
事務事業の構成の妥当性	<p>施策の目的を達成するために構成した事務事業に問題点はないか？【●「施策の方向性」ごとに記載すること】</p> <p>●「日本最西端の動植物園としての魅力向上」・・・指定管理者制度の導入に伴い、イベントやPRなどは指定管理業務に包括され、民間のノウハウが活用されることで、さらなる魅力アップが図られることから、構成する事務事業として妥当です。</p> <p>●「多様な使命・役割を担う拠点機能の充実」・・・指定管理者制度の導入に伴い、フィールドワークなど調査研究のほか様々なジャンルにおいて民間の自由な発想と柔軟な対応が導入されることで、動植物園としての機能の強化が期待されることから、構成する事務事業として妥当です。</p>
役割分担の妥当性	<p>行政の取組み以外で、目標達成に必要な実施主体及び事業等の記載及びその役割分担に問題はないか？</p> <p>指定管理者制度を導入したことで、民間のノウハウを活用したPRや誘客等の経営努力が図られており、役割としては問題ありませんが、ソフト事業の充実等による魅力アップを図り、集客の維持・増加に努める必要があります。</p>

◆改善提案◆

表面の「施策を構成する事務事業」の重点化欄で、重点化する事業として選択した理由	
-	
この施策の成果を達成するための、具体的な改善提案(改善内容、始期、終期等)	
今年度実施する改善策	<ul style="list-style-type: none"> ●平成30年に定めた「動植物園の今後のあり方」を踏まえ、ソフトを重視した施設整備を行います。 ●俵ヶ浦半島移転の可能性調査に基づく実現性の検証を引き続き行います。 ●ソフトの充実による集客を図るため、ハードショーの強化や新規イベント等の開催に向けた取り組みを行います。 ●クマ舎寝室扉の改修や、中水処理施設のブロワー交換、倒木の恐れのある樹木の伐採など、老朽化対策を進めます。
次年度実施する改善策	平成30年に定めた「今後の動植物園のあり方」に基づき、その方向性の1つである「ソフトの充実」を図るとともに、ソフト事業を展開するために必要となるハードの改善を実施します。また、コロナウイルスの影響や減少傾向にある市民の利用者数増加に向け、改善策の実施を図ります。
中期的(概ね3～5年)に実施可能な改善策	<ul style="list-style-type: none"> ●指定管理者と連携し、展示動物の魅力的な見せ方について検討するなど、ソフトの充実を図ります。 ●俵ヶ浦半島への移転を含めた今後の動植物園の方向性を踏まえ、無駄な経費の発生を抑えつつ、老朽化対策の改善を図ります。
改善により見込まれる効果、または住民への影響に対するフォロー	
指定管理者制度の導入によって「持続可能かつ効果的な運営」が確立されるだけでなく、民間事業者のノウハウを活用した事業が期待されます。佐世保市の動植物園としての魅力アップが図られるとともに、入園者数及び満足度の向上が期待されます。	

令和 元 年度実施事業 令和 2 年度政策評価シート

作成日令和2年6月15日

政策コード	2-2	担当部局	企画部、教育委員会	責任者 (部長名)	中島勝利、西本真也
-------	-----	------	-----------	--------------	-----------

1. 政策体系

基本目標	2. あふれる魅力を創出し体感できるまち
政策	2-2. 文化芸術に親しめる環境づくり

2. めざす姿

市民が文化芸術を身近に感じ、優れた文化芸術に触れることができる環境づくりが進むとともに、市民の文化芸術に関する活動が活性化しています。文化財や郷土芸能等の伝統文化が守られ、地域資源として幅広い分野に活用されています。

3. 後期基本計画掲載の主な達成目標と実績

NO	成果指標名	現状値	実績値の推移				総合評価
		H22	H25	H27	H29	R1	R1
1	文化芸術に触れている市民の割合【%】	20.2	35.3	35.1	33.8	-	103.10%
2						-	

※R1年度は市民意識アンケート調査なし

※総合評価：施策達成率の平均

4. 振り返り～活動の評価～ ※成果がうまくいった部分、いかなかった部分など

H27決算	H29決算	R1決算
<p>主要文化施設の中心であるアルカスSASEBOでの利用者数は、昨年を上回っていましたが、その他施設利用が伸びず目標達成率92.2%となりました。しかし、その他人材育成事業「文化マンス」に対し、期間の延長などの改善策を講じ、全体としての文化芸術に触れる機会を充実することで、成果は目標に対し大きく達成できました。</p>	<p>人材育成事業の「文化マンス」において、若年層を取り込むべく、公募を行い、広く市民の事業参加を図るとともに、SNSの導入など広報においても改善策を講じたことにより、目標を達成することができました。 なお、平成28年度末で市民会館が閉館した影響で、平成29年度の文化施設の利用者数が減少しております。 また、文化財説明板の設置率は目標値には達していないものの、計画的に整備しており、着実に上昇しています。</p>	<p>市民文化ホール、島瀬美術センターの利用者数は昨年より増加しましたが、アルカスSASEBOは新型コロナウイルス感染症の影響等で、昨年より利用者数が減少し、主要文化施設の目標利用者数を達成することができませんでした。今年度は各主要文化施設のWi-Fi環境の整備を行い、今後の利用者数の増加を図ります。 また、文化財説明版の設置率は目標値の100%を達成することができました。</p>

5. 政策の現状と課題～後期基本計画から変化した部分～

H27決算	H29決算	R1決算
<p>各文化施設の魅力ある事業展開や市民の文化芸術活動の活性化により、文化芸術に親しめる環境づくりが進んでいます。また、文化マンス等の市民参加事業の実施によって、文化芸術が身近に楽しめるものとなっています。今後は、文化施設の老朽化への対応や事業の充実を図っていくこと、日本遺産や世界遺産という新たな要素への対応が必要となります。</p>	<p>平成28年度に「鎮守府」と「三川内焼」が日本遺産に認定され、平成30年度には世界遺産登録が控えております。日本遺産の活用、世界遺産の登録に向けて関係機関と密に連携して対応していきます。 また、開館から17年が経過したアルカスSASEBOの老朽化に対応するために平成29年度に改修計画を策定しました。平成30年度以降、計画の着実な実施により、市民の文化芸術活動の拠点としてのアルカスのより一層の充実を図ります。</p>	<p>アルカスSASEBOの利用者数は昨年より減少しており、新型コロナウイルス感染症の影響が大きいと推察され、次年度以降利用者数回復のための対策を検討します。 また、平成30年度文化振興委員会で文化施設の運営形態・運営方法について再考するよう提言がなされており、見直す必要があります。</p>

6. 今後の取組み～特筆すべき部分

H27決算	H29決算	R1決算
<p>1. 計画通り 文化芸術に親しめる環境づくりは、限られた予算を有効に活用して、鑑賞の機会と発表の場の提供に努めつつ、文化芸術へ市民の参加を促していく人材育成の方向性等についても検討を行います。また、日本遺産の活用、世界遺産登録実現に係る情報発信を積極的に行い、市民の文化芸術に関する認知度と気運の向上に努めます。</p>	<p>1. 計画通り 「文化芸術に親しめる環境づくり」をより推進していくために、平成30年度から教育委員会が担ってきた文化事業を市長部局(文化振興課)に集約しましたが、今後、アルカス、市民文化ホール、島瀬美術センターの効果的・効率的な管理運営方法について検討を行います。 また、新美術館構想については、現状のまま(県美術館の分館整備)県に要望を続けても進捗が見られないため、今後再整理のための検討を行います。</p>	<p>2. 改善が必要 令和3年度から文化施設3館(アルカスSASEBO、市民文化ホール、島瀬美術センター)の一元的な指定管理化を実施予定であり、今後、施設の管理運営方法について整理を行います。 また、新美術館構想については、現状のまま(県美術館の分館整備)県に要望を続けても進捗が見られないため、今後再整理のための検討を行います。</p>

7. 政策を構成する施策

枝番号	施策名	事業費(人件費含む)	事業費(人件費含む)	事業費(人件費含む)
		H27年度	H29年度	R1年度
2-2-1	市民文化の振興	608,082	383,430	425,448
2-2-2	地域文化を創造する人材育成	41,740	32,979	27,068
2-2-3	歴史文化の保存・活用・継承	447,348	155,745	169,853
2-2-4	文化芸術に親しめる環境づくりを実現するための包括的な施策	15,304	16,135	13,496
事業費合計		1,112,474	588,289	635,865

令和 元 年度実施事業 令和 2 年度 施 策 評 価 シ ー ト (主 要 な 施 策 の 成 果 報 告 書)

担当部局	企画部	作成日	令和2年6月15日
責任者(部局長名)	中島勝利		
施策コード	2-2-1		
施策名	市民文化の振興	施策の方向性	市民主体の文化活動等への支援 子どものための文化環境の充実 文化芸術の情報発信 アルカスSASEBOを拠点とした文化芸術事業の展開 美術鑑賞の機会及び発表の場の創出
総的位置づけ	基本目標	2	あふれる魅力を創出し体感できるまち
	政策	2-2	文化芸術に親しめる環境づくり
総計画後期基本計画	61	ページ	

主な達成目標(成果指標)	単位	現状値	対象年度(元年度)		達成度(%)
		22年度	目標値	実績値	
主要文化施設の利用者数	人以上	654,945	600,000	577,386	96.2

(振り返り)実施した内容	●各文化施設を適切に管理、運用するとともに、それぞれの施設の特徴を活かした文化芸術事業の展開や市民の文化活動等の支援を行うことで、市民が文化に触れる機会(場)を創出しました。●文化芸術の環境づくりを支える人材育成とネットワーク化を進めるために、育成事業や活動事業の支援、助成を通じて本市文化活動の活性化を進めました。
現状と課題	●芸術に触れる場の提供のため、アルカスSASEBOの施設改修など各施設の改善に着手していますが、老朽化に伴う今後の施設展開やその費用が課題です。●新型コロナウイルス感染症の影響等により主要文化施設の利用者数は減少し、目標を達成することができませんでした。利用者数回復のための対策が必要です。●令和3年度から文化施設3館(アルカスSASEBO、市民文化ホール、島瀬美術センター)の運営を一元化し、(公財)佐世保地域文化事業財団による指定管理に移行する予定です。文化施設3館の一元的な指定管理化に向け、現状の運営方法を見直す必要があります。
今後の取組み (第7次総計記載内容)	●文化に触れる機会の提供と文化的基盤の強化 年齢や性別、国籍などに関わらず、市民一人ひとりが、心豊かで文化的な生活を営むために、文化芸術施設の運営や、文化芸術活動の支援、文化情報の発信を通じ、多様な文化芸術に触れる機会を提供します。それらの取組を通じて、都市アイデンティティの醸成や、都市の持続可能性を高める社会的・経済的価値を創出する人や資源といった文化的基盤を育みます。また、中心となる文化施設のあり方について検討を深めます。

◆施策を構成する事務事業の評価◆

枝番号	事務事業名 (★=重点PJ事業、☆=主要事業)	指 標		元	単位	事務事業評価	令和3年度	
		事業費(人件費含む)(千円)		目標値(上段)			成果の方向性	重点化
		令和元年度予算額	令和元年度決算額	実績値(下段)				
01	☆ アルカスSASEBO運営事業	指標	アルカスSASEBO事業評価	80	点以上	2	維持	○
		343,046	335,357	89.0				
02	市民文化ホール管理運営事業	指標	市民文化ホール利用者数	44,000	人	2	維持	-
		16,405	15,146	52,043				
03	☆ 芸術文化提供事業	指標	青少年劇場の鑑賞学校数	11	校	2	維持	-
		9,219	8,791	10				
04	☆ 島瀬美術センター管理運営事業	指標	島瀬美術センター入場者数	75,000	人	2	維持	-
		63,735	61,347	113,871				
05	☆ 市民文化活動助成事業	指標	補助金助成事業の集客率	100	%	2	維持	-
		4,903	4,807	98.2				
06		指標						
07		指標						
08		指標						
09		指標						
10		指標						
事業費の合計			437,308	425,448				

- 1・・・計画どおり事業を進めることが適当
- 2・・・事業の進め方等に改善が必要
- 3・・・事業の再編、規模、内容、実施主体の見直しが必要
- 4・・・休・廃止の検討が必要

◆結果分析◆

評価の視点	左欄に掲げる評価の視点から、施策の意図を達成するにあたって、どのような問題点を読み取ることができるか。
成果指標の分析	<p>施策の意図に合ったものとなっているか？目標値の設定は適切か？実績値に問題はないか？</p> <p>●成果指標である「主要文化施設の利用者数」については、市民文化ホールと島瀬美術センターは目標値を達成することができましたが、アルカスSASEBOは未達成でした。新型コロナウイルス感染症による影響が要因の一つと考えられ、今後は継続的に安定した利用者数を確保すべく、目標は現状維持とします。</p>
事務事業の構成の妥当性	<p>施策の目的を達成するために構成した事務事業に問題点はないか？【●「施策の方向性」ごとに記載すること】</p> <p>●令和3年度から実施予定の文化施設3館の一元的な指定管理化に向け、事業の在り方を含め内容・妥当性について整理を行う必要があります。</p>
役割分担の妥当性	<p>行政の取組み以外で、目標達成に必要な実施主体及び事業等の記載及びその役割分担に問題はないか？</p> <p>●令和3年度から実施予定の文化施設3館の一元的な指定管理化に向け、事業の在り方を含め内容・妥当性等について整理する必要があり、各施設の役割分担について改めて検討する必要があります。</p>

◆改善提案◆

表面の「施策を構成する事務事業」の重点化欄で、重点化する事業として選択した理由	
<p>【アルカスSASEBO運営事業】</p> <p>●アルカスSASEBO運営事業は、本市文化創造活動の拠点と位置づけしており、優れた音楽や舞台芸術などの「鑑賞事業」と「市民参加型」(普及・育成・交流・創造)の展開など当該施策の柱となるものです。</p>	
この施策の成果を達成するための、具体的な改善提案(改善内容、始期、終期等)	
今年度実施する改善策	<p>●アルカスSASEBOにおいては、市民ニーズに応じた自主事業の企画を実施するとともに、市民の文化活動の情報発信を行うことで入場者目標達成に努めます</p> <p>●令和3年度から実施予定の文化施設3館の一元的な指定管理化に向け、事業内容や文化施設の運営方法について見直しを行います。</p>
次年度実施する改善策	<p>●今年度各種検討を実施し、その結果を踏まえ、次年度以降対応策について具体的に実施していきます。</p>
中期(概ね3～5年)に実施可能な改善策	<p>●市民活動助成事業については、費用対効果の観点から補助対象事業の範囲、助成額などの検証を行います。●アルカスSASEBOは、開館から19年が経過し施設の老朽化が著しいため、改修計画の策定と計画に基づく改修を行います。佐世保市民文化ホールや島瀬美術センターについても、同様の理由により施設の改修計画について検討を図ります。</p>
改善により見込まれる効果、または住民への影響に対するフォロー	
<p>●各施設利用者数の増加を図るとともに、費用対効果の向上を図ります。</p> <p>●施設の改修等を実施することで、施設の適切な維持が図られます。</p> <p>●文化施設3館の運営を一元化することにより、市民ニーズに応えた施設運営が可能になります。</p>	

令和 元 年度実施事業 令和 2 年度 施 策 評 価 シ ー ト (主 要 な 施 策 の 成 果 報 告 書)

担当部局	企画部	作成日	令和2年6月15日
責任者(部局長名)	中島勝利		
施策コード	2-2-2		
施策名	地域文化を創造する人材育成		施策の方向性
総の位置づけ	基本目標	2 あふれる魅力を創出し体感できるまち	文化芸術を担う人材の育成とネットワークづくり
	政策	2-2 文化芸術に親しめる環境づくり	
総合計画後期基本計画	総合計画	62 ページ	

主な達成目標(成果指標)	単位	現状値	対象年度(元年度)		達成度(%)
		22年度	目標値	実績値	
人材育成事業に参加した市民の人数	人以上	4,744	14,000	16,520	118

(振り返り)実施した内容	●「させば文化マンス」、「子どものための音楽鑑賞体験教室」を実施し、次世代の地域の文化芸術を担う人材育成とネットワークづくりを進めました。
現状と課題	●人材育成事業に参加した市民の数は昨年より増加しており、広報等のPRの成果が表れています。 ●文化の実施者でありかつ担い手となる若年層の参加者を増やす取り組みが引き続き必要です。 ●文化施設3館(アルカスSASEBO、市民文化ホール、島瀬美術センター)の一元的な指定管理化を図る中で、実施方法や内容について適宜見直しが必要です。
今後の取組み (第7次総計記載内容)	●文化に触れる機会の提供と文化的基盤の強化 年齢や性別、国籍などに関わらず、市民一人ひとりが、心豊かで文化的な生活を営むために、文化芸術施設の運営や、文化芸術活動の支援、文化情報の発信を通じ、多様な文化芸術に触れる機会を提供します。それらの取組を通じて、都市アイデンティティの醸成や、都市の持続可能性を高める社会的・経済的価値を創出する人や資源といった文化的基盤を育みます。また、中心となる文化施設のあり方について検討を深めます。

◆施策を構成する事務事業の評価◆

枝番号	事務事業名 (★=重点PJ事業、☆=主要事業)	指 標		元	単位	事務事業評価	令和3年度	
		事業費(人件費含む)(千円)		目標値(上段)			成果の方向性	重点化
		令和元年度予算額	令和元年度決算額	実績値(下段)				
01	☆ 地域文化創造人材育成事業	指標	人材育成事業に参加した市民の人数	14,000	人以上	2	維持	○
			27,644	27,068				
02		指標						
03		指標						
04		指標						
05		指標						
06		指標						
07		指標						
08		指標						
09		指標						
10		指標						
事業費の合計			27,644	27,068				

1・・・計画どおり事業を進めることが適当
 2・・・事業の進め方等に改善が必要
 3・・・事業の再編、規模、内容、実施主体の見直しが必要
 4・・・休・廃止の検討が必要

◆結果分析◆

評価の視点	左欄に掲げる評価の視点から、施策の意図を達成するにあたって、どのような問題点を読み取ることができるか。
成果指標の分析	<p>施策の意図に合ったものとなっているか？目標値の設定は適切か？実績値に問題はないか？</p> <p>●「人材育成事業に参加した人数」という成果指標は妥当だと考えますが、若者の参加や事業の質を考えた場合、別の指標も必要かと思われます。今後他に妥当な指標が設定できないか検討をしていきたいと考えます。</p>
事務事業の構成の妥当性	<p>施策の目的を達成するために構成した事務事業に問題点はないか？ [●「施策の方向性」ごとに記載すること]</p> <p>●施策方向性とし文化芸術を担う人材の育成とネットワークの構築であり、妥当であると考えます。</p>
役割分担の妥当性	<p>行政の取組み以外で、目標達成に必要な実施主体及び事業等の記載及びその役割分担に問題はないか？</p> <p>●各事業は、市民による実行委員会や学校と構成する運営委員会で実施しており、役割分担は妥当であると考えます。</p>

◆改善提案◆

表面の「施策を構成する事務事業」の重点化欄で、重点化する事業として選択した理由	
<p>【地域文化創造人材育成事業】</p> <p>●1施策1事務事業であり、重点化を図ります。</p>	
この施策の成果を達成するための、具体的な改善提案(改善内容、始期、終期等)	
今年度実施する改善策	●現状の取組みを続けながら、より多くの市民を巻き込み、文化芸術を担う人材育成及びネットワークづくりを進め、文化芸術に親しめる環境づくりに努めます。特に、若年層を含め参加者を増やす取り組みを行い、フェイスブックによる発信など、効果的な広報を行います。
次年度実施する改善策	●令和3年度から文化施設3館の一元的な指定管理化を実施する中で、実施方法や内容について適宜見直しを図ります。
中期的(概ね3～5年)に実施可能な改善策	●令和3年度から文化施設3館の一元的な指定管理化を実施する中で、実施方法や内容について適宜見直しを図ります。
改善により見込まれる効果、または住民への影響に対するフォロー	
<p>●様々な立場からさらに多くの市民が関わることで、文化芸術を担う人材の育成やネットワークの構築がなされ、「文化芸術に親しめる環境づくり」が促進されます。</p> <p>●事業の見直しを図ることで、効率的かつ効果的な事業実施が見込まれます。</p>	

令和 元 年度実施事業 令和 2 年度 施策 評価 シート (主要な施策の成果報告書)

担当部局		教育委員会		作成日 令和2年6月12日	
責任者(部局長名)		西本真也			
施策コード	2-2-3				
施策名	歴史文化の保存・活用・継承		施策の方向性	文化財の調査・保護・活用	
基本目標	2 あふれる魅力を創出し体感できるまち			文化財の情報発信	
政策	2-2 文化芸術に親しめる環境づくり			伝統文化の保護と育成	
総合計画 後期基本計画	63	ページ			

主な達成目標(成果指標)	単位	現状値	対象年度(元年度)		最終目標値	達成度(%)
		22年度	目標値	実績値	31年度	
文化財説明板の設置率	%	75.5	100	100	-	100
-	-	-	-	-	-	-
-	-	-	-	-	-	-

(振り返り) 実施した内容	<p>●発掘調査を1件(開発調査)を実施しました。また、国指定重要文化財として1件答申を受けました。●世界文化遺産「黒島の集落」のシンボリックな存在である黒島天主堂の耐震化を含む、保存修理事業への支援を行いました。●福井洞窟の史跡整備の完了に伴い、整備報告書の作成に着手しました。●針尾送信所の園路や側溝の延長整備を行いました。●日本遺産「鎮守府」のDVDを作成しました。●立神音楽室の国からの移管に向けて、軍転審にて審議を行いました。</p>
現状と課題	<p>●文化的景観や近代化遺産など文化財として扱われる対象が広がり、それらの調査・保護・活用が求められる時代となっています。●さらに埋蔵文化財包蔵地(遺跡内)開発の増加により発掘調査件数が著しく増加しています。●本市の特徴的な文化財を活用する「世界遺産保存整備」「日本遺産活用推進」「福井洞窟発掘整備」「針尾送信所保存整備」に着手しています。●文化財を社会全体で保護、継承していくためには、啓発事業を通じて市民理解を促進し市民協働による取り組みを推進していく必要があります。●また世界遺産保存整備などの重点事業は直接的に観光や産業に結びつきますので関係部局との連携が課題となります。</p>
今後の取組み(第7次総計記載内容)	<p>1. 計画通り</p> <p>●本市の特徴的な文化財を活用する「世界遺産保存整備」「日本遺産活用推進」「福井洞窟発掘整備」「針尾送信所保存整備」は計画に則して事業を進め、その他の文化財と併せて保護・活用を図ります。文化財に関するパンフレットの発行などを通じて広く市民に対して効果的な情報提供を行い、併せて合併地域に存在する資料館3館については、PRも行き、入場者数増につなげるとともに、効率的な運営に努めていきます。</p>

◆施策を構成する事務事業の評価◆

枝番号	事務事業名 (★=重点PJ事業、☆=主要事業)	指標		元	単位	事務事業評価	令和3年度	
		事業費(人件費含む)(千円)		目標値(上段)			成果の方向性	重点化
		令和元年度予算額	令和元年度決算額	実績値(下段)				
01	☆☆ 文化財の調査・保護・活用事業	指標	郷土史体験講座参加者数	300	人	2	維持	○
			138,842	105,933				
				270				
02	文化財展示施設等管理運営事業	指標	三館(世知原・宇久・小佐々)入館者数	1,600	人	3	維持	-
			9,838	9,578				
				1,270				
03	☆☆ 世界遺産保存整備事業	指標	住民説明会、勉強会開催件数	10	回	1	維持	○
			49,506	17,482				
				17				
04	☆☆ 福井洞窟整備・発掘事業	指標	見学者数(R1~)	1,000	人	1	維持	○
			24,629	16,485				
				2,031				
05	☆☆ 針尾送信所保存整備事業	指標	見学者数	24,000	人	1	維持	○
			19,771	18,319				
				39,110				
06	立神音楽室管理運営事業	指標	利用者数	1,600	人	2	拡充	○
			2,140	2,056				
				1,414				
07	#N/A #N/A	指標						
08	#N/A #N/A	指標						
09	#N/A #N/A	指標						
10	#N/A #N/A	指標						
事業費の合計			244,726	169,853				

- 1・・・計画どおり事業を進めることが適当
- 2・・・事業の進め方等に改善が必要
- 3・・・事業の再編、規模、内容、実施主体の見直しが必要
- 4・・・休・廃止の検討が必要

◆結果分析◆

評価の視点	左欄に掲げる評価の視点から、施策の意図を達成するにあたって、どのような問題点を読み取ることができるか。
成果指標の分析	<p>施策の意図に合ったものとなっているか？目標値の設定は適切か？実績値に問題はないか？</p> <p>●成果指標は達成することができました。●文化財がある場所に説明板を設置し、内容紹介を行うことは、文化財への市民理解を促進するための最も基本的な情報提供であることから、指標は適切と言えます。</p>
事務事業の構成の妥当性	<p>施策の目的を達成するために構成した事務事業に問題点はないか？ [●「施策の方向性」ごとに記載すること]</p> <p>●文化財の調査・保護・活用は法に基づく事務であり、また、本市の特徴的な文化財については、特に個別計画的に行っています。●文化財の情報発信についても、市民の文化財への保護意識の醸成と学びの欲求に対応しています。●伝統文化の保護と育成については、文化財指定による適切な保護と後継者育成の意識醸成を行うとともに、財政支援や広報を通じて活動を支援しており妥当と考えます。</p>
役割分担の妥当性	<p>行政の取組み以外で、目標達成に必要な実施主体及び事業等の記載及びその役割分担に問題はないか？</p> <p>●妥当であると考えます。</p>

◆改善提案◆

表面の「施策を構成する事務事業」の重点化欄で、重点化する事業として選択した理由	
<p>●国民の財産である文化財は、一度なくなると元に戻ることはありません。●貴重な文化財の価値を市民の皆さんに理解していただき、保護・継承することは重要な事業と認識しています。●また、本市の特徴的な文化財を重点的に整備・活用することで、文化振興はもとより、観光や地域振興にも貢献することが期待できます。</p>	
この施策の成果を達成するための、具体的な改善提案(改善内容、始期、終期等)	
今年度実施改善策	<p>●本市の特徴的な文化財を活用する「世界遺産保存整備」「日本遺産活用推進」「福井洞窟発掘整備」「針尾送信所保存整備」などは、直接的に観光や地域振興に結びつくところであり、関係部局との連携を深め、事業を進めていきます。●世界遺産登録を果たした黒島の集落について、適切に保存活用していくための保護調査を進めるほか、黒島天主堂の耐震化を含む、保存修理事業への支援を継続して行います。●立神音楽室及び広場について、国からの財産移管を目指し、関係機関との移管手続きを進めるとともに、移管後の整備に向けた展示基本設計を行います。</p>
次年度実施改善策	<p>●世界遺産登録後における資産の保存活用について、地域コミュニティと連携・推進するとともに、観光部局を中心とした全庁的な体制において各部局との連携も図っていきます。●立神音楽室は、引き続き国からの財産移管を目指し、関係機関との移管手続きを進めるとともに、移管後の整備に向けた展示実施設計等を行います。</p>
中期(概ね3～5年)実施可能な改善策	<p>●世界遺産登録後は、観光客の増加などによる見学マナーの低下や環境悪化などが懸念されます。文化財保護や地域住民の環境保全といった視点を持ち続け、各部局で連携して対応することにより、地域資源を守りながら、地域の活性化へとつなげていきたいと考えています。また、文化財の周知啓発も推進し、地域の文化財に対する保護意識の醸成を継続して図っていきます。●立神音楽室及び広場について、国からの財産移管がなされた場合は、日本遺産の拠点施設として整備活用を図っていきます。●現在、本市文化財施策の基本的な考え方や方針をまとめる文化財マスタープラン「文化財保存活用地域計画」がないため、個別ごとの対応となっています。今後、市の特徴やシビックプライドにつながるものとして計画の策定を検討していきます。</p>
改善により見込まれる効果、または住民への影響に対するフォロー	
<p>●事業が進捗することにより、文化振興はもとより、観光や地域振興が図れるものと考えます。</p>	

令和 元 年度実施事業 令和 2 年度政策評価シート

作成日 令和2年6月15日

政策コード	2-3	担当部局	企画部	責任者 (部局長名)	中島 勝利
-------	-----	------	-----	---------------	-------

1. 政策体系

基本目標	2. あふれる魅力を創出し体感できるまち
政策	2-3. 多文化交流による国際都市づくり

2. めざす姿

国際交流活動への参加等を通じ、市民と外国人との双方向の国際理解が深まっています。国際交流が経済や文化など多様な分野に広がり、地域経済の活性化に貢献しています。

3. 後期基本計画掲載の主な達成目標と実績

NO	成果指標名	現状値	実績値の推移					総合評価
		H22	H25	H27	H29	R1	R1	
1	国際都市であると感じる市民の割合【%】	-	77.5	78.9	79.4	-	79.3	
2								

※R1年度は市民意識アンケート調査なし
※総合評価：施策達成率の平均

4. 振り返り～活動の評価～ ※成果がうまくいった部分、いかなかった部分など

H27決算	H29決算	R1決算
国際交流活動への参加等を通じ①市民と外国人との国際理解を深めること②国際交流による地域経済の活性化に貢献する二つの目的を持っています。国際交流員を通じた市民交流等を図ることでの国際戦略活動指針の進捗等により外国人宿泊客数の目標も一定達成できています。その結果、国際都市であると感じる市民の割合も水準を保っていると考えています。	国際交流活動への市民参加が進み、市民と外国人の相互理解は深まっています。また、クルーズ船を中心とした観光客誘致により、地域経済の活性化に一定の進捗が見られます。しかしながら、課題となるビジネス交流の具体的な進展には結びついておらず、国際都市であると感じる市民の割合がわずかに目標を達成できませんでした。	施策【地域国際化の推進】では、「市民の国際交流ボランティア団体登録者数」を指標に、国際交流に主体的に関わる市民数で地域国際化の達成度を測ることにしていましたが、近年は会員の高齢化等による登録者数の減少が著しく、目標を達成できませんでした。また、施策【戦略的な国際交流の推進】では、「外国人宿泊客数」を指標に、海外客誘致活動の成果を測ることにしていましたが、平成28年の熊本地震をはじめ国際情勢等の影響による減少幅を埋めることができず、目標を達成できませんでした。

5. 政策の現状と課題～後期基本計画から変化した部分～

H27決算	H29決算	R1決算
国際クルーズ船の増加等により市民の国際理解は深まっています。また、姉妹都市等を通じた交流は市民レベルでも盛んであり、地域の国際化は進んでいます。今後は中国・韓国のみならず東南アジアを含む新たな国を見据えた誘致活動や交流の進展に伴い、市民レベルでの新たな国際理解や対応に加え一層の経済活性化に向けた取組みの拡充が課題となります。	民間の活力を取り込んだ姉妹都市等交流の深化や、英語のまちづくり等の新たな展開もあり、地域の国際化は着実に進んでいます。一方、地域経済の活性化の面では、中国発着のクルーズ船誘致が想定を超える実績となりましたが、ビジネス交流の面では中国の一部の姉妹都市との間での支援枠組みの協議にとどまり、具体的な連携作業が課題となっています。	民間との協働等による多様な姉妹都市交流や、市民向けの国際理解促進事業の実施、英語で交わるまちづくり等の新たな展開もあり、市民が国際理解を深める機会は増加しています。また、新たな在留資格の創設により、今後、市内在住外国人の増加や多国籍化が進むことが予想されることから、多文化共生社会の実現に向けた庁内外の連携強化が必要です。海外客誘致やビジネス交流の推進は、「国際戦略活動指針」に基づく横断的取り組みから、各部局の専門性を活かした効率的な取り組みへの移行が必要です。

6. 今後の取組み～特筆すべき部分

H27決算	H29決算	R1決算
1. 計画通り 地域の国際化の推進については、現行の取り組みを拡充させながら、増加する外国人への対応、新たな国の観光客、在住外国人に対応できる国際人材育成を図っていきます。また、国際的な戦略事業については、国際・社会情勢を見極めつつ、長崎県の国際戦略などとも連携を図りながらより効果のある方策を検討し、一層の官民連携を推進しながら、地域経済の活性化につなげていきます。	1. 計画通り 地域国際化の推進については、民間主体の姉妹都市等交流の進展と、増加する多様な国籍の外国人来訪者や在住外国人への対応のため、多文化共生社会構築に向けた市民の国際理解を進めていきます。戦略的な国際交流については、国際・社会情勢を見極めつつ、国や長崎県、JETRO等とも連携を図りながら、経済交流の進展が見込める都市を絞り込み、具体的な連携作業につなげます。	1. 計画通り 海外客誘致やビジネス展開では、既に各部局に専門性が蓄積されているため、第7次総合計画では実施体制を整理し、企画部は側面的支援として相乗効果を発揮します。今後は市民主体の姉妹都市交流や市民の国際理解の推進に加え、増加が見込まれる外国人住民・観光客に対して、必要な支援の提供や相互協力の体制づくりのため、多文化交流ネットワークを組織するとともに、国際交流団体をはじめ外国人との共生に対する市民の理解者を増やし、国籍や文化の違いを越えた摩擦のない地域社会の実現に軸足を移します。

7. 政策を構成する施策

枝番号	施策名	事業費(人件費含む)	事業費(人件費含む)	事業費(人件費含む)
		H27年度	H29年度	R1年度
2-3-1	地域国際化の推進	50,411	71,283	54,795
2-3-2	戦略的な国際交流の推進	20,233	25,721	8,338
事業費合計		70,644	97,004	63,133

令和 元 年度実施事業 令和 2 年度 施 策 評 価 シ ー ト (主 要 な 施 策 の 成 果 報 告 書)

作成日 令和2年6月15日

担当部局	企画部
責任者(部局長名)	中島 勝利

施策コード	2-3-1
-------	-------

施策名	地域国際化の推進		施策の方向性	海外姉妹都市等との交流の促進
基本目標	2	あふれる魅力を創出し体感できるまち		地域における国際理解の推進
政策	2-3	多文化交流による国際都市づくり		
総合計画 後期基本計画	64	ページ		

主な達成目標(成果指標)	単位	現状値	対象年度(元年度)		達成度(%)
		22年度	目標値	実績値	
市民の国際交流ボランティア団体登録者数	人	-	1,170	996	85.1

(振り返り)実施した内容	<ul style="list-style-type: none"> ●姉妹都市等との青少年交流を中心とした交流事業の実施、市内民間団体が実施する姉妹都市等交流事業への補助等を行いました。 ●市民向けの多文化共生セミナーの開催、在住外国人へのアンケート調査、外国人観光客ウエルカムサポーター制度の運営、国際交流員による市内団体への異文化理解講座等の実施、留学生支援、国際交流団体への側面的支援、米海軍佐世保基地内大学就学実行委員会への運営補助を行いました。
現状と課題	<ul style="list-style-type: none"> ●姉妹都市等との青少年交流等の事業実施により、若い世代に国際交流の機会を創出しています。また、民間団体による補助金を活用した姉妹都市交流も実施されています。国際情勢の変化や感染症などが、交流事業の実施に影響を及ぼすことがあります。 ●新しい在留資格の創設などに伴い、市内の在住外国人の増加と多国籍化が進むことが予想されます。その人々への必要な支援を実施するために庁内や関係団体と連携した取り組みが必要です。また、多様な文化背景を持つ地域住民が摩擦なく生活できるよう、市民の多文化共生意識の醸成が必要となることから、市民向けの講座開催や在住外国人等と関わる機会の創出が必要です。
今後の取組み (第7次総計記載内容)	<ul style="list-style-type: none"> ●市民の多文化交流の推進 <p>姉妹都市等とのパイプを活用しながら市民への国際交流の機会を創出し、市民の文化的、教育的交流の推進を図ります。また、全国的にも新たな在留資格の創設等による在住外国人の急速な増加が見込まれることから、講座やセミナー等を通して市民の多文化共生意識を高め、民間国際交流団体やボランティア等と協働しながら、市民と在住外国人との円滑な共生社会を見据えた市民の多文化交流を推進します。</p>

◆施策を構成する事務事業の評価◆

枝番号	事務事業名 (★=重点PJ事業、☆=主要事業)	指 標		元	単位	事務事業評価	成果の方向性	重点化
		事業費(人件費含む)(千円)		目標値(上段)				
		令和元年度予算額	令和元年度決算額	実績値(下段)				
01	★☆☆ 姉妹都市等交流事業	指標	姉妹都市等交流事業参加者の満足度	100	%	2	維持	○
		30,864	22,926	90				
02	☆ 市民の国際理解促進事業	指標	国際理解促進事業への参加者数	815	人	1	拡充	○
		33,457	31,869	1,079				
03		指標						
04		指標						
05		指標						
06		指標						
07		指標						
08		指標						
09		指標						
10		指標						
事業費の合計			64,321	54,795				

- 1・・・計画どおり事業を進めることが適当
- 2・・・事業の進め方等に改善が必要
- 3・・・事業の再編、規模、内容、実施主体の見直しが必要
- 4・・・休・廃止の検討が必要

◆結果分析◆

評価の視点	左欄に掲げる評価の視点から、施策の意図を達成するにあたって、どのような問題点を読み取ることができるか。
成果指標の分析	<p>施策の意図に合ったものとなっているか？目標値の設定は適切か？実績値に問題はないか？</p> <p>本施策は、第6次佐世保市総合計画後期基本計画の策定時においては、市民主体の国際交流が活発に行われることにより市民と外国人との双方向の国際理解が深まっていくことを意図しており、市内の国際交流に特化したボランティア団体の登録人数を指標とすることで市民の主体的な国際交流活動の参加状況を測ることとしています。実績値は、高齢化等による団体の登録人数減少により、目標値を達成できていませんが、各国際交流ボランティア団体においては、登録人数の減少がありながらも、姉妹都市等との交流や市内在住外国人等との交流等、多様な国際交流行事を多数実施しており、市民主体の国際交流は活発な状態にあります。今後は、国際交流の活発化に加え、市内在住外国人の増加と国籍の多様化を見据えて、多様な国籍や文化背景を持つ住民が摩擦なく地域で暮らすことを支援できる人材や取り組みを増やしていくことが求められます。</p>
事務事業の構成の妥当性	<p>施策の目的を達成するために構成した事務事業に問題点はないか？【●「施策の方向性」ごとに記載すること】</p> <p>●姉妹都市等交流事業は、行政直営や行政が窓口として介在するものが多くありますが、交流事業の主体は市民です。姉妹都市等交流事業の一部を民間団体と協働で実施したり、民間団体等が姉妹都市等と実施する交流活動の活性化に向けた補助金等による活動支援の実施など、姉妹都市等との交流を目的とする団体や国際交流に根差した団体の活動促進に繋がるよう事業を実施しています。</p> <p>●市民の国際理解促進事業では、国際交流員による異文化理解講座、米海軍佐世保基地内大学への就学促進、留学生への支援や交流強化、多文化共生セミナーの実施や外国人観光客ウェルカムサポーター制度（通訳ボランティア）の運営など、幅広い市民を対象としながら、地域の国際化に貢献できる人材育成を図っています。</p>
役割分担の妥当性	<p>行政の取り組み以外で、目標達成に必要な実施主体及び事業等の記載及びその役割分担に問題はないか？</p> <p>国際交流団体や関係機関については、それぞれの設立趣旨に合わせて主体的な活動を行っています（姉妹都市等との交流促進、市民向け語学講座の実施、外国人住民への日本語教室、市内外国人住民との交流、留学生の支援等）。行政はこれらの団体に対して、必要に応じて補助金や負担金の拠出などの側面的支援や協働事業行っており、お互いの役割分担はできていると考えています。</p>

◆改善提案◆

表面の「施策を構成する事務事業」の重点化欄で、重点化する事業として選択した理由	
<p>市内の在住外国人の増加と多国籍化が今後進んでいくにあたり、地域に住む住民が国籍や文化背景に関係なく誰もが暮らしやすい街を実現するためには、市民が外国文化などの異文化と接し、多様な文化を受け入れる素養が必要です。</p> <p>「姉妹都市等交流事業」は、海外姉妹都市等との交流パイプを活用した青少年交流の実施による若い国際人材の育成や、市民主体の姉妹都市等交流の支援により、多くの市民が国際交流に関わる機会を創出することができるため、今後も重点的に市民が異文化と実際に接する機会を増やす必要があります。</p> <p>「市民の国際理解促進事業」は、現在も国籍を問わず多様な市民を対象とした講座や交流機会の創出を実施していますが、今後は外国人住民と地域に住む日本人住民が摩擦なく暮らしていけるよう、双方を対象とした交流機会の創出や相互理解のための講座などの実施を強化していく必要があります。</p>	
この施策の成果を達成するための、具体的な改善提案(改善内容、始期、終期等)	
今年度実施改善策	<p>●青少年交流の継続、提携周年に合わせた周年事業の実施により、姉妹都市等との関係強化と国際人材育成を図ります。一方で感染症や国際情勢の変化などにより、海外都市との往来が難しくなっていることから、往来によらない交流方法を検討します。</p> <p>●国際交流団体や市民からなるボランティアの多文化交流ネットワークを構築し、団体や個人が持つ国際交流への興味や経験を活かして、外国人住民や観光客と関わる環境を整備します。また、留学生をはじめとする外国人住民との連携強化を図り、外国人住民に有効な情報発信の方法や地域との関わり方を共に検討します。さらに、市職員や地域住民と外国人住民とが気軽にコミュニケーションできるよう、「やさしい日本語」や「やさしい英語」の手引きを作成し、活用します。</p>
次年度実施改善策	<p>●青少年交流の継続、提携周年に合わせた周年事業の実施により、姉妹都市等との関係強化と国際人材育成を図ります。周年事業の実施にあたっては、民間団体等との協働により市民活動を活発化する事業展開を図ります。また、市民主体の姉妹都市等交流への補助制度の見直しにより、民間団体の創意工夫を活かした多様な形態による姉妹都市等との交流を促進します。</p> <p>●引き続き留学生をはじめとする外国人住民との連携強化を図り、在住外国人に有効な情報発信の方法や地域との関わり方を実践の場を通して共に検討します。また、市職員や地域住民と外国人住民とが気軽にコミュニケーションできるよう、「やさしい日本語」や「やさしい英語」の発信と普及に努めます。</p>
中期的(概ね3～5年)に実施可能な改善策	<p>●民間団体をはじめとする市民と連携した交流事業を実施するとともに、多くの市民が姉妹都市等との交流に関わることができるよう、姉妹都市や交流補助制度の周知を図ります。また、青少年交流などこれまでの姉妹都市等交流事業への参加者が、国際交流の経験や興味を活かして、在住外国人との交流や支援などにも携われるよう多文化交流ネットワークへの参加を促進します。</p> <p>●国際交流員の活用などにより、多言語情報発信の充実や外国人住民が相談しやすい行政窓口の体制整備を図るとともに、市民向けの異文化理解講座や実体験をもとにした講座等により多文化共生意識の浸透を図ります。また、庁内、関係団体、地域、外国人住民との連携体制を強化し、意見交換などにより地域の相互理解や課題解決に繋がる場(外国人市民会議など)を構築します。</p>
改善により見込まれる効果、または住民への影響に対するフォロー	
<p>●市民主体の姉妹都市交流が活発化し、姉妹都市を契機として国際理解や多文化共生に興味を持つ市民が増加します。姉妹都市等との交流の経験を、在住外国人との関わりなど身近な場面にも活かすことで、多様な国籍や文化背景を持つ市民との円滑な共生社会の実現に繋がります。</p> <p>●市と外国人住民とが直接関わる機会が増えることで、外国人住民の視点を活かした情報発信や課題解決が可能となります。また、地域と外国人住民が関わる機会や、気軽に意思疎通ができる方法を提供することで、文化や国籍の異なる住民同士の相互理解が進んだ多文化共生社会の実現に繋がります。</p>	

令和 元 年度実施事業 令和 2 年度 施 策 評 価 シ ー ト (主 要 な 施 策 の 成 果 報 告 書)

作成日 令和2年6月15日

担当部局	企画部
責任者(部局長名)	中島 勝利

施策コード	2-3-2
-------	-------

施策名	戦略的な国際交流の推進		施策の方向性	戦略的な国際交流の推進
基本目標	2	あふれる魅力を創出し体感できるまち		
政策	2-3	多文化交流による国際都市づくり		
総合計画 後期基本計画	-	ページ		

主な達成目標(成果指標)	単位	現状値	対象年度(元年度)		達成度(%)
		22年度	目標値	実績値	
外国人宿泊客数	人	-	191,000	140,309	73.5

(振り返り)実施した内容	「国際戦略活動指針」に基づき、海外都市に対するシティセールス、ビジネス交流の可能性の検証、庁内外の連携促進を行いました。
現状と課題	2019年の年間訪日外国人観光客数は過去最高値を記録しており、国内および九州内の地方都市間の誘致競争が激化しています。一方で、新型コロナウイルス感染症の世界的な感染拡大により、今後は外国人観光客数の減少が予想されます。現在は各部局においても海外からの観光客やクルーズ船誘致、ビジネス交流促進など独自に取り組みを行いノウハウの蓄積も進んでいることから、第7次総合計画においては、これまでの庁内横断的な取り組みから、各部局の専門性を活かしたより効果の高い取り組みへと移行し、必要に応じて庁内連携を図るなど効率的な活動体制が必要です。
今後の取組み (第7次総計記載内容)	●国際都市間連携の推進 本市の観光・経済交流の発展まで視野に入れた、姉妹都市等を含む海外都市との都市間連携を維持・発展させます。

◆施策を構成する事務事業の評価◆

枝番号	事務事業名 (★=重点PJ事業、☆=主要事業)	指 標		元	単位	事務事業評価	成果の方向性	重点化
		事業費(人件費含む)(千円)		目標値(上段)				
		令和元年度予算額	令和元年度決算額	実績値(下段)				
01	★☆☆ 国際戦略推進事業	指標	シティセールス実施都市数	4	都市	4	休廃止	
		8,763	8,338	4				
02		指標						
03		指標						
04		指標						
05		指標						
06		指標						
07		指標						
08		指標						
09		指標						
10		指標						
事業費の合計		8,763	8,338					

- 1・・・計画どおり事業を進めることが適当
- 2・・・事業の進め方等に改善が必要
- 3・・・事業の再編、規模、内容、実施主体の見直しが必要
- 4・・・休・廃止の検討が必要

◆結果分析◆

評価の視点	左欄に掲げる評価の視点から、施策の意図を達成するにあたって、どのような問題点を読み取ることができるか。
成果指標の分析	<p>施策の意図に合ったものとなっているか？目標値の設定は適切か？実績値に問題はないか？</p> <p>外国人宿泊客数については、平成27年までは順調に増加傾向にあったものの、平成28年の実績値は同年に発生した熊本大地震の影響により、平成27年と比較すると39,000人減少した119,265人まで落ち込みました。過去の東日本大震災のケースにおいては、減少した観光客を目標ベースにまで回復させるには、約3年の歳月を要することから、平成29年度の目標値を令和元年度にスライドして設定していますが、目標達成には至っていません。一方で市内宿泊客数に計上されない国際クルーズ船については、寄港回数は過去最高値の平成29年から減少があるものの、年間79回の寄港により249,472人の乗客乗員が本市を訪れており、指標に直接反映しないものの、誘致した外国人観光客数は多く、海外の活力を取り込んだ地域経済の活性化は一定図れているものと考えます。</p>
事務事業の構成の妥当性	<p>施策の目的を達成するために構成した事務事業に問題点はないか？【●「施策の方向性」ごとに記載すること】</p> <p>過去にもセールスや交流の実績のある中国都市や旅行社・船社をターゲットとしたシティセールス等を実施し、これまでに築き上げた関係を活かした旅行客やクルーズ客船を誘致するための事業展開を行っており、施策目的に寄与しています。</p>
役割分担の妥当性	<p>行政の取組み以外で、目標達成に必要な実施主体及び事業等の記載及びその役割分担に問題はないか？</p> <p>首長によるトップセールスや官民連携による実務的なフォローセールスなど、官民がそれぞれの役割を担いながら、重層的にPRを実施することで、本市認知度の向上や観光客誘致に効果を上げていくことが可能となることから、事務事業の役割分担は妥当と考えます。しかし一方で、庁内の各部局においては年々その専門性が高まっていることから、各部局を事業の主体として関連団体と連携しながら実施していくなど、実施体制における役割分担が必要です。</p>

◆改善提案◆

表面の「施策を構成する事務事業」の重点化欄で、重点化する事業として選択した理由	
<p>本施策を構成する国際戦略推進事業は、休・廃止の検討対象であることから重点化は行いません。本施策の実施基礎となっている「佐世保市国際戦略活動指針」に掲げる各事業方針は、新たに開始する第7次総合計画において各部局が主体的に管理するよう引き継がれたことから、令和元年度末をもって終了する意思決定を行い、今後の海外に向けた事業展開は各部局による専門性を活かした主体的な取り組みとしてそれぞれが実施します。</p>	
この施策の成果を達成するための、具体的な改善提案(改善内容、始期、終期等)	
今年度実施する改善策	「佐世保市国際戦略活動指針」の終了に伴い、国際政策課を含む特定の部局が率先した庁内横断的な海外戦略活動は行わず、港湾部、観光商工部など各部局が各具体の事業において、これまで培った経験と専門性を活かした取り組みとして実施し、必要に応じて各部局が連携を図ることで、より効率的に成果を上げる体制に移行します。
次年度実施する改善策	「佐世保市国際戦略活動指針」の終了に伴い、国際政策課を含む特定の部局が率先した庁内横断的な海外戦略活動は行わず、港湾部、観光商工部など各部局が各具体の事業において、これまで培った経験と専門性を活かした取り組みとして実施し、必要に応じて各部局が連携を図ることで、より効率的に成果を上げる体制に移行します。
中期的(概ね3～5年)に実施可能な改善策	本市の海外客誘致活動による外国人観光客の増加や新たな在留資格の新設等により、今後ますます増加が見込まれる外国人観光客や外国人住民に対して、必要な支援の提供や相互協力の体制をつくるため、新たに多文化交流ネットワークを組織するとともに、国籍や文化の違いを越え、外国人を受け入れやすい地域社会の実現に軸足を移すことで、インバウンドや海外ビジネス交流などがよりスムーズに進展できる側面的・後方的な支援体制を構築します。
改善により見込まれる効果、または住民への影響に対するフォロー	
<p>各部局の専門性を活かした海外活力を取り込む事業の実施により、海外都市等との国際交流が活発化し、外国人を受け入れる体制もより整備されます。</p>	

令和 元 年度実施事業 令和 2 年度政策評価シート

作成日
令和2年6月11日

政策コード	2-4	担当部局	都市整備部	責任者 (部局長名)	溝口 勝利
-------	-----	------	-------	---------------	-------

1. 政策体系

基本目標	2. あふれる魅力を創出し体感できるまち
政策	2-4. 魅力ある景観づくり

2. めざす姿

自然や歴史、街並み景観など、本市の美しく魅力的な景観が守られ、佐世保らしい個性的な景観の形成が進んでいます。

3. 後期基本計画掲載の主な達成目標と実績

NO	成果指標名	現状値	実績値の推移				総合評価
			H22	H25	H27	H29	
1	佐世保の景観を魅力的だと感じる市民の割合【%】	72.5	77.6	77	78.4	-	100
2	-	-	-	-	-	-	-

※R1年度は市民意識アンケート調査なし
※総合評価: 施策達成率の平均

4. 振り返り～活動の評価～ ※成果がうまくいった部分、いかなかった部分など

H27決算	H29決算	R1決算
景観づくりに対して意識の高い地域や団体と行政が協働し景観まち育て事業等を実施し、地域のまちづくりへ繋ぐことができました。また、景観届出の周知やイベント等により事業者の意識は向上している一方で、一般市民への景観啓発が形骸化しており、新たな取り組みも必要になっています。	都市景観を構成する屋外広告物の景観向上や規制、指導については、「広告景観賞」の創設や「特例許可制度」制定により、魅力ある街づくりに寄与しました。景観に対する市民の意識醸成については、様々な方法で、広く情報発信に努めました。さらなる新たな取り組みが必要となっています。	重点景観計画や屋外広告物規制区域の見直しについて地元説明を実施し、理解を得ることで魅力ある街づくりに寄与しました。市民等に景観形成や屋外広告、また景観資産登録といった景観に関する制度自体への理解を深めてもらうためには、本市の景観に興味・関心を持つための仕組みづくりが必要となっています。

5. 政策の現状と課題～後期基本計画から変化した部分～

H27決算	H29決算	R1決算
これまでの景観行政の取り組みにより、佐世保の景観を魅力的だと感じる市民の割合はほぼ目標を達成していますが、頭打ちの状態です。今後、情報発信の工夫や新たなイベントの開催など検討していく必要があります。一方で、佐世保固有の景観資源を都市戦略として対外的に発信していく取り組みも求められています。	佐世保の景観を魅力的だと感じる市民の割合は、横ばいの状態で目標に達していません。今後、情報を発信するだけでなく、行政と市民、市民同士の相互情報交換による意識醸成策が必要です。また、世界遺産、日本遺産認定や世界で最も美しい湾クラブ加盟などを契機とした、佐世保の魅力をもっと積極的に進めることが求められています。	施策の成果目標であるホームページアクセス数の達成度から推測すれば、本市の景観や屋外広告物に関する市民等の興味・理解度は高まりつつあると判断されます。今後、本市のよりよい景観づくりに努め、魅力ある景観の情報をSNSにより拡散することで、市民等の景観に対する意識醸成も向上していくものと思われます。

6. 今後の取り組み～特筆すべき部分

H27決算	H29決算	R1決算
1. 計画通り 課題となっている市民の景観意識の更なる底上げのため、新たなジャンルのコンテスト(絵画や屋外広告物など)も実施します。一方で、日本遺産の認定を受けた三川内山地区や針尾地区においては、景観形成上重要な地区として、戦略的に重点景観計画の策定などに取り組んでいきます。	1. 計画通り 市民の景観に対する意識醸成のため、形骸化している手法を改善し効果的な方法により、情報発信や情報交換策を構築します。重点的な佐世保の魅力発信のため、三川内山地区や針尾地区などの重点景観計画策定に取り組めます。	1. 計画通り 市民等が気軽に参加できるようにSNSを活用した景観啓発を行い、景観に対する意識醸成を図ります。景観特性が象徴的に現れ、まちづくりを進めていく上で重要な役割を担う針尾送信所地区やハウステンボス周辺地区などの重点景観計画の策定に取り組めます。江迎地区の宿場町構想を実現するため、宿場町に相応しい景観整備に取り組んでいきます。

7. 政策を構成する施策

枝番号	施策名	事業費(人件費含む)	事業費(人件費含む)	事業費(人件費含む)
		H27年度	H29年度	R1年度
2-4-1	景観形成に関する啓発	2,789	11,611	8,054
2-4-2	景観形成の推進	17,377	45,181	46,240
2-4-3	#N/A	-	-	-
2-4-4	#N/A	-	-	-
2-4-5	#N/A	-	-	-
2-4-6	#N/A	-	-	-
事業費合計		20,166	56,792	54,294

令和 元 年度実施事業 令和 2 年度 施策 評価 シート (主要な施策の成果報告書)

担当部局		都市整備部		作成日 令和2年6月11日	
責任者(部局長名)		溝口 勝利			
施策コード	2-4-1				
施策名	景観形成に関する啓発			施策の方向性	市民への情報発信
基本目標	2 あふれる魅力を創出し体感できるまち		景観づくりへの参加の場・機会の提供		
政策	2-4 魅力ある景観づくり		-		
総合計画 後期基本計画	68	ページ	-		

主な達成目標(成果指標)	単位	現状値	対象年度(元年度)		達成度(%)
		22年度	目標値	実績値	
景観に関する市ホームページへのアクセス件数	件	19,000	23,000	26,558	115.47
景観資産の登録数	件	14	31	28	90.32
-	-	-	-	-	-

(振り返り) 実施した内容	●佐世保の魅力的な景観や、景観啓発に向けた取り組みについて、ホームページなど様々な媒体で広く市民等へ情報発信しました。また、SNS(インスタグラム)を活用した啓発を行うための準備に取り組みました。●景観に関するパネル展や景観講座の開催など、景観啓発に努めました。
現状と課題	●これまでの景観啓発の取り組みにより、市民等の景観づくりの取り組みに関する認知度は一定向上したと判断されますが、居住地域や年齢層によるばらつきがあります。●地域や身近にある景観を認識してもらうための情報発信や市民等にわかりやすい啓発活動など、年齢層や対象者を意識したメリハリのある啓発への取り組みをしていく必要があります。●屋外広告物については、市民が事業の制度に関する認識が薄く、広く広報啓発に取り組む必要があります。●一般広告物所有者への是正指導の効果が一見見られることから、自家広告物所有者への制度説明及び是正指導を強化していく必要があります。
今後の取組み (第7次総計記載内容)	●景観形成の推進 佐世保らしい美しく魅力ある景観づくりのため、景観計画や景観条例、屋外広告物条例の運用をとおして、建築物や屋外広告物等の景観誘導を図ります。特に本市の景観上重要な地域については、その特性に応じた重点景観計画を策定し、地域住民との協働による景観資源の保全、活用を推進します。また、景観講座や景観賞等の啓発活動を継続し、景観に対する市民の意識醸成を図ることで、まちの魅力の発見、創造を促し、まちの活性化を図ります。

◆施策を構成する事務事業の評価◆

枝番号	事務事業名 (★=重点PJ事業、☆=主要事業)	指 標		元	単位	事務事業評価	成果の方向性	重点化
		事業費(人件費含む)(千円)		目標値(上段)				
		令和元年度予算額	令和元年度決算額	実績値(下段)				
01	☆ 景観啓発事業	指標	イベント等開催数	5	件	1	維持	-
		8,071	8,054	10				
02	#N/A #N/A	指標						
03	#N/A #N/A	指標						
04	#N/A #N/A	指標						
05	#N/A #N/A	指標						
06	#N/A #N/A	指標						
07	#N/A #N/A	指標						
08	#N/A #N/A	指標						
09	#N/A #N/A	指標						
10	#N/A #N/A	指標						
事業費の合計			8,071	8,054				

- 1・・・計画どおり事業を進めることが適当
- 2・・・事業の進め方等に改善が必要
- 3・・・事業の再編、規模、内容、実施主体の見直しが必要
- 4・・・休・廃止の検討が必要

◆結果分析◆

評価の視点	左欄に掲げる評価の視点から、施策の意図を達成するにあたって、どのような問題点を読み取ることができるか。
成果指標の分析	<p>施策の意図に合ったものとなっているか？目標値の設定は適切か？実績値に問題はないか？</p> <p>●市ホームページのアクセス数を景観に対する市民等の意識や関心を量る指標としておりますが、ホームページをより見やすく改善した成果もあり、アクセス数は目標を上回る結果となっています。●平成30年度に景観資産登録制度の実施要綱等の見直しが行われたことや、制度自体の啓発が伸び悩んだことにより、目標値の約9割の結果となっています。</p>
事務事業の構成の妥当性	<p>施策の目的を達成するために構成した事務事業に問題点はないか？ [●「施策の方向性」ごとに記載すること]</p> <p>●事務事業である景観啓発事業については、施策を構成する一事務事業であり、施策の成果に直接的に貢献している事業であると判断しており、妥当です。</p>
役割分担の妥当性	<p>行政の取り組み以外で、目標達成に必要な実施主体及び事業等の記載及びその役割分担に問題はないか？</p> <p>●佐世保の景観資源は、歴史的、産業的、観光的な資源として、まちづくりに欠かせないものであり、守り育てていく活動は大変重要です。●景観づくりは行政だけで行う事業ではなく、民間活動も支援しながら、地域のまちづくりにも繋げていく必要があります。●このようなことから、景観に関する市民等への情報発信や意識の醸成を図る取り組みを市が行うことは妥当であると判断しています。</p>

◆改善提案◆

表面の「施策を構成する事務事業」の重点化欄で、重点化する事業として選択した理由	
-	
この施策の成果を達成するための、具体的な改善提案(改善内容、始期、終期等)	
今年度 今実施改	<p>●魅力ある景観の情報を市民等にタイムリーに提供できるように、インスタグラムを活用した啓発活動を実施します。●自家用の屋外広告物所有者への制度説明・指導に取り組みます。</p>
次年度 次実施改	<p>●景観講座の開催や様々な媒体を介した広報・周知を継続します。●R2の成果を踏まえて、引き続き、自家用の屋外広告物所有者への制度説明・指導に努めます。</p>
中期 (概ね3~5年) 実施可能な 改善策	<p>●長崎県が進めている広域景観形成事業や観光施策との連携などにより、効率的な啓発活動を実施します。</p>
改善により見込まれる効果、または住民への影響に対するフォロー	
<p>●市民等の景観に対する意識や関心の向上により、自然・歴史・街並み景観の保全が図られるとともに、将来に向けた良好な景観の創造が図られます。</p>	

令和 元 年度実施事業 令和 2 年度 施策 評価 シート (主要な施策の成果報告書)

担当部局		都市整備部		作成日 令和2年6月11日	
責任者(部局長名)		溝口 勝利			
施策コード	2-4-2				
施策名	景観形成の推進		施策の方向性	景観法等に基づく景観形成の推進	
基本目標	2 あふれる魅力を創出し体感できるまち			地域資源を活かした景観の創出	
政策	2-4 魅力ある景観づくり				
総合計画 後期基本計画	69	ページ			

主な達成目標(成果指標)	単位	現状値	対象年度(元年度)		達成度(%)
		22年度	目標値	実績値	
景観計画区域内における建築行為等届出適合率	%	100	100	100	100
-	-	-	-	-	-
-	-	-	-	-	-

(振り返り)実施した内容	●本市の景観づくり実現のため、景観法に基づく建築行為等の届出が景観計画に適合するよう取組みを継続しました。●針尾送信所地区の重点景観計画の素案を基に、地元への説明を行いました。●屋外広告物について、市内全域を条例の規制区域対象となるよう見直しを行いました。
現状と課題	●景観法に基づく景観計画や条例の運用により、市民や事業者等と協働で景観形成の取組みは確立されています。●ハウステンボス周辺における景観の保全を図るため、IR誘致と並行して、重点景観計画の策定が急務となっています。●まちなみ整備が一定完了した佐世保駅周辺地区など景観形成上重要な地区においても重点景観計画の検討が必要となっています。
今後の取組み (第7次総計記載内容)	●景観形成の推進 佐世保らしい美しく魅力ある景観づくりのため、景観計画や景観条例、屋外広告物条例の運用をととして、建築物や屋外広告物等の景観誘導を図ります。特に本市の景観上重要な地域については、その特性に応じた重点景観計画を策定し、地域住民との協働による景観資源の保全、活用を推進します。また、景観講座や景観賞等の啓発活動を継続し、景観に対する市民の意識醸成を図ることで、まちの魅力の発見、創造を促し、まちの活性化を図ります。

◆施策を構成する事務事業の評価◆

枝番号	事務事業名 (★=重点PJ事業、☆=主要事業)	指 標		元	単位	事務事業評価	成果の方向性	重点化
		事業費(人件費含む)(千円)		目標値(上段)				
		令和元年度予算額	令和元年度決算額	実績値(下段)				
01	☆ 景観形成推進事業	指標	建築物景観形成基準適合率	100	%	1	維持	○
		47,066	46,240	100				
02	#N/A #N/A	指標						
03	#N/A #N/A	指標						
04	#N/A #N/A	指標						
05	#N/A #N/A	指標						
06	#N/A #N/A	指標						
07	#N/A #N/A	指標						
08	#N/A #N/A	指標						
09	#N/A #N/A	指標						
10	#N/A #N/A	指標						
事業費の合計				47,066				46,240

- 1・・・計画どおり事業を進めることが適当
- 2・・・事業の進め方等に改善が必要
- 3・・・事業の再編、規模、内容、実施主体の見直しが必要
- 4・・・休・廃止の検討が必要

◆結果分析◆

評価の視点	左欄に掲げる評価の視点から、施策の意図を達成するにあたって、どのような問題点を読み取ることができるか。
成果指標の分析	<p>施策の意図に合ったものとなっているか？目標値の設定は適切か？実績値に問題はないか？</p> <p>●景観形成を推進するためには、市民や事業者等に景観法や本市の景観計画、景観条例を遵守してもらうことが必要不可欠です。●成果指標である建築行為等適合率は、施策の意図に適合しており達成率も100パーセントであることから問題ないと判断しています。</p>
事務事業の構成の妥当性	<p>施策の目的を達成するために構成した事務事業に問題点はないか？ [●「施策の方向性」ごとに記載すること]</p> <p>●事務事業である景観形成推進事業については、施策を構成する一事務事業であり、施策の成果に直接的に貢献している事業であると判断しており、妥当であります。</p>
役割分担の妥当性	<p>行政の取り組み以外で、目標達成に必要な実施主体及び事業等の記載及びその役割分担に問題はないか？</p> <p>●景観形成を推進するためには、市民や事業者等に景観法・屋外広告物法や本市の条例等を遵守してもらうことが必要不可欠です。●景観条例に基づく届出制度の中で市民や事業者等と協働で景観誘導を進めるとともに、屋外広告物条例に基づく許可、是正指導を行っており、これらの運用は行政が担うべきものであり、役割分担は妥当であると判断しています。</p>

◆改善提案◆

表面の「施策を構成する事務事業」の重点化欄で、重点化する事業として選択した理由	
<p>【景観形成推進事業】</p> <p>●本市の良好な景観を形成する上でも重要な事務であり、ハウステンボス周辺地区など重点景観計画の策定や、江迎地区の宿場町の風情を感じるまちづくりが急務となっていることから、重点化すべきと考えます。</p>	
この施策の成果を達成するための、具体的な改善提案(改善内容、始期、終期等)	
今年度実施改善策	●針尾送信所地区重点景観計画を策定します。●観光振興や地域経済の活性化を目的とするIR進出を想定し、ハウステンボス周辺における重点景観計画の素案作成を行います。
次年度実施改善策	●観光振興や地域経済の活性化を目的とするIR進出を想定し、ハウステンボス周辺における重点景観計画の素案を基に地元との合意形成を図ります。●江迎地区において、宿場町の風情を感じる街並み景観づくりの一環として、道路の美装化に着手します。
中期(概ね3～5年)に実施可能な改善策	●観光振興や地域経済の活性化を目的とするIR進出を想定し、ハウステンボス周辺における重点景観計画を策定します。●江迎地区において、宿場町の風情を感じる街並み景観づくりの一環として、道路の美装化を行います。●佐世保駅周辺地区など特に本市の景観上重要な地域については、良好な景観を保全するため重点景観計画の策定を行います。
改善により見込まれる効果、または住民への影響に対するフォロー	
●重点景観計画の策定により、景観形成上重要な地区の良好な景観が保全されます。●屋外広告物業務の適正な運用により、良好な景観が保全されます。	

令和 元 年度実施事業 令和 2 年度政策評価シート

作成日
令和2年6月19日

政策コード	3-1	担当部局	保健福祉部	責任者 (部局長名)	野村 成人
-------	-----	------	-------	---------------	-------

1. 政策体系

基本目標	3. 健康で安心して暮らせる福祉のまち
政策	3-1. 健康を支える環境づくり

2. めざす姿

健康づくりに対する意識が高まり、自ら進んで健康づくりに取り組む人が増加しています。その結果、糖尿病をはじめとする生活習慣病などが減少し、健康で充実した生活をおくっています。

3. 後期基本計画掲載の主な達成目標と実績

NO	成果指標名	現状値	実績値の推移					総合評価
			H22	H25	H27	H29	R1	
1	健康だと思ふ市民の割合【%】	72	70.6	67.9	69.7	-	81.2	
2								

※R1年度は市民意識アンケート調査なし

※総合評価：施策達成率の平均

4. 振り返り～活動の評価～ ※成果がうまくいった部分、いかなかった部分など

H27決算	H29決算	R1決算
各計画に基づき、運動の普及、歯・口腔の健康及び食生活の改善などを推進し、市民の健康づくりを支援しました。 がん検診の受診機会確保の取り組みとして、「日曜健診」や「日曜乳がん検診」、地域における「集団検診」、「特定健診との同時実施」などを行ない、受診率は向上しました。	民間事業者等と連携して「健康寿命延伸プロジェクト」に取り組み、食・運動・測定(健診)の各分野において、情報提供等を行い、市民の主体的な健康づくりを推進しました。 土日の総合がん検診実施や乳がん・子宮がん検診の一部対象者への無料クーポン券交付、未受診者への個別受診勧奨等により、疾病予防、早期発見、重症化予防を図りました。	各計画に基づき、若年層への成人歯科検診、関係団体との連携による食育の推進を図るとともに、健康寿命延伸プロジェクトでは健康サポートアプリを導入し、健康ポイント事業を実施するなど、市民の健康づくりを支援しました。 また、乳がん、子宮がん検診の無料クーポン券の交付や休日の総合がん検診の実施など、がん検診の受診率向上に取り組みました。

5. 政策の現状と課題～後期基本計画から変化した部分～

H27決算	H29決算	R1決算
市民一人ひとりの主体的な健康づくりを促し、地域や職場など社会全体で支援する環境づくりが必要です。 市民の死亡原因第1位である悪性新生物(がん)の早期発見、重症化予防を実現するため、がん検診の受診率向上を図る必要があります。 また、検診の重要性に関する知識の普及啓発に努めるとともに、受診しやすい環境づくりが必要です。	市民一人ひとりの主体的な健康づくりを促し、地域や職場など社会全体で支援する環境づくりが必要です。 市民の死亡原因第1位である悪性新生物(がん)の早期発見、重症化予防を実現するためには、がん検診の受診率向上を図る必要があります。 より効果的な対策が必要です。	市民の主体的な健康づくりを推進するため、民間との連携による情報発信や機会の提供を充実させる必要があります。 市民の死亡原因第1位である悪性新生物(がん)の早期発見、重症化予防を実現するため、がん検診の受診率向上を図る必要があります。 また、検診の重要性を啓発するとともに、受診しやすい環境づくりが必要です。

6. 今後の取組み～特筆すべき部分

H27決算	H29決算	R1決算
1. 計画通り 市民一人ひとりが生活習慣の改善を目指し、意識や行動の変化につながるような効果的な情報提供を実施します。 がん検診の重要性について普及啓発を図るとともに、受診機会の確保・拡大に向けた取り組みを行います。 職域保健関係者及び医療関係団体との連携により、意見や情報を交換できるネットワークを構築し市民の健康づくりを支援していきます。	1. 計画通り 民間事業者等と連携して、健康寿命延伸プロジェクトを推進し、健康経営の普及や食・運動・測定(健診)の各分野での取り組みの拡充、健康ポイントの枠組み確立等を図り、市民の主体的な健康づくりを推進します。 がん検診の重要性について普及啓発を図るとともに、職域保健関係者や医療関係団体等と連携して、がん検診を受診しやすい環境づくりに取り組めます。	1. 計画通り 市民一人ひとりが主体的に健康づくりに取り組み、健康寿命を延伸することを目指し、官民連携による各分野での情報発信や各種機会を充実させます。 がん検診の重要性について正しい知識等を普及啓発するとともに、未受診者への受診勧奨等を行い、受診率の向上を図り、がんの早期発見と重症化予防に取り組めます。

7. 政策を構成する施策

枝番号	施策名	事業費(人件費含む)	事業費(人件費含む)	事業費(人件費含む)
		H27年度	H29年度	R1年度
3-1-1	健康づくりの理解・実践の促進	110,185	120,596	124,734
3-1-2	健康管理の支援	562,659	537,121	544,468
事業費合計		672,844	657,717	669,202

令和 元 年度実施事業 令和 2 年度 施策 評価 シート (主要な施策の成果報告書)

担当部局		保健福祉部		作成日 令和2年6月19日	
責任者(部局長名)		野村 成人			
施策コード	3-1-1				
施策名	健康づくりの理解・実践の促進		施策の方向性	健康づくりの理解促進・意識啓発	
基本目標	3 健康で安心して暮らせる福祉のまち			地域での自主的な健康づくりへの支援	
政策	3-1 健康を支える環境づくり			食育による健康づくりの推進	
総合計画後期基本計画	73	ページ		歯科保健の推進	
				-	

主な達成目標(成果指標)	単位	現状値		対象年度(元年度)		達成度(%)
		22年度	目標値	実績値		
健康づくりに取り組む市民の割合	%	65.2	75	60.5		80.7
「食生活改善推進委員」と「運動普及推進委員」の人数	人	549	550	434		78.9
-	-	-	-	-		-

(振り返り) 実施した内容	●歯科保健については、若年層への成人歯科健診の周知拡大を図りました。●けんこうシップさせぼ21については、「第2次けんこうシップさせぼ21」の中間見直し計画に基づいた事業を推進するとともに、「健康寿命延伸プロジェクト」については、健康サポートアプリを導入し、健康ポイント事業を実施しました。●食育については、「第3次佐世保市食育推進計画」に基づき、関係団体等と連携を図りながら食育の推進を図りました。●改正健康増進法に基づいて受動喫煙対策に取り組みました。●鹿町温泉については、指定管理者と連携して安全で快適な空間の提供を図りました。
現状と課題	●成人歯科健診については、受診者数が減少傾向にあり、特に若年層に対する健診内容や周知方法等の改善が課題です。●健康寿命延伸プロジェクトについては、活動の充実、推進協議会会員の増強及び行政と民間との役割整理が課題です。●市民に「食」と「運動」の普及啓発を実施する食生活改善推進員と運動普及推進員が年々減少傾向であり、会員の構成も高齢化が進んでいることから、PRの充実や新たに活躍できる場の創出など魅力づくりが課題です。●鹿町温泉については、利用者数が減少傾向にあるため、利用者増への取り組みが課題です。
今後の取組み (第7次総計記載内容)	●官民連携による健康づくりの推進 関係機関や民間事業者等と協力・連携して、食・運動・測定などの各分野で健康づくりに関する情報発信や各種機会を充実させるとともに、健康づくりに取り組むきっかけとして「健康ポイント」を導入するなど、市民の主体的な健康づくりを推進します。

◆施策を構成する事務事業の評価◆

枝番号	事務事業名 (★=重点PJ事業、☆=主要事業)	指 標		令和元年度	単位	事務事業評価	令和3年度	
		事業費(人件費含む)(千円)		目標値(上段)			成果の方向性	重点化
		令和元年度予算額	令和元年度決算額	実績値(下段)				
01	☆ 歯科保健推進事業	指標	40歳で喪失歯がない市民の割合	78	%	1	維持	-
			23,901 23,244	75.6				
02	給食施設指導・栄養調査事業	指標	調理従事者等研修会に参加した施設の割合	80	%	1	維持	-
			13,968 13,447	82.0				
03	献血、骨髄・臓器移植啓発事業	指標	献血者数	16,600	人	1	維持	-
			2,839 2,832	15,990				
04	☆ 食育推進事業	指標	目標値設定項目達成数(食育推進計画の目標値を達成した事業数の割合)	100	%	1	維持	-
			20,950 20,864	80.0				
05	☆ けんこうシップさせぼ21計画推進事業	指標	目標値設定項目達成数(けんこうシップ21計画の目標値を達成した事業数の割合)	100	%	2	維持	-
			29,355 27,896	79.7				
06	鹿町温泉施設管理運営事業	指標	佐世保市鹿町温泉施設利用者数	78,000	人	2	維持	-
			36,632 36,451	60,418				
07	#N/A #N/A	指標						
08	#N/A #N/A	指標						
09	#N/A #N/A	指標						
10	#N/A #N/A	指標						
事業費の合計				127,645 124,734				

1・・・計画どおり事業を進めることが適当
 2・・・事業の進め方等に改善が必要
 3・・・事業の再編、規模、内容、実施主体の見直しが必要
 4・・・休・廃止の検討が必要

◆結果分析◆

評価の視点	左欄に掲げる評価の視点から、施策の意図を達成するにあたって、どのような問題点を読み取ることができるか。
成果指標の分析	<p>施策の意図に合ったものとなっているか？目標値の設定は適切か？実績値に問題はないか？</p> <p>●元年度の食生活改善推進員と運動普及推進員の人数は、目標の550人に対し、434人と下回っており、高齢による体力低下が原因で脱退する会員が増えています。今後は、広報の充実や研修会等を工夫するなど、会員の維持・増員に努めていきます。</p>
事務事業の構成の妥当性	<p>施策の目的を達成するために構成した事務事業に問題点はないか？ [●「施策の方向性」ごとに記載すること]</p> <p>●歯科保健の推進については、歯科保健推進事業で歯科健診やフッ化物洗口を実施することにより、市民の歯・口腔の健康づくりに寄与しています。●けんこうシップさせぼ21に基づき、運動や休養などに関する正しい知識を普及させるとともに、働き盛り世代を中心に民間事業者等と連携して健康経営等を普及させることで、健康づくりへの理解を高め、実践を促しています。●地域での自主的な健康づくりへの支援については、食生活改善事業により、食生活改善推進員の協力で各地域での料理教室を開催し、栄養改善等の指導を行うことで、生活習慣病の予防に寄与しています●食育による健康づくりの推進については、食育推進事業において研修会を開催し、食育実践者の知識向上に努めるなど、食育の啓発、実践に寄与しています。●鹿町温泉施設は、市民にやすらぎの場を提供することで、健康意識の向上に寄与しています。</p>
役割分担の妥当性	<p>行政の取組み以外で、目標達成に必要な実施主体及び事業等の記載及びその役割分担に問題はないか？</p> <p>●歯科保健については、歯科医師会が市と連携して歯科健診やフッ化物洗口を専門的見地から推進しており、イベント等においても歯・口腔に関する相談等を実施しています。●食生活改善推進員の構成団体である食生活改善推進協議会や運動普及推進員の構成団体である運動普及推進協議会についても、各地域において、それぞれの分野で健康づくりに取り組んでいます。●健康寿命延伸プロジェクトについては、佐世保市健康寿命延伸推進協議会を主体として、平成29年度から具体的な事業を展開しています。また、将来的には自立した組織を目指します。</p>

◆改善提案◆

表面の「施策を構成する事務事業」の重点化欄で、重点化する事業として選択した理由	
-	
この施策の成果を達成するための、具体的な改善提案(改善内容、始期、終期等)	
今 改 年 施 善 す 策	●「第2次けんこうシップさせぼ21」及び「佐世保市歯・口腔の健康づくり推進計画」は、中間見直しに基づき事業を実施します。●成人歯科健診について、若年層を中心に働きかけを行い周知を図ります。●民間と連携して取り組む健康づくり施策である「健康寿命延伸プロジェクト」においては、行政と民間の役割を整理し、事業の実施主体である推進協議会の事務局機能や財源等について整理します。●「第3次佐世保市食育推進計画」に基づき、更なる食育推進に向けた事業を展開するとともに、同計画の最終評価分析及び次期計画策定の基礎資料とするためのアンケート調査を実施します。●改正健康増進法に基づき、受動喫煙対策に取り組んでいきます。
次 改 年 施 善 す 策	●「けんこうシップさせぼ21」及び「佐世保市歯・口腔の健康づくり推進計画」の最終評価及び次期計画策定に向けて、アンケート調査を実施します。●成人歯科健診について、引き続き、若年層への働きかけを行い周知を図ります。●「健康寿命延伸プロジェクト」については、協議会会員のさらなる獲得を図るとともに、食・運動・測定(健診)の各分野での取り組みを拡充させます。●「第3次佐世保市食育推進計画」に基づき、関係団体や庁内関係各課との連携を深めながら、更なる食育の推進に向けた事業を展開するとともに、次期計画を策定します。●引き続き、改正健康増進法に基づき、受動喫煙対策に取り組んでいきます。
中 改 期 施 善 す 策 (概ね3~5年)	●成人歯科健診については、受診者数の増加を目指した検討を行い、定期的な歯科健診受診を推進します。●健康寿命延伸プロジェクトにおいては、民間主体による市民の自発的な健康づくりを推進するとともに、事業主体となる推進協議会の強化に努めます。●改正健康増進法に基づき、受動喫煙対策に取り組んでいきます。●食生活改善推進員や運動普及推進員は、広報の充実等を図るとともに、現在加入している会員が退会せず活動できるよう、地域の実情に応じたきめ細かい活動を実践します。●鹿町温泉については、併設する活性化施設を含めたところで、運営管理方法を検討します。
改善により見込まれる効果、または住民への影響に対するフォロー	
●市民の健康づくりへの関心を高めるとともに、生活習慣病の予防や食育の推進に繋がっていくと思われます。●健康寿命延伸プロジェクトの事業展開により、市民の健康意識が高まることによって、自発的な健康づくりが実践され、市民全体の健康寿命延伸を図ります。	

令和 元 年度実施事業 令和 2 年度 施策 評価 シート (主要な施策の成果報告書)

担当部局		保健福祉部		作成日 令和2年6月19日	
責任者(部局長名)		野村 成人			
施策コード	3-1-2				
施策名	健康管理の支援		施策の方向性	健康に関する相談・教育体制の充実	
基本目標	3 健康で安心して暮らせる福祉のまち			がん検診の充実	
政策	3-1 健康を支える環境づくり				
総合計画 後期基本計画	74	ページ			

主な達成目標(成果指標)	単位	現状値	対象年度(元年度)		達成度(%)
			22年度	目標値	
がん検診受診率(5種類(胃・肺・大腸・子宮・乳)平均)	%	19.2	14.5	12.2	84.1
がん検診精密検査受診率(5種類(胃・肺・大腸・子宮・乳)平均)	%	88.3	90	86.4	96.0
-	-	-	-	-	-

(振り返り)実施した内容	●市民の死亡原因第1位である悪性新生物(がん)の早期発見、重症化予防のため、がん検診を市内外の118医療機関に委託し、市内13地域、離島3地域での集団検診、保健所内で15回、保健所外で40回特定健診と肺がん検診との同時実施を行いました。●また対象年齢の一部に対しての乳がん、子宮がん検診の無料クーポン券の交付、土日の総合がん検診実施など市民の疾病予防、早期発見、重症化予防を図りました。●また、乳がんクーポン未利用者に対しての文書による再勧奨を行いました。●また、一部年齢の未受診者に対して、個別に受診勧奨通知を行いました。
現状と課題	●市民の死亡原因第1位である悪性新生物(がん)の早期発見、重症化予防のため、医療機関委託、集団検診、所内検診等により6部位のがん検診を実施しています。●無料クーポン(乳がん・子宮がん)事業を実施、また、特定健診との合同検診、土日の総合がん検診など受診環境の整備を進めていますが、受診率の目標は達成できていない状況です。●今後も受診勧奨などに努めます。●がん検診の対象や実施方法等を国の指針に合わせるなど改善を検討する必要があります。●若年者への胃がんリスク検診導入について各学会の動向を注視し、導入を継続的に検討します。
今後の取組み (第7次総計記載内容)	●がん検診の充実 がん検診の重要性など正しい知識等を普及・啓発するとともに、未受診者への受診勧奨等を行い、受診率向上を図り、がんの早期発見に努めます。

◆施策を構成する事務事業の評価◆

枝番号	事務事業名 (★=重点PJ事業、☆=主要事業)	指 標		令和元年度	単位	事務事業評価	令和3年度	
		事業費(人件費含む)(千円)		目標値(上段)			成果の方向性	重点化
		令和元年度予算額	令和元年度決算額	実績値(下段)				
01	☆ 健康増進事業	指標	がん検診受診率(5種類(胃・肺・大腸・子宮・乳)加重平均)	14.5	%	2	維持	-
		543,674	539,616	12.2				
02	健康運動支援事業	指標	事業参加者のうち、健康レベルを維持・改善した方の割合	92	%	1	維持	-
		4,865	4,852	91.1				
03	#N/A #N/A	指標						
04	#N/A #N/A	指標						
05	#N/A #N/A	指標						
06	#N/A #N/A	指標						
07	#N/A #N/A	指標						
08	#N/A #N/A	指標						
09	#N/A #N/A	指標						
10	#N/A #N/A	指標						
事業費の合計				548,539				544,468

- 1・・・計画どおり事業を進めることが適当
- 2・・・事業の進め方等に改善が必要
- 3・・・事業の再編、規模、内容、実施主体の見直しが必要
- 4・・・休・廃止の検討が必要

◆結果分析◆

評価の視点	左欄に掲げる評価の視点から、施策の意図を達成するにあたって、どのような問題点を読み取ることができるか。
成果指標の分析	<p>施策の意図に合ったものとなっているか？目標値の設定は適切か？実績値に問題はないか？</p> <p>●2つの成果指標とも目標値を下回り、達成することができていない状況です。●未受診者への受診勧奨の徹底や受診しやすい環境づくりが必要であると思われます。</p>
事務事業の構成の妥当性	<p>施策の目的を達成するために構成した事務事業に問題点はないか？ [●「施策の方向性」ごとに記載すること]</p> <p>●健康に関する相談・教育体制の充実に関しては、市内4か所の老人福祉センターにおいて月1回の健康相談を実施するなど住民ニーズに寄与していることから構成は妥当と思われます。●がん検診の充実については、委託、集団検診を実施し、また働く世代のために特定健診との同日実施、土日の総合がん検診など受診しやすい環境を整備していることから構成は妥当と思われます。</p>
役割分担の妥当性	<p>行政の取組み以外で、目標達成に必要な実施主体及び事業等の記載及びその役割分担に問題はないか？</p> <p>●医師会は専門的見地から、市との連携のもと、市民の健康管理の支援として、がんの早期発見等についての啓発を実施されており、また、医師の技術向上を目的に、また後継者育成の観点からレントゲン画像等の読影会等も実施されています。</p>

◆改善提案◆

表面の「施策を構成する事務事業」の重点化欄で、重点化する事業として選択した理由	
-	
この施策の成果を達成するための、具体的な改善提案(改善内容、始期、終期等)	
今年度実施する策	●今年度もがん検診無料クーポンを一部の対象者(乳がん40歳、子宮がん20歳)に交付し、一部の対象者への個別の受診勧奨を実施します。●がん検診の特定健診との同時実施を継続し、また、土日の総合がん検診や託児付きの女性がん検診を実施するなど受診しやすい環境づくりに取り組みます。●がん検診のあり方については、国の基準等を踏まえ、検討します。
次年度実施する策	●市と健康保険組合、商工業者とのネットワークである地域・職域連携推進連絡会を開催し、職域との連携拡大を図り、共同保健事業について意見交換を行うなど、市民のがん検診受診率向上の方策などを検討します。●個別の受診勧奨については対象者の選別や勧奨方法など工夫して実施します。●がん検診のあり方については、国の基準等を踏まえ、方向性を検討します。
中期的(概ね3～5年)に実施可能な改善策	●市と健康保険組合、商工業者との連携強化を図り、がん検診の受診率向上や生活習慣病予防に取り組みます。●また、効果的ながん検診の実施に努めるため、市中心部、各地域における総合がん検診の拡大を検討します。●個別の受診勧奨については対象者の選別や勧奨方法など工夫して実施しがん検診の受診率向上に努めます●がん検診のあり方については、国の基準等を踏まえ、できる部分から改善を図ります。
改善により見込まれる効果、または住民への影響に対するフォロー	
●市民の死亡原因第1位であるがんに対する予防策である生活習慣の改善(一次予防)、検診による疾病の早期発見、発症予防、重症化予防(二次予防)に導くことができます。●また、市民が生活習慣病予防を理解し生活習慣の改善を自らが選択し、行動変容に繋がっていきます。	

令和 元 年度実施事業 令和 2 年度政策評価シート

作成日
令和2年6月9日

政策コード	3-2	担当部局	保健福祉部	責任者 (部局長名)	野村 成人
-------	-----	------	-------	---------------	-------

1. 政策体系

基本目標	3. 健康で安心して暮らせる福祉のまち
政策	3-2. 地域医療の体制づくり

2. めざす姿

地域において、市民に安心して適切な医療サービスを提供するための医療体制が確立されています。

3. 後期基本計画掲載の主な達成目標と実績

NO	成果指標名	現状値	実績値の推移				総合評価
			H22	H25	H27	H29	
1	医療の取組みに対する市民満足度【%】	32.9	28.0	27.5	33.3	-	53.1
2							

※R1年度は市民意識アンケート調査なし

※総合評価: 施策達成率の平均

4. 振り返り～活動の評価～ ※成果がうまくいった部分、いかなかった部分など

H27決算	H29決算	R1決算
救急医療体制の再構築、地域完結型医療への転換、市民と医療機関との信頼関係構築及び医療の安全性向上については関係機関との連携協議により一定の前進が図られたと思います。今後もさらなる充実に向けて連携協議を継続します。また、在宅医療の推進とともに、医師や看護師等が地域に定着するような取り組みの強化にも努めます。	地域医療構想の推進において、県及び関係機関との協議を重ね、広域的な救急医療体制の構築について、一定の前進が図られたと思います。また、在宅医療の推進とともに、医師確保対策にも取り組みました。更には、関係法令に基づいた医療施設等の監視業務や医療相談に適正に対応し、市民と医療機関との信頼関係構築及び医療の安全性向上に努めました。	地域医療構想の推進、医師確保計画・外来医療計画の策定を通じて、本地域(医療圏)の医療体制へどのような影響を与えるか調査・分析が行われ、同医療圏内の医師会・自治体と共有することができましたが、本市域内における需給予測・分析には至らず、市としての課題整理と施策の方向性を見定める必要があります。

5. 政策の現状と課題～後期基本計画から変化した部分～

H27決算	H29決算	R1決算
実施骨子及び救急応需システムにより、搬送困難事例の減少や搬送時間の短縮等一定の効果を得る事が出来ました。平成28年度以降の体制について、引き続き、医師会・輪番病院・消防等と協議を行なって救急医療体制の充実を図ります。また、地方独立行政法人化した「佐世保市総合医療センター」と引き続き連携し地域医療の体制づくりに取り組みます。	救急医療体制を円滑に運用するため、搬送ルールの策定や、応需システムを活用した救急搬送を行い、搬送困難事例(病院決定までに救急隊が4回以上問い合わせた件数)の減少を目指していますが、近年の救急搬送者数の増加や、地域性を考慮した搬送ルールの改定(問い合わせ医療機関の追加)等を行った結果、問い合わせ4回以上の件数が増加傾向にあります。	救急医療体制を適正に運用するため、搬送ルールの策定や、応需システムを活用した救急搬送を行い、搬送困難事例の減少を目指していますが、近年の救急病院における受入体制の弱体化等により、問い合わせ4回以上の件数が増加しています。これまで同様の体制を維持することは困難な状況に直面しつつあり、行政支援の見直し・検討が必要となっております。

6. 今後の取組み～特筆すべき部分

H27決算	H29決算	R1決算
1. 計画通り 引き続き、関係団体・関係自治体と協議を重ね、医療機関相互の機能分担や医療連携体制を再構築し、市民と医療機関との信頼関係構築及び医療の安全性向上を図ります。	1. 計画通り 引き続き、関係団体・関係自治体と協議を重ね、医療機関相互の機能分担や医療連携体制を再構築し、市民と医療機関との信頼関係構築及び医療の安全性向上を図ります。	2. 進め方の改善 本市の医療政策の方向性を示す行動計画を策定し、本市の地域医療体制の維持に向けた医療人材の確保について、県や医師会・医療機関等と協議を行い、新たな方策を早急に調整する必要があります。

7. 政策を構成する施策

枝番号	施策名	事業費(人件費含む)	事業費(人件費含む)	事業費(人件費含む)
		H27年度	H29年度	R1年度
3-2-1	医療提供体制の充実	1,575,517	3,573,203	2,390,302
3-2-2	医療の質の確保	44,822	37,364	36,997
事業費合計		1,620,339	3,610,567	2,427,299

令和 元 年度実施事業 **令和 2 年度 施 策 評 価 シ ー ト** (主 要 な 施 策 の 成 果 報 告 書)

担当部局 保健福祉部 作成日 令和2年6月9日
 責任者(部局長名) 野村 成人

施策コード	3-2-1
施策名	医療提供体制の充実
総的位置づけ	基本目標 3 健康で安心して暮らせる福祉のまち
政策	3-2 地域医療の体制づくり
総合計画後期基本計画	76 ページ

施策の方向性	救急医療体制の充実
	市立総合病院の充実
	北松中央病院の医療機能の維持
	医療従事者の確保と資質の向上

主な達成目標(成果指標)	単位	現状値	対象年度(元年度)		達成度(%)
		22年度	目標値	実績値	
救急搬送における受入病院決定までの問合せ回数が4回以上の件数	件	263	220	421	8.6
-	-	-	-	-	-
-	-	-	-	-	-

(振り返り) 実施した内容	<ul style="list-style-type: none"> ●初期救急は急病診療所、二次救急は市内の救急告示病院(小児は佐世保市総合医療センターのみ)による輪番制及び北松中央病院、三次救急は佐世保市総合医療センター救命救急センターが、休日や夜間の救急患者等に対応できるよう体制を確保しました。 ●急性期から回復期、慢性期、在宅医療まで切れ目のない医療提供体制の構築に向け、特に在宅医療・介護連携の取組みを進めています。 ●大学医学部に寄附講座を設置し、市内病院への派遣により小児科医・内科医を確保するとともに、医師会との連携により、本市での開業や勤務を希望される先生との面談や医学部生との交流会等を行う等、医師の確保に取り組みました。
現状と課題	<ul style="list-style-type: none"> ●初期救急を担う急病診療所において、医師をはじめ看護師や医療事務など従事者不足の懸念が高まっています。 ●「救急医療体制に関する実施骨子」の運用や応需システムの活用により適切な救急搬送に努めていますが、救急搬送人員全体の増加が続いており、これに比例して搬送困難事例も増加傾向にあります。 ●佐世保市及び佐世保県北医療圏内において、地域間または診療科目による医師の偏在や不足が見込まれており、将来にわたって安定的な医療体制の維持確保が困難となる恐れがあります。 ●新型コロナウイルス感染症の感染拡大に伴い、対応できる地域医療体制の確保が求められます。
今後の取組み (第7次総計記載内容)	<ul style="list-style-type: none"> ●適切な救急医療体制の維持 地域の医療機関とともに、初期、二次、三次救急医療体制の機能分担を推進し、適切な救急医療体制を維持します。 ●良質で適切な医療・介護の提供 医療・介護サービスの需要の増大・多様化に対応していくため、医療・介護等の各関係団体等との連携により、患者・利用者等の効率的かつ正確な情報共有の確立に向けて、ICTの活用も視野に入れた検討を行い、患者・利用者等の状況に応じた、良質で適切な医療・介護サービスを、効果的に提供する体制を構築します。 ●地域医療を守るための取組 地域医療体制を維持するためには医師や看護師をはじめとした医療人材の偏在・不足の解消が不可欠であることから、県との役割の明確化と連携強化により人材の確保を図るとともに医療機能の効率化により、医療サービスの維持に向けた取組みを進めます。 また、医療を受ける住民が、地域医療へ関心を持ち、地域医療を支える協力者として状況に応じた選択を行っていただけるよう、医師会等と協力し、「救急車の利用」や「救急医療機関の受診」などについて「適切な医療のかかり方」の普及啓発に努めます。

◆施策を構成する事務事業の評価◆

枝番号	事務事業名 (★=重点PJ事業、☆=主要事業)	指 標		令和元年度	単位	事務事業評価	成果の方向性	重点化
		事業費(人件費含む)(千円)		目標値(上段)				
		令和元年度予算額	令和元年度決算額	実績値(下段)				
01	☆ 急病診療所運営事業	指標	市立急病診療所における受診患者数	15,000	人	1	維持	-
			172,854 160,321	14,756				
02	★★ 医療政策推進事業	指標	救急搬送における受入病院決定までの問合せ回数が4回以上の件数	220	件	2	維持	○
			222,654 186,457	421				
03	看護専門学校運営事業	指標	看護師国家試験の合格率	100	%	1	維持	-
			195,199 191,009	100.0				
04	地方独立行政法人病院運営事業	指標	地方独立行政法人病院に対する年度業務実績評価結果	100	%	1	維持	-
			1,908,866 1,852,515	96.0				
05	#N/A #N/A	指標						
06	#N/A #N/A	指標						
07	#N/A #N/A	指標						
08	#N/A #N/A	指標						
09	#N/A #N/A	指標						
10	#N/A #N/A	指標						
事業費の合計			2,499,573 2,390,302					

- 1・・・計画どおり事業を進めることが適当
- 2・・・事業の進め方等に改善が必要
- 3・・・事業の再編、規模、内容、実施主体の見直しが必要
- 4・・・休・廃止の検討が必要

◆結果分析◆

評価の視点	左欄に掲げる評価の視点から、施策の意図を達成するにあたって、どのような問題点を読み取ることができるか。
成果指標の分析	<p>施策の意図に合ったものとなっているか？目標値の設定は適切か？実績値に問題はないか？</p> <p>●H31年の救急搬送問い合わせ総件数は14,458件であり、H30年の14,710件と比較すると252件の減少となりました。●しかしながら成果指標である“問い合わせ4回以上の件数(搬送困難件数)”は、H30年の413件からH31年は421件と8件増加しており、この原因については、地域の救急病院の医師の高齢化やマンパワー不足等による受入体制の弱体化が挙げられ、これまで同様の救急医療体制を維持することは困難な状況に直面しつつあり、行政支援の見直しが必要となっています。</p>
事務事業の構成の妥当性	<p>施策の目的を達成するために構成した事務事業に問題点はないか？【●「施策の方向性」ごとに記載すること】</p> <p>●施策を構成する事務事業は、急病診療所運営事業、医療政策推進事業、地方独立行政法人病院運営事業、看護専門学校運営事業であり、初期から三次救急、在宅医療に至るまでの医療提供体制の構築のために必要な事業であり、その構成は妥当と考えます。</p>
役割分担の妥当性	<p>行政の取組み以外で、目標達成に必要な実施主体及び事業等の記載及びその役割分担に問題はないか？</p> <p>●行政以外の取り組みの実施主体としては、市立急病診療所、佐世保市総合医療センター及び北松中央病院を除く医療機関が該当します。●現在、医療提供体制の充実に関する各種事務事業を、市内の医療機関の統括的役割を担っている佐世保市医師会と連携して行っており、このことから、実施主体及び役割分担は妥当と考えます。</p>

◆改善提案◆

表面の「施策を構成する事務事業」の重点化欄で、重点化する事業として選択した理由	
<p>【医療政策推進事業】</p> <p>●市民が地域において安心して生活できるまちづくりに向けて、状況に応じた医療を受けられる医療体制の確保は欠かすことのできない住環境の一つです。したがって、今後も将来にわたって急性期から回復期、慢性期、在宅医療へと切れ目のない地域医療体制を安定的かつ継続的に確保することが極めて重要であると考えています。</p>	
この施策の成果を達成するための、具体的な改善提案(改善内容、始期、終期等)	
今年度実施策	●医療政策における本市の行動計画の策定を進め、計画に基づいた地域医療体制の維持・確保に向けた取組みの強化に繋がっていきます。●新型コロナウイルス感染拡大に伴い、入院医療体制や救急医療体制の構築に向け、県や医師会、各医療機関との連携協議を行っています。●急病診療所の適切な運営により初期救急医療の役割を果たすとともに、4基幹病院を中心とした救急告示病院との連携により二次救急医療の体制が継続して確保できるよう、行政支援の見直しも視野に関係機関との協議検討を進めます。●「佐世保市在宅医療・介護連携サポートセンター」(佐世保市医師会内設置:H30.4～)の役割を整理し、連携強化が図られるよう介護関係者への周知に努めます。
次年度実施策	●医療政策における本市の行動計画の策定を進め、計画に基づいた地域医療体制の維持・確保に向けた取組みの強化に繋がっていきます。●「急病診療所あり方検討委員会」の答申に基づき、必要に応じた改善に努め、できるだけ早期の課題解消に取り組めます。●医師不足による輪番病院の減少に伴う二次救急医療体制の再構築を視野に関係機関との連携強化と体制維持に向けた検討を継続的に進めます。●「佐世保市在宅医療・介護連携サポートセンター」(佐世保市医師会内設置:H30.4～)の役割を整理し取組みの強化に繋がります。●西九州させぼ広域都市圏形成等を活用して、広域的な医療提供のあり方などについて構成市町等との協働により取り組んでまいります。
中期的(概ね3～5年)に実施可能な改善策	●休日・夜間における救急医療体制を継続的に確保します。●医師をはじめ医療従事者不足の懸念が見込まれる中、さらなる人材の確保に向けて取組みの強化を検討します。●在宅医療・介護連携の充実に向けて取組みの充実を図ります。●西九州させぼ広域都市圏を構成する市町とともに、広域的な課題分析のうえ解決に向けた取組みを進めます。●感染症対策に適應した急病診療所の環境改善に向けて移転などの検討を進めます。
改善により見込まれる効果、または住民への影響に対するフォロー	
●市民が地域において、いつでも安心して適切な医療を受けることができます。	

令和 元 年度実施事業 令和 2 年度 施 策 評 価 シ ー ト (主 要 な 施 策 の 成 果 報 告 書)

担当部局 保健福祉部 作成日 令和2年6月9日
 責任者(部局長名) 野村 成人

施策コード	3-2-2	施策名	医療の質の確保	施策の方向性	地域の医療連携体制の構築 医療の安全確保と医療サービスの向上
総的位置づけ	基本目標 3	健康で安心して暮らせる福祉のまち	政策 3-2	地域医療の体制づくり	
総合計画後期基本計画	77	ページ			

主な達成目標(成果指標)	単位	現状値	対象年度(元年度)		達成度(%)
		22年度	目標値	実績値	
医療施設等の立ち入り検査における検査項目の適合率	%	94.6	100	97.5	97.5
-	-	-	-	-	-
-	-	-	-	-	-

(振り返り)実施した内容	●各種会議を開催し地域医療体制の課題について検討することにより、次年度の取り組みの方向性を確認することができました。●また、医師、薬剤師、保健師、診療放射線技師等の医療関係専門職員等による立入調査を行い、法令違反等について指導を行いました。●さらに、患者・家族等の医療相談窓口として、医療安全支援センターを保健所内に設置し、佐世保市保健福祉審議会及び医療安全推進研修会において事業内容の周知を図りました。
現状と課題	●医療及び薬事監視において、関係法令の遵守の徹底を図るよう取り組んでいますが、100%の達成ができない状況にあります。
今後の取り組み (第7次総計記載内容)	●適正な医療提供体制の確保 医療施設等に対し定期的に立ち入り検査を実施し、関係法令の遵守及び適切な管理状況の確認、必要に応じた改善指導等を行うことで、適正な医療提供体制の確保に努めます。 また、患者やその家族が安心して医療を受けることができるよう、医療安全支援センターにおいて医療相談に対応します。

◆施策を構成する事務事業の評価◆

枝番号	事務事業名 (★=重点PJ事業、☆=主要事業)	指 標		令和元年度	単位	事務事業評価	成果の方向性	重点化
		事業費(人件費含む)(千円)		目標値(上段)				
		令和元年度予算額	令和元年度決算額	実績値(下段)				
01	☆ 保健医療推進事業	指標	協議会で一定の方向性を示された議題数の割合	100	%	1	維持	-
		2,449	2,394	100.0				
02	医療安全支援センター運営事業	指標	-	-	-	1	維持	-
		4,581	4,567	-				
03	医事・薬事監視事業	指標	医療施設等の立入検査における検査項目の適合率	100	%	1	維持	-
		30,304	30,036	97.5				
04	#N/A #N/A	指標						
05	#N/A #N/A	指標						
06	#N/A #N/A	指標						
07	#N/A #N/A	指標						
08	#N/A #N/A	指標						
09	#N/A #N/A	指標						
10	#N/A #N/A	指標						
事業費の合計				37,334				36,997

- 1・・・計画どおり事業を進めることが適当
- 2・・・事業の進め方等に改善が必要
- 3・・・事業の再編、規模、内容、実施主体の見直しが必要
- 4・・・休・廃止の検討が必要

◆結果分析◆

評価の視点	左欄に掲げる評価の視点から、施策の意図を達成するにあたって、どのような問題点を読み取ることができるか。
成果指標の分析	<p>施策の意図に合ったものとなっているか？目標値の設定は適切か？実績値に問題はないか？</p> <p>●医療施設等の立入検査における検査項目の適合率は、目標値を100%としておりますが、平成30年度の97.9%に対し令和元年度は97.5%と0.4ポイント下回りました。年度内に改善されたものについては確認を行い、時間を要するものについては引き続き計画的な把握に努めます。</p>
事務事業の構成の妥当性	<p>施策の目的を達成するために構成した事務事業に問題点はないか？【●「施策の方向性」ごとに記載すること】</p> <p>●施策を構成する事務事業は、保健医療推進事業、医療安全支援センター運営事業、医事・薬事監視事業であり、医療の質の確保のために必要な事業であり、構成は妥当です。</p>
役割分担の妥当性	<p>行政の取組み以外で、目標達成に必要な実施主体及び事業等の記載及びその役割分担に問題はないか？</p> <p>●医師、薬剤師、保健師、診療放射線技師等の医療関係専門職員等による立入検査を行う医療監視については、医療の質の確保のために法令違反等について指導を行うものであり、役割分担に関しては妥当と考えます。今後も、医療機関の法令遵守を図るため、適正な監視業務に努めてまいります。</p>

◆改善提案◆

表面の「施策を構成する事務事業」の重点化欄で、重点化する事業として選択した理由	
-	
この施策の成果を達成するための、具体的な改善提案(改善内容、始期、終期等)	
今年度の実施改善策	●第7次長崎県医療計画の推進のため、関係団体との協議・調整を図ってまいります。●立入検査の結果、指摘事項がある医療機関等への対応を適切に行い、法令及び通知等の遵守を図ります。
次年度の実施改善策	●長崎県医療計画を推進するほか、あらゆる懸案事項について関係団体との課題共有とともに協議・調整を図ります。●医療機関等の法令遵守を図るため、前年度、当年度の指摘事項の改善状況を確認、不十分な場合には計画的に指導・確認します。
中期(概ね3～5年)の実施可能な改善策	<p>●今後において医師のほか医療従事者の不足が見込まれるなど、新たに生じる課題について迅速な検討協議に努めます。</p> <p>●法令改正、医療の進展に即応した監視体制、患者と医療機関の信頼関係の構築のための相談窓口設置により、医療の安全確保につなげていきます。</p>
改善により見込まれる効果、または住民への影響に対するフォロー	
●市民が地域において、いつでも安心して適切な医療を受けることができます。●医療の質を確保することができます。	